

西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)

平成14年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研

J R

01 - 61

西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)

落合 雄彦

東海大学教養学部 非常勤講師

平成 14 年 3 月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

本報告書は、平成 13 年度国際協力事業団客員研究員に委嘱した研究の成果を取りまとめたものです。

なお、本報告書に示されている様々な見解・提言等は、当事業団の意見を代表するものではないことをお断りします。

目 次

| | |
|--|----|
| 要 約 | i |
| はじめに | 1 |
| 1. 序論：アフリカの地域統合 | 5 |
| 1 - 1 地域統合の世代間格差 | 5 |
| 1 - 1 - 1 歴史：植民地主義の影響 | 5 |
| 1 - 1 - 2 経済：開発パラダイム | 6 |
| 1 - 1 - 3 政治：政治志向性 | 7 |
| 1 - 2 「第2世代の地域統合」としての1990年代のECOWAS | 8 |
| 1 - 3 西アフリカの主要な地域機構 | 9 |
| 2. 総論：ECOWASの概観 | 12 |
| 2 - 1 設立 | 12 |
| 2 - 2 目的 | 17 |
| 2 - 3 組織 | 18 |
| 2 - 3 - 1 国家元首政府首脳最高会議 | 18 |
| 2 - 3 - 2 閣僚理事会 | 20 |
| 2 - 3 - 3 共同体議会 | 20 |
| 2 - 3 - 4 経済社会理事会 | 21 |
| 2 - 3 - 5 共同体司法裁判所 | 21 |
| 2 - 3 - 6 事務局 | 22 |
| 2 - 3 - 7 協力・補償・開発基金 | 23 |
| 2 - 3 - 8 専門委員会 | 24 |
| 2 - 4 活動 | 24 |
| 2 - 4 - 1 貿易自由化 | 24 |
| 2 - 4 - 2 通貨統合 | 28 |
| 2 - 4 - 3 人の自由移動 | 29 |
| 2 - 4 - 4 運輸と通信 | 30 |
| 2 - 4 - 5 エネルギー | 31 |
| 2 - 4 - 6 経済工業開発 | 32 |
| 2 - 4 - 7 社会開発 | 32 |
| 2 - 4 - 8 農業 | 33 |
| 2 - 4 - 9 環境 | 33 |
| 2 - 4 - 10 民主化 | 33 |
| 2 - 4 - 11 財政 | 33 |
| 2 - 4 - 12 小括 | 34 |
| 2 - 5 開発パートナーとの関係 | 35 |

| | | |
|-----------|---|-----|
| 2 - 5 - 1 | EU | 35 |
| 2 - 5 - 2 | 世界銀行 | 36 |
| 2 - 5 - 3 | アメリカ | 37 |
| 2 - 5 - 4 | 他の開発パートナー | 37 |
| 3. | 各論：ECOWAS の紛争対応 | 38 |
| 3 - 1 | 地域安全保障機構としての ECOWAS | 38 |
| 3 - 2 | 2つの議定書 | 39 |
| 3 - 2 - 1 | 不可侵議定書 | 39 |
| 3 - 2 - 2 | 防衛相互援助に関する議定書 | 39 |
| 3 - 3 | ECOWAS 停戦監視団(ECOMOG)..... | 41 |
| 3 - 3 - 1 | リベリア | 41 |
| 3 - 3 - 2 | シエラ・レオーネ | 43 |
| 3 - 3 - 3 | ギニア・ビサオ | 45 |
| 3 - 3 - 4 | ギニア・リベリア国境地帯 | 45 |
| 3 - 3 - 5 | 小括 | 45 |
| 3 - 4 | 紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム | 46 |
| 3 - 4 - 1 | 構成 | 46 |
| 3 - 4 - 2 | 早期警戒システム | 47 |
| 3 - 4 - 3 | 開発パートナーの支援 | 49 |
| 3 - 5 | 西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言 | 49 |
| 3 - 5 - 1 | 経緯と内容 | 49 |
| 3 - 5 - 2 | 安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)..... | 52 |
| 4. | 結論：日本と ECOWAS のパートナーシップの模索 | 57 |
| 4 - 1 | 新たな地域主義と日本の新たなアフリカ外交が共振した 1993 年：TICAD I | 57 |
| 4 - 2 | 継続する動態：TICAD II、NEPAD、そして TICAD III へ | 59 |
| 4 - 3 | どのような地域協力・地域統合を目指すか | 61 |
| 4 - 4 | ECOWAS を日本の紛争対応支援のパートナーに | 62 |
| | 参考文献 | 66 |
| 別添資料 1 | 西アフリカ諸国経済共同体修正条約 | 69 |
| 別添資料 2 | 不可侵議定書 | 101 |
| 別添資料 3 | 防衛相互援助に関する議定書 | 104 |
| 別添資料 4 | 紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書 | 111 |
| 別添資料 5 | 西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言 .. | 129 |
| 別添資料 6 | 西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言 の履行のための行動規範 | 131 |
| 別添資料 7 | 安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)の履行のための行動計画 | 136 |

要 約

本報告書は、平成13年度国際協力事業団客員研究員として委嘱された、西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States: ECOWAS)に関する総合的な調査研究の成果である。

ECOWASは、西アフリカを包括する経済共同体として1975年に設立された。現在のECOWASの目的は、西アフリカにおける諸国民の生活水準向上のための経済同盟の設立へ向けた協力と統合を促進すること、経済的安定を維持・拡大すること、加盟諸国間の関係を醸成すること、アフリカ大陸の進歩と開発に貢献することとされている。そして、こうした諸目的を達成するために、ECOWASは、域内関税の撤廃、人・サービス・資本の自由移動、経済政策の調和などを行い、段階的に関税同盟を形成し、共同市場を創設した上で、究極的には経済同盟を結成することを目指している。

ECOWASの主要な組織としては、国家元首政府首脳最高会議、閣僚理事会、共同体議会、共同体司法裁判所、事務局、協力・補償・開発基金、専門委員会などがある。国家元首政府首脳最高会議は、ECOWASの最高決定機関である。閣僚理事会は、各国2名の閣僚から構成され、財政を含む共同体運営全般についての協議と決定を行う。共同体議会は、115名の議員から構成され、共同体の活動全般について審議するが、その存在はいまのところ象徴的なものにすぎない。共同体司法裁判所は、加盟諸国や他の共同体組織とは独立した存在として条約の解釈や共同体内における係争などについての法的判断を下す。事務局は、共同体の実際の運営を行う中核的な常設組織であり、その最高責任者は事務局長である。協力・補償・開発基金は、共同体の主要な金融機関であり、加盟国におけるプロジェクトへの融資、経済統合によって損失を受けた加盟国への補償の提供、共同体内で相対的に開発が遅れた加盟国の開発事業の促進といった任務を行っている。専門委員会は、各国の代表によって構成され、その主な任務は、共同体の各分野のプロジェクトとプログラムを策定し、それを事務局経由で閣僚理事会に提出したり、各担当分野に関する議定書の規定の適用を監視・促進したりすることにある。

ECOWASの活動分野は多岐に及ぶ。経済共同体であるECOWASにとっての最大の目標は、関税同盟、共同市場、そして経済同盟の創設であり、そのための重要な柱となってきたのが、域内関税・非関税障壁の撤廃による域内貿易の自由化、共通域外関税の設定、人・サービス・資本の移動自由化などである。しかし、これまでのところ、ECOWASによる貿易障壁の撤廃や共通域外関税の設定は、その当初の目標を達成できていないばかりか、他の諸活動と比しても最も進展が遅れている分野となっている。通貨統合に関しては、ECOWASは、2003年までにCFAフラン圏に次ぐ第2通貨圏を創設し、2004年までに両通貨圏を統合して単一通貨圏を創設することを一応の目標としている。人の自由移動については、ECOWAS市民は、自国パスポートあるいはECOWAS旅行証明書さえ携帯していれば、査証・入国許可なく自国以外の加盟諸国に最大90日間滞在することが可能となっている。また、すでにECOWASは共同体パスポートの発行を決めている。運輸分野については、ECOWASは、これまで沿岸横断高速道路とサヘル横断高速道路という2本の地域主要幹線道路の整備を進めてきた。エネルギー分野では、ナイジェリア産天然ガスをパイプラインによって

近隣諸国に供給するというプロジェクトが進行中である。また、加盟諸国の電力供給網を結んで電力不足の加盟国に対して周辺諸国の余剰電力を提供し、電力の安定供給を図ろうとするプロジェクトも進められている。農業分野では、ECOWASは、国際移動放牧証明書の導入、農業に関する広報活動の推進、農産品をめぐる国際交渉での意見の調整などを行っている。民主化分野に関しては、ECOWAS加盟諸国首脳は、1991年に基本的人権の尊重や政治的多元主義の促進といった民主的な政治原則の遵守を謳った「ECOWAS政治原則宣言」を採択した。財政分野では、第三国から加盟国への輸入額に対して一定率の共同体税を課し、それを分担金に代わる主要な共同体財源とすることがすでに決められている。

しかし、少なくとも1980年代までのECOWASは、ある地域の複数の国家が共通の問題解決において協力するという意味での「地域協力」の枠組みではあっても、地域経済統合を核とする「地域統合」の枠組みとしてはほとんど機能していなかったといえる。

ところが、1990年代以降、そのECOWASが国際社会の注目を広く集めるようになった。その最大の要因は、地域経済統合の進展ではなく、ECOWASが政治安全保障分野、特に冷戦後の域内紛争の解決において積極的な役割を果たしたことにあった。ECOWASは、1990年に独自の軍事組織を創設してまずリベリア紛争に派遣し、さらに1997年にはシエラ・レオーネにも軍事介入している。結局、ECOWASの軍事介入によって、リベリアでは7年間にも及んだ内戦が1997年7月に一応終結し、また、シエラ・レオーネでは軍事クーデタによって一旦は追放された文民大統領が1998年3月に政権復帰を果たすにいたった。リベリアにおけるECOWASの介入は、アフリカの地域機構が創設した独自の軍事組織による紛争解決が試みられ、それが結果として成功した初めての事例となり、また、シエラ・レオーネにおけるそれは、地域機構が軍事クーデタによって倒された民主的政権を武力行使によって政権復帰させた、やはりアフリカ史上初めての事例となった。そして、さらにECOWAS加盟諸国は、1998年には小型武器の輸出入や製造を3年間にわたって一時停止するモラトリアム宣言を採択し、また、1999年には紛争対応メカニズムを整備するための議定書に調印している。

そして、こうした独自の活動を展開するなかで、それまで国際的にあまり注目されていなかったECOWASは、1990年代に入って国際社会、特に二国間および多国間の開発パートナーの関心を次第に集めるようになった。

他方、日本は、1993年に東京アフリカ開発会議(TICAD)を開催した。しかし、その後のTICADプロセスにおいて、地域協力・地域統合が主要な開発アプローチとして位置づけられてきたにもかかわらず、日本は、アフリカの地域機構と必ずしも十分なパートナーシップを構築してこなかった。日本が比較的緊密な関係を構築してきたアフリカの地域機構としては、アフリカ統一機構(OAU)と南部アフリカ開発共同体(SADC)が挙げられよう。しかし、こうした諸機構に対する資金援助および技術協力は、依然としてかなり限定的なものにとどまっており、特に1990年代後半以降は、日本のODA予算全体の削減に伴って両機構への支援額も減少傾向を示している。このように日本が「ドナー＝レシピアント関係」を結んでいるアフリカの地域機構はいくつかみられるが、わが国が「パートナーシップ」と呼ぶにふさわしい緊密な関係を構築しているアフリカの地域機構は、ほぼSADCを除けば皆無といってもけっして過言ではない。日本は、一方では地域協力アプローチをひ

とつの特徴とするTICADプロセスを主導しておきながら、他方ではアフリカの地域協力に対してかなり限定的な支援しか提供してこなかったのであり、そこには理想と現実の大きな懸隔があったといわねばならないであろう。

それでは、今後日本はアフリカの地域機構、特にECOWASといかなる関係を構築していくべきであろうか。本報告書の提言は、以下のとおりである。

日本は、ECOWASの伝統的な経済統合プロセスに直接関与する必要はない。

経済共同体としてのECOWASの主要な目的は、関税同盟、共同市場、そして経済同盟の創設にある。しかし、こうした関税と貿易を中心とする伝統的な経済統合プロセスは、ECOWASの場合、これまでほとんど進展してこなかった。また、関税撤廃や貿易自由化といった地域経済統合は、ECOWAS諸国のように経済構造が類似した低所得の諸国家間の場合、少なくとも短期的にはあまり大きな経済効果を期待することができない。こうした分野への支援は、わが国よりもEUの方が明らかに比較優位をもっており、日本は少なくとも直接的に関与する必要はない。

日本は、「情報通信技術」、「環境対策」、「民主化」などの分野でECOWASの個別プロジェクトを支援することができるかもしれない。

ECOWASは、いくつかの地域協力プロジェクトを実施しているが、日本が協力できるものはあまりない。そうしたなか、日本がECOWASとの間で協力可能な分野といえるのは、情報通信技術、環境対策、民主化などであろう。情報通信技術分野の支援は、ECOWAS側のニーズが高いことに加えて、アフリカに対してIT支援を強化するという日本側の援助政策方針とも合致している。環境対策に関しては、西アフリカの場合、特に砂漠化問題が深刻であり、日本はサヘル地域干ばつ対策国家間常設委員会(CILSS)に加えてECOWASとの間でも砂漠化防止に関する協力関係の構築を模索できるかもしれない。民主化支援に関しては、日本は、二国間ベースだけではなく、ECOWASを用いて多国間ベースの支援を提供し、西アフリカ諸国間の「民主化経験の共有」を促進することで同地域の民主化に寄与することが可能であるかもしれない。

日本は、特に「紛争対応」の分野でECOWASとのパートナーシップを構築すべきである。

1990年代以降、アフリカではいくつかの地域機構が紛争対応に積極的に関与してきたが、成功した事例はあまりみられない。こうしたなか、ECOWASはある程度の成果を収めており、紛争対応はECOWASの比較優位が存在する分野といえる。他方、日本側も近年、アフリカの紛争問題への関心を強めつつある。たとえば、森喜朗首相は、2001年1月に南アフリカで行ったアフリカ政策演説のなかで、開発支援と紛争予防・難民支援を日本のアフリカ外交における車の両輪にすると明言している。日本とECOWASは、両者の関心やニーズが合致した紛争対応の分野においてこそ、パートナーシップを構築すべきである。

略 語 表

| 略 語 | 原語正式名称 | 日本語名称 |
|----------|--|--|
| AAFC | Allied Armed Forces of the Community | 共同体連合軍 |
| ACBF | African Capacity Building Foundation | アフリカ能力構築財団 |
| ADB | African Development Bank | アフリカ開発銀行 |
| AFRC | Armed Forces Revolutionary Council | 国軍革命評議会 |
| AFL | Armed Forces of Liberia | リベリア国軍 |
| AGRHYMET | Centre Régional de Formation et d'Application en Agrométéorologie et Hydrologie Opérationnelle | 農業気象水文学形成応用地域センター |
| AIDS | acquired immunodeficiency syndrome | 後天性免疫不全症候群 |
| ANAD | Accord de Non-agression et d'Assistance en Matière de Défense | 不可侵防衛援助協定 |
| AOF | l'Afrique Occidentale Française | 仏領西アフリカ |
| AU | African Union | アフリカ連合 |
| BAO | Banque d'Afrique Occidentale | 西アフリカ銀行 |
| BCEAO | Banque Centrales des Etats de l'Afrique de l'Ouest | 西アフリカ諸国中央銀行 |
| CCJ | Community Court of Justice | 共同体司法裁判所 |
| CE | Council of Elders | 顧問会議 |
| CEAO | Communauté Economique de l'Afrique de l'Ouest | 西アフリカ経済共同体 |
| CEDEAO | Communauté Economique des Etats de l'Afrique de l'Ouest | 西アフリカ諸国経済共同体 |
| CFA | 旧)Colonies Françaises d'Afrique 新)Communauté Financière Africaine ただし、中部アフリカでは、 新)Coopération Financière en Afrique Centrale | 旧)アフリカ仏領植民地 新)アフリカ金融共同体 ただし、中部アフリカでは、 新)中部アフリカ金融協力 |
| CILSS | Comité permanent Inter-Etats de Lutte contre la sécheresse dans la Sahel | サヘル地域旱魃対策国家間常設委員会 |
| COCOM | Coordinating Committee for Export to Communist Area | 対共産圏輸出統制委員会 |
| COMESA | Common Market for Eastern and Southern Africa | 東部・南部アフリカ共同市場 |
| COMESSA | Communauté des Etats du Sahel et du Sahara | サヘル・サハラ諸国共同体 |
| DSC | Defense and Security Commission | 防衛安全保障委員会 |
| EAC | East African Community | 東アフリカ共同体 |
| ECA | United Nations Economic Commission for Africa | 国連アフリカ経済委員会 |
| EACSO | East African Common Services Organization | 東アフリカ共同役務機構 |
| EBID | ECOWAS Bank for Investment and Development | ECOWAS 投資開発銀行 |
| ECOMOG | ECOWAS Cease-fire Monitoring Group | 西アフリカ諸国経済共同体停戦監視団 |
| ECOSOC | Economic and Social Council | 経済社会理事会 |
| ECOWAS | Economic Community of West African States | 西アフリカ諸国経済共同体 |
| ERDF | ECOWAS Regional Development Fund | ECOWAS 地域開発基金 |
| ERDB | ECOWAS Regional Development Bank | ECOWAS 地域開発銀行 |
| ESC | Economic and Social Council | 経済社会理事会 |
| ETI | Ecobank Transnational Incorporated | エコバンク・トランスナショナル法人 |
| EU | European Union | 欧州連合 |
| EWS | Early Warning System | 早期警戒システム |
| FAO | Food and Agriculture Organization | 国連食糧農業機関 |
| FEWAMA | Federation of West African Manufacturing Associations | 西アフリカ製造業協会連合 |
| FOWA | Forum of West Africa | 西アフリカフォーラム |
| FWACC | Federation of West African Chambers of Commerce | 西アフリカ商工会議所連合会 |
| GATT | General Agreement on Tariff and Trade | 関税および貿易に関する一般協定 |
| GNPC | Ghana National Petroleum Corporation | ガーナ国営石油公社 |
| HIPC | heavily indebted poor country | 重債務貧困国 |
| HIV | human immunodeficiency virus | ヒト免疫不全ウィルス |
| ICRC | International Committee of the Red Cross | 国際赤十字委員会 |
| ICT | Information and Communication Technology | 情報通信技術 |
| IGAD | Intergovernmental Authority on Development | 政府間開発機構 |

| | | |
|---------|--|-----------------------------|
| IMF | International Monetary Fund | 国際通貨基金 |
| INSAH | Institut du Sahel | サヘル研究所 |
| INPFL | Independent National Patriotic Front of Liberia | リベリア独立国民愛国戦線 |
| IOC | Indian Ocean Commission | インド洋委員会 |
| IT | Information and Communication Technology | 情報通信技術 |
| ITU | International Telecommunication Union | 国際電気通信連合 |
| JICA | Japan International Cooperation Agency | 国際協力事業団 |
| LWIM | Light Weapons Information Management | 小型武器情報管理 |
| MCPMR | Mechanism for Conflict Prevention, Management and Resolution | 紛争予防・管理・解決メカニズム |
| MRU | Mano River Union | マノ川同盟 |
| MSC | Mediation and Security Council | 仲介安全保障理事会 |
| NAFTA | North American Free Trade Agreement | 北米自由貿易協定 |
| NAI | New African Initiative | 新アフリカ・イニシアティブ |
| NEPAD | The New Partnership for Africa's Development | アフリカ開発のための 新パートナーシップ |
| NGO | non-governmental organization | 非政府組織 |
| NISAT | Norwegian Initiative on Small Arms Transfers | 小型武器移転に関する ノルウェー・イニシアティブ |
| NPFL | National Patriotic Front of Liberia | リベリア国民愛国戦線 |
| OAS | Organization of American States | 米州機構 |
| OAU | Organization of African Unity | アフリカ統一機構 |
| OCCGE | Organisation de Coordination et de Coopération pour la Lutte contre les Grandes Endémies | 深刻な風土病対策調整協力機関 |
| ODA | official development assistance | 政府開発援助 |
| OMC | Observation and Monitoring Center | 監視モニタリングセンター |
| OMZ | Observation and Monitoring Zone | 監視モニタリング圏域 |
| OMVS | Organisation pour la mise en valeur du fleuve Sénégal | セネガル川流域開発機構 |
| OSCE | Organization for Security and Cooperation in Europe | 欧州安全保障協力機構 |
| PCASED | Programme for Coordination and Assistance for Security and Development | 安全保障開発調整支援プログラム |
| PIC | Policy Implementation Committee | 政策実施委員会 |
| PTA | Preferential Trade Area for Eastern and Southern African States | 東部・南部アフリカ諸国特惠貿易 地域 |
| RUF | Revolutionary United Front of Sierra Leone | シエラ・レオーネ革命統一戦線 |
| SADC | Southern African Development Community | 南部アフリカ開発共同体 |
| SADCC | Southern African Development Coordination Conference | 南部アフリカ開発調整会議 |
| SAP | structural adjustment programme | 構造調整計画 |
| SDR | Special Drawing Right | 特別引出権 |
| SMC | Standing Mediation Committee | 常設仲介委員会 |
| SOBEGAZ | Société Beninoise de Gaz | ベナンガス会社 |
| SOTOGAZ | Société Togolaise de Gaz | トーゴガス会社 |
| SRAP | Sub-regional Action Programme | 準地域行動プログラム |
| TICAD | Tokyo International Conference on African Development | 東京アフリカ開発会議 |
| TLS | Trade Liberalisation Scheme | 貿易自由化スキーム |
| TWG | Technical Working Group | 専門作業グループ |
| UA | West African Unit of Account | 西アフリカ計算単位 |
| UDAO | Union Douanière de l'Afrique de l'Ouest | 西アフリカ関税同盟 |
| UDEAO | Union Douanière des Etats de l'Afrique de l'Ouest | 西アフリカ諸国関税同盟 |
| UEMOA | Union Economique et Monétaire Ouest-Africaine | 西アフリカ経済通貨同盟 |
| ULIMO | United Liberation Movement of Liberia for Democracy | リベリア民主統一解放運動 |
| UMOA | Union Monétaire Ouest-Africaine | 西アフリカ通貨同盟 |
| UN | United Nations | 国際連合 |
| UNAMSIL | United Nations Mission in Sierra Leone | 国連シエラ・レオーネ派遣団 |
| UNCTAD | United Nations Conference on Trade and Development | 国連貿易開発会議 |
| UNESCO | United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization | 国連教育科学文化機関 |
| UNDP | United Nations Development Programme | 国連開発計画 |

| | | |
|---------|--|------------------|
| UNO | United Nations Organization | 国際連合 |
| UNRCPDA | United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament | 国連アフリカ平和軍縮地域センター |
| USAID | United States Agency for International Development | アメリカ国際開発庁 |
| VWCP | Voluntary Weapons Collection Programme | 自主武器回収プログラム |
| WABA | West African Bankers Association | 西アフリカ銀行協会 |
| WACB | West African Central Bank | 西アフリカ中央銀行 |
| WACH | West African Clearing House | 西アフリカ手形交換所 |
| WAEC | West African Economic Community | 西アフリカ経済共同体 |
| WAEN | West African Enterprise Network | 西アフリカ企業ネットワーク |
| WAGP | West African Gas Pipeline | 西アフリカ天然ガスパイプライン |
| WAHC | West African Health Community | 西アフリカ保健共同体 |
| WAHO | West African Health Organization | 西アフリカ保健機関 |
| WAMA | West African Monetary Agency | 西アフリカ通貨機関 |
| WAMI | West African Monetary Institute | 西アフリカ通貨機構 |
| WAMZ | West African Monetary Zone | 西アフリカ通貨圏 |
| WAPP | West African Power Pool | 西アフリカ電力プール |
| WARP | West African Regional Program | 西アフリカ地域プログラム |
| WAWA | West African Women Association | 西アフリカ女性協会 |
| WMO | World Meteorological Organization | 世界気象機関 |
| WTO | World Trade Organization | 世界貿易機関 |

はじめに

本報告書は、平成13年度国際協力事業団客員研究員として委嘱された、西アフリカ諸国経済共同体(Economic Community of West African States: ECOWAS)に関する総合的な調査研究の成果である。

ECOWASは、1975年、ナイジェリアとトーゴのイニシアティブのもと、西アフリカを包括する経済共同体として設立された。その設立条約によれば、ECOWASの目的は、加盟諸国国民の生活水準の向上、経済的安定の増大・維持、加盟諸国間のより緊密な関係の醸成、そして、アフリカ大陸の進歩と開発のために、経済活動のすべての分野と社会文化的な事項において協力および開発を促進することにあるとされていた。そして、こうした目的を達成するために、域内関税の撤廃、人・サービス・資本の自由移動、経済政策の調和などを行い、15年間で段階的に関税同盟を形成し、究極的には共同市場を創設することが目指されていた¹。

しかし、設立後のECOWASは、共同市場はおろか当初15年間で達成するはずであった関税同盟さえ創設できないまま今日にいたっている。1990年代以降、ECOWASは地域経済統合の速度を部分的に加速させつつあるとはいえ、いまなおその統合の成果は乏しく、統合までの道程は依然として遠い。少なくとも1980年代までのECOWASは、ある地域の複数の国家が共通の問題解決において協力するという意味での「地域協力」の枠組みではあっても、地域経済統合を核とする「地域統合」の枠組みとしてはほとんど機能していなかった、あるいは「地域統合」の分野ではほとんど目立った成果を達成してこなかったといえる。

ところが、1990年代以降、そのECOWASが国際社会の注目を広く集めるようになった。その最大の要因は、地域経済統合の進展ではなく、ECOWASが政治安全保障分野、特に冷戦後の域内紛争の解決において積極的な役割を果たしたことにあった。

西アフリカにとって、1990年代はまさに「地域不安定化の時代」であったといえる。1989年12月にリベリア紛争が勃発したのを皮切りに、1991年3月にはシエラ・レオーネでも内戦が始まり、1998年6月にはギニア・ビサオでも騒乱が発生した。また、2000年9月以降、ギニア領内の国境付近でも散発的に戦闘がみられるようになった。そして、こうした状況のなかで、ECOWASは、1990年8月に独自の軍事組織を創設してまずリベリア紛争に派遣し、さらに1997年5月にはシエラ・レオーネにも軍事介入している。結局、ECOWASの軍事介入によって、リベリアでは7年間にも及んだ内戦が1997年7月に一応終結し、また、シエラ・レオーネでは軍事クーデタによって一旦は追放された文民大統領が1998年3月に政権復帰を果たすにいたった。リベリアにおけるECOWASの介入は、アフリカの地域機構が創設した独自の軍事組織による紛争解決が試みられ、それが結果として成功した初めての事例となり、また、シエラ・レオーネにおけるそれは、地域機構が軍事クーデタによって倒された民主的政権を武力行使によって政権復帰させた、やはりアフリカ史上初めての事例となった。そして、さらにECOWAS加盟諸国は、1999年12月には紛争対応メカニズ

¹ その後1993年7月に署名された修正条約では、共同体の目的が修正されている。詳細は、本報告書「2-2目的」の項を参照されたい。

ムを整備するための議定書に調印し、従来の単なる経済共同体の枠組みを超えた地域安全保障機構としての体制づくりにも本格的に着手し始めた。このほか、ECOWAS加盟諸国は、1998年10月、小型武器の輸出入や製造を3年間にわたって一時停止するというモラトリアム宣言を採択することで、現代紛争のひとつの原因となっている小型武器流通の規制に対してもアフリカの他の地域機構に先んじて積極的な姿勢を示した。

そして、ECOWASは、こうした政治安全保障分野での積極的な活動と成果を通じて地域機構としての求心力を高める一方、1990年代に入って、従来顕著な成果がみられなかった経済分野においても協力と統合を積極的に推進するようになった。たとえば、西アフリカにおける単一通貨圏構想は、それまでもECOWASがその創設を決議しながらも実現されてこなかった課題であったが、2000年12月、CFAフラン圏²に属さないガンビア、ガーナ、ギニア、ナイジェリア、シエラ・レオネの5カ国が、CFAフラン圏に次ぐ第2通貨圏の創設を目指して西アフリカ通貨機構(West African Monetary Institute: WAMI)という組織の新設に合意し、同機構は2001年1月より活動を開始した。また、ECOWASのエネルギー分野協力プログラムの一環として、ナイジェリア、ベナン、トーゴ、ガーナをパイプラインで結び、ナイジェリアの天然ガスを各国に供給するという大規模プロジェクトも現在進行中である。

そして、それまで国際的にあまり注目されていなかったECOWASは、1990年代に入ってこうした独自の活動を展開するなかで、国際社会、特に二国間および多国間の開発パートナーの関心を次第に集めるようになってきたのである。すでに国連システム、世界銀行、欧州連合(European Union: EU)、カナダ、アメリカ、フランス、ノルウェー、日本といった域外パートナーがECOWASに資金援助や技術支援を提供したり、閣僚レベルあるいは実務者レベルの定期会合をもっており、今日ECOWASは、アフリカ開発における新たなアクターとして、少しずつではあるがその存在が国際的に認知され始めている。

こうしたECOWASの活動の広がりや国際的な関心の高まりにもかかわらず、残念ながら、わが国における本格的なECOWAS研究の成果はごくわずかしか存在していない。その例外は、室井義雄(1985)と望月克哉(1988)の研究成果である。前者は、ECOWASが目指す域内貿易の拡大に必要な不可欠な「通貨の交換性」に関する詳細な論考であり、後者は、ECOWASの組織や活動の全般についてわが国で初めて包括的に論じた論文である。両者は、ECOWASに関して今日入手可能な数少ない邦文文献であるとともに、いずれも秀逸な研究成果である。しかし、両者はともに1980年代後半に公開されたものであり、当然のことながら、それらのなかでは1990年代以降のECOWASの新たな活動の展開は考察されていない。

² CFAフランは、植民地時代の仏領西アフリカと仏領赤道アフリカで創設され、そうした諸植民地に属していた地域が独立したのちもなお使用されている通貨単位である。CFAとは、植民地時代にはColonies Françaises d'Afrique(アフリカ仏領植民地)の略であったが、独立後、西アフリカではCommunauté Financière Africaine(アフリカ金融共同体)、中部アフリカではCoopération Financière en Afrique Centrale(中部アフリカ金融協力)の略として用いられるようになった。CFAフラン圏諸国は、西アフリカ経済通貨同盟(Union Economique et Monétaire Ouest-Africaine: UEMOA)を含む2つの通貨同盟と西アフリカ諸国中央銀行(Banque Centrales des Etats de l'Afrique de l'Ouest: BCEAO)を含む2つの中央銀行を有している。CFAフランはフランス・フランと固定レートでリンクされており、これまでフランス・フランとの自由交換性が維持されてきた(大林稔(1994) p. 7)。

そこで、本報告書では、室井(1985)と望月(1988)の研究成果を踏まえてECOWASを総合的に考察する一方で、両文献によって考察されていない1990年代以降のECOWASの活動、特にその紛争対応イニシアティブに焦点をあて、詳細に分析することとしたい。

本報告書は、序論、総論、各論、結論の4つの部分と別添資料から構成されている。

序論では、ECOWASそのものの考察に入る前に、アフリカにおける従来の地域統合と今日的な地域統合の特徴の比較検討を試みる。

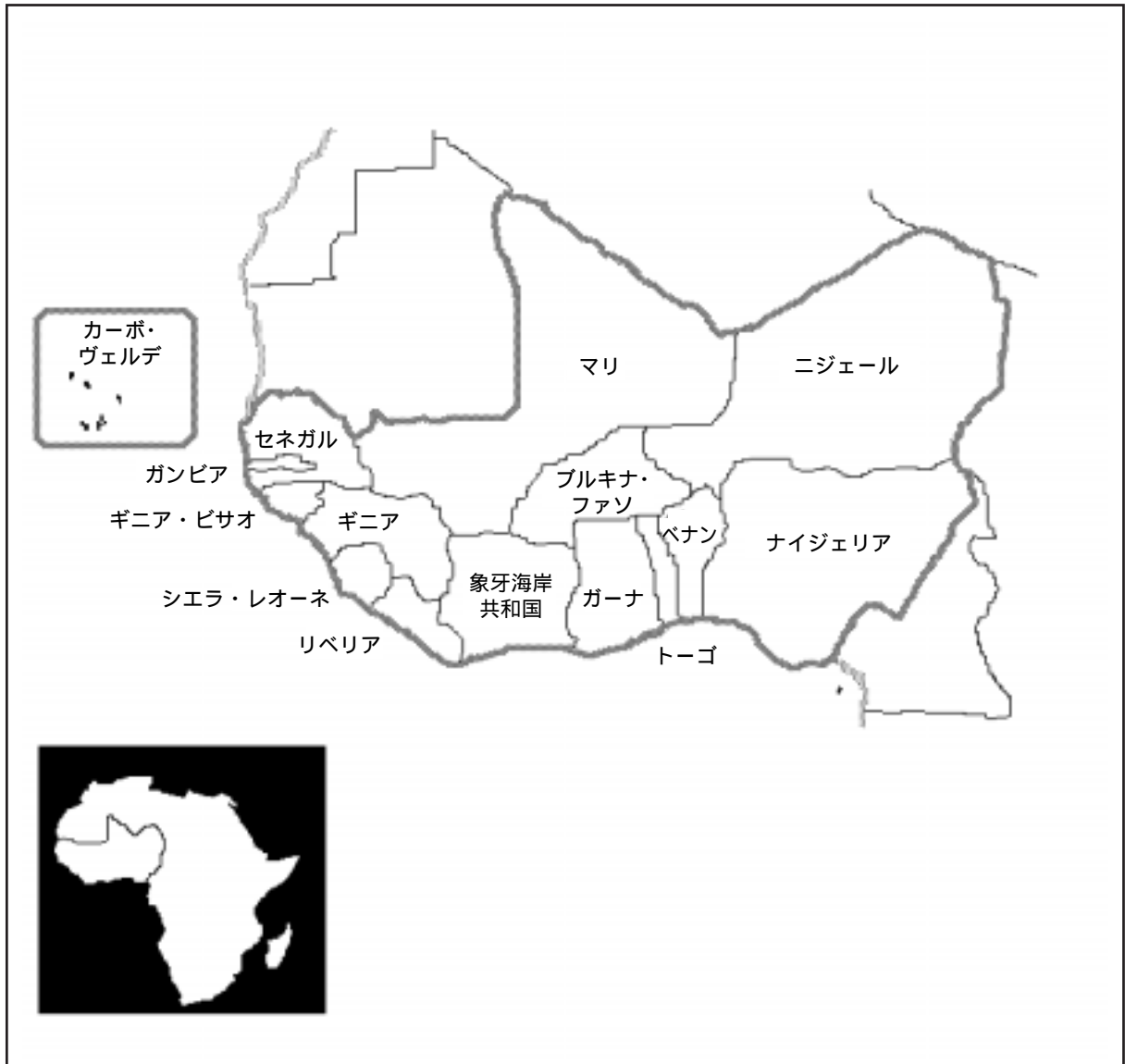
総論では、ECOWAS設立の経緯、条約の内容、国家元首政府首脳最高会議や事務局といった諸組織の機能、貿易自由化や通貨統合などのこれまでの活動の軌跡を詳細に考察する。

続く各論では、1990年代以降に活発に展開されるようになった、地域安全保障と紛争対応に関するECOWASの活動を検討する。具体的には、安全保障関連議定書の内容、ECOWAS独自の軍事組織の展開、紛争対応メカニズムの構築、小型武器に関するモラトリアム宣言の内容と実施状況について考察する。

そして、結論では、2003年に開催が予定されている第3回東京アフリカ開発会議(The Third Tokyo International Conference on African Development: TICAD III)を念頭におきながら、日本がECOWASとの間でいかなる新しいパートナーシップを構築していくべきかを論じる。

また、巻末には別添資料として、本報告書の内容、特にECOWASの紛争対応に関連する7つのECOWAS主要文書の日本語訳を掲載した。

ECOWAS 加盟諸国



出所：筆者作成。

1. 序論：アフリカの地域統合

1 - 1 地域統合の世代間格差

アフリカはいま、新たな地域統合の時代を迎えている。2000年7月のアフリカ統一機構 (Organization of African Unity: OAU) 首脳会議におけるアフリカ連合 (African Union: AU) 制定法の調印は、まさにそれを最も象徴的に示す出来事であったといえよう (同法は、批准国が署名国の3分の2に達したのを受けて2001年5月に発効し、これを受けて、AUは2002年7月に創設予定)。無論、今日のアフリカにおける地域統合は、従来からみられた路線の延長線上に位置づけられるものではある。しかしその一方で、特に1990年代以降のアフリカにおける地域統合の動きは、従来のそれとは性格を異にしている面もみられる。いま仮に、こうした過去との連続性と差異性を同時に含意する言葉として「世代」という用語を用いるとするならば、OAUに代表されるような1960年代から1980年代までのアフリカの地域統合は「第1世代の地域統合」、AUに代表されるような1990年代以降のそれは「第2世代の地域統合」として位置づけることができよう³。そして、両者には、世代間格差ともいうべき、以下のような歴史、経済、政治をめぐる3つの相違点があると考えられる。

1 - 1 - 1 歴史：植民地主義の影響

第1世代と第2世代の地域統合の間にみられる第1の相違点は、植民地主義の影響の濃淡である。独立直後のアフリカの地域統合、すなわち「第1世代の地域統合」は、良くも悪くも植民地主義の産物としての側面を強く有していた。たとえば、ウガンダ、ケニア、タンザニアの東アフリカ3カ国が1967年に創設に合意した東アフリカ共同体 (East African Community: EAC) は、イギリス植民地支配下の1961年に東アフリカ高等弁務府に代わって設立された東アフリカ共同役務機構 (East African Common Services Organization: EACSO) を前身とする地域機構であった⁴。また、西アフリカにおけるCFAフランの発券銀行である西アフリカ諸国中央銀行 (Banque Centrales des Etats de l'Afrique de l'Ouest: BCEAO) は、もともと完全独立前の1959年に国際的な公的機関としてすでに設立されていた機関であったし、1966年に創設された西アフリカ諸国関税同盟 (Union Douanière des Etats de l'Afrique de l'Ouest: UDEAO) もまた、完全独立前の1959年に創設された西アフリカ関税同盟 (Union Douanière de l'Afrique de l'Ouest: UDAO) をのちに改組した地域機構にほかならなかった⁵。

このように、アフリカの「第1世代の地域統合」には、植民地期にその起源をもつものが少なくない。しかし、「第1世代の地域統合」にみられる植民地主義の影響は、その枠組みが植民地時代に

³ 筆者は、アフリカの地域機構における「世代」という概念を Mistry, P. (2000) から学んだ。

⁴ 吉田昌夫 (1978) pp. 251-254. なお、ECA は、1977年に事実上解体したが、1985年に復活している。

⁵ 原口武彦 (1988) pp. 180-182.

形成されたという事実だけに留まらない。たとえば、1963年に新興アフリカ諸国を包括する地域機構として創設されたOAUは、アフリカ諸国の連帯とともに、植民地主義との対決という姿勢を鮮明に打ち出した。また、1980年にフロントライン諸国によって創設された南部アフリカ開発調整会議(Southern African Development Coordination Conference: SADCC)は、アパルトヘイト国家南アフリカによる南部アフリカ支配からの自立を主要な目的としていた。このように、「第1世代の地域統合」は、一方では植民地支配時代に設定された枠組みを継承・発展させるものとして形成されながら、他方では逆に植民地主義や人種差別主義に対決し、従来の経済的従属からの地域自立を目指すものとして発展してきたのである。すなわち、アフリカにおける「第1世代の地域統合」とは、植民地主義の影響をめぐる継承と対峙という二重の意味での「植民地遺制」にほかならなかった。

これに対して、1990年代以降の「第2世代の地域統合」には、こうした植民地主義の歴史的影響がほとんどみられない。東西冷戦構造の崩壊、南アフリカのアパルトヘイト体制の終焉、ナミビアの独立達成といった国際環境の劇的な変容のなかで、今日のアフリカの地域統合は、もはや植民地主義が設定した枠組みの単なる継承ではないし、それへのアンチ・テーゼでもない。アフリカの地域統合は、植民地主義の呪縛と桎梏を乗り越えた新たなあり方を模索する時代に入りつつある。

1 - 1 - 2 経済：開発パラダイム

第2の相違点は、開発パラダイムの違いである。当然のことではあるが、アフリカの地域機構にはなんらかの形で経済統合や開発の促進に関わりをもっているものが多く、そうした経済開発志向の地域統合は、その時代の開発パラダイムの影響を色濃く受ける。1960年代に最も影響力のあった開発パラダイムは、のちに構造主義と呼ばれるようになる考え方にほかならない。構造主義の共通認識とは、「途上国の経済構造は先進工業国とは大きく異なっており、単に市場原理に委ねるだけでは途上国は貧困の悪循環から抜け出すことができないので、資本の不足といった供給サイドの制約を克服するために、政府が積極的な役割を果たすべきである」とする主張あるいは考え方であり、それは、途上国が国家主導の輸入代替工業化や大規模な国家開発計画の策定・実施を推進する上での重要な理論的支柱となった⁶。そして、1960年代以降に創設されたアフリカの地域機構の多くは、こうした構造主義的な開発パラダイムの影響を少なからず受けて、反市場、反民間部門、反外資といった特徴を有するようになった⁷。極端な言い方をすれば、アフリカの地域経済統合とは、各国が構造主義的な開発パラダイムに基づいて個々に実施していた輸入代替工業化を、いわば地域集団的に継続しようとしたものであったもいえる⁸。また、しばしばこうした「第1世代の地域統合」は、無差別原則を掲げる多角主義とは本質的に相容れない、域内国と域外国の差別化を当然視する内向きな地域主義に基づいたものであった。

これに対して、今日のアフリカにおける「第2世代の地域統合」は、市場メカニズムの導入、民間活力の活性化、外資の誘致などをより積極的に推進するようになっている。これは、1970年代

⁶ 絵所秀紀(1997)p. 12-54.

⁷ Mistry, P.(2000)p. 557.

⁸ 松本八重子(1996)p. 101.

以降、開発パラダイムの主流が、経済活動への政府の介入を唱える構造主義的アプローチから、政府の役割の削減と市場原理の重視を謳う新古典派アプローチへ、そしてさらに、市場と政府を含む制度全体のあり方を重視する新制度派アプローチへと移行してきたことのひとつの反映であろう。また、「第2世代の地域統合」は、世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)のもとで現在進められている貿易自由化に逆行するものではなく、むしろ域内の貿易障壁の撤廃や規制の緩和を推進することで逆にWTOの貿易自由化を加速させるという側面も有している。生産構造と消費構造が類似したアフリカ諸国間の地域経済統合は、様々な補完的措置を講じない限り、域内関税撤廃による貿易創出効果はあまり期待できない。しかし、その一方で、アフリカの「第2世代の地域統合」には、域外諸国の経済活動を著しく減少させるような貿易転換効果の発生や経済ブロック化につながる危険性はあまりなく、むしろ投資促進効果、政策改革効果、世界の貿易自由化を促す効果、世界経済へのアフリカ市場の統合を促進する効果などが期待できる。

1 - 1 - 3 政治：政治志向性

第1世代と第2世代の地域統合をめぐる第3の相違点は、政治志向性の強弱である。独立直後のアフリカでは、たとえばOAU創設をめぐる、政治統合を目指す急進派諸国(カサブランカ・グループ)と漸進主義的あるいは機能主義的な統合と緩やかな国家連合を主張する穏健派諸国(モンロヴィア・ブラザヴィル・グループ)の対立がみられた。前者にはガーナやギニア、後者には象牙海岸共和国やナイジェリアが含まれていた⁹。結局、OAUは両グループの妥協の産物として創設されることとなったが、その後のOAUの展開をしてみると、少なくとも1980年代までは、政治統合は事実上ほとんど進展をみせなかったことがわかる。また、活動分野に関しても、OAUは、当初から防衛委員会や仲介・調停・仲裁委員会などを通してアフリカ圏内の平和と安全に資することが期待されていたが、実際には紛争の予防や解決において重要な役割を果たすことはほとんどなかった。1980年代までのOAUは、反植民地主義や反人種差別主義といったイデオロギー面ではたしかに政治的ではあったが、実際の活動面では、国家主権と内政不干涉原則がしばしば優先され、また、紛争問題や安全保障といった重要な政治分野が等閑視されるなど、多くの場合には「非政治的」ですらあったといえる。

これに対して、アフリカにおける「第2世代の地域統合」は、政治志向性が強い。たとえば、1990年代に入ると、それまで政治統合や域内紛争対応に消極的であったOAUが、前述のとおり、将来における政治統合をも視野に入れた、より密度の高い超国家志向の機構であるAUを創設したり、1993年に独自の「紛争予防・管理・解決メカニズム」(Mechanism for Conflict Prevention, Management and Resolution: MCPMR)を構築して、域内紛争に対してこれまでになく積極的な介入姿勢をみせるようになった。また、アフリカの準地域機構のなかにも、たとえばSADCCの後継組織として発足した南部アフリカ開発共同体(Southern African Development Community: SADC)のように、1996年にSADC政治・防衛・安全保障機関を創設し、域内紛争や地域安全保障の問題に対してより積極的

⁹ 青木一能(1992)p. 93.

¹⁰ SADCの紛争対応に関する詳細については、林晃史(2001)を参照されたい。

に取り組む姿勢をみせている機構もある¹⁰。アフリカにおける地域統合は、主権の一部委譲を伴う政治統合の推進といわれるハイ・ポリティクスといわれる政治安全保障分野への活動範囲の拡大という二重の意味において、たしかにいま「政治の季節」を迎えつつある。

表 1 - 1 「第 1 世代の地域統合」と「第 2 世代の地域統合」の特徴の比較

| 分 野 | 世 代 | 「第 1 世代の地域統合」 (1960 年代 ~ 1980 年代) | 「第 2 世代の地域統合」 (1990 年代 ~) |
|----------------------|-----|--|---|
| 1. 歴 史 (植民地主義の影響) | | 継承または対峙として濃厚 | 希薄化 |
| 2. 経 済 (開発パラダイム) | | 反市場、反民間部門、反外資、国家中心 的な経済開発志向性 多角主義との齟齬が相対的に大きい地域 主義 (構造主義的な開発パラダイム) | 市場原理導入、規制緩和、民間部門活性 化に前向きな経済開発志向性 多角主義との齟齬が相対的に少ない(協 調的な)地域主義 (新古典派以降の開発パラダイム) |
| 3. 政 治 (政治志向性) | | 植民地主義や人種差別主義への対決と いったイデオロギー面を中心とする限定 的な政治志向性 | 超国家性の追求あるいは紛争・安全保障 分野への対応強化などにみられる積極的 な政治志向性 |

1 - 2 「第 2 世代の地域統合」としての 1990 年代の ECOWAS

ECOWAS の、特に 1990 年代以降の地域統合の営みは、「第 2 世代の地域統合」の特徴をよく示している。

もともと ECOWAS 設立にあたっては、象牙海岸共和国のような仏語圏諸国は、西アフリカの地域大国ナイジェリアのイニシアティブに危機感を抱き、設立前年に仏語圏諸国の連帯を目指した西アフリカ経済共同体(Communauté Economique de l'Afrique de l'Ouest: CEAO)を発足させていた。このように、設立当初の ECOWAS は、ナイジェリア主導の ECOWAS 結成に反発し、植民地時代の枠組みをいわば継承する形で創設された CEAO という別の経済共同体を内包するという構造的ないびつさを抱えていたのである。たしかに、西アフリカの英語圏、仏語圏、ポルトガル語圏を包摂した ECOWAS 自体は、「植民地遺制」としての地域機構ではないかもしれない。しかし、歴史としての植民地主義の影響は、CEAO という仏語圏諸国から成る別個の経済共同体をその内部にいわば埋め込むという形で、やはり ECOWAS のなかにも深く刻印されていたのであった。

これに対して、1990 年代以降、CEAO の後継組織として西アフリカ通貨同盟(Union Monétaire Ouest-Africaine: UMOA)を改組して設立された UEMOA は依然として他の ECOWAS 加盟諸国とは一線を画した独自の地域統合を着実に進めてはきているものの、今日の ECOWAS = UEMOA 関係は、かつての ECOWAS = CEAO 関係と比してより協調的であり、ECOWAS 事務局と UEMOA 委員会の間では現在、マクロ経済政策の調和や収束に関する協議が進められている。

また、開発パラダイムの点でも、1990 年代の ECOWAS は「第 2 世代の地域統合」に属する。後述するとおり、ECOWAS は西アフリカ諸国の商工会議所の支援をひとつの背景として設立された地

¹¹ ECOWAS 貿易見本市は、第 1 回が 1995 年 5-6 月にダカールで、第 2 回が 1999 年 3 月にアクラでそれぞれ開催された。

域機構であり、もともと民間部門とは協力関係にあった。しかし、特に1990年代以降、ECOWASは、経済統合への民間部門の参加をより一層促すため、貿易見本市の開催¹¹、民間部門との共同プロジェクトの設立、外資の誘致などをより積極的に進めている。

さらに、1990年代のECOWASは、「第2世代の地域統合」の特徴である強い政治志向性も兼ね備えている。ECOWASは、従来の政府間機構から超国家機構へと一步踏み出した内容の修正条約を1993年に採択し、また、前述のとおり、紛争対応といった政治安全保障分野においても積極的な活動を展開している。

このようにしてみると、これまでのECOWASの地域協力および統合の軌跡と将来の展望を考察することは、単にECOWASだけではなく、広くこれまでのアフリカの地域統合全体を考えるとともに、その将来の展望を見据えることにも繋がる有用な営みであることが看取されよう。

1 - 3 西アフリカの主要な地域機構

ここでは、ECOWASそのものの考察に入る前に、ECOWAS以外の西アフリカの主要な地域機構に関して、その名称、設立、目的、加盟国(2002年2月末現在)、本部所在地、特徴を以下のとおりごく簡単に概観しておきたい(図1 - 1参照)。

西アフリカ経済通貨同盟(Union Economique et Monétaire Ouest-Africaine: UEMOA)

- ・ 設 立 : CFAフランの切り下げに伴いUMOAを改組するとともに、CEAOを代替する組織として1994年に設立
- ・ 目 的 : 経済金融活動の競争力の強化、共同市場の創設、セクター別政策調和など
- ・ 加盟国 : ニジェール、ブルキナ・ファソ、マリ、セネガル、象牙海岸共和国、ギニア・ビサオ、ベナン、トーゴ(8カ国)
- ・ 本 部 : ワガドゥグ(ブルキナ・ファソ)
- ・ 特 徴 : 2000年1月に共通域外関税を導入して関税同盟を達成。西アフリカのCFAフラン発券銀行であるBCEAOはUEMOAの一機関に位置づけられている

サヘル地域旱魃対策国家間常設委員会(Comité permanent Inter-Etats de Lutte contre la sécheresse dans la Sahel: CILSS)

- ・ 設 立 : 1972-73年に深刻な旱魃被害を受けたサヘル地域諸国が旱魃対策に関する地域協力体制整備のために設立した政府間機構
- ・ 目 的 : 食糧安全保障に関する調査研究、砂漠化と旱魃に関する開発政策調和への貢献など
- ・ 加盟国 : チャド、モーリタニア、ギニア・ビサオ、マリ、セネガル、ブルキナ・ファソ、ニジェール、ガンビア、カーボ・ヴェルデ(9カ国)
- ・ 本 部 : ワガドゥグ(ブルキナ・ファソ)
- ・ 特 徴 : CILSSは、バマコ(マリ)にサヘル研究所(Institut du Sahel: INSAH)、ニアメ(ニジェール)に農業気象水文学形成応用地域センター(Centre Régional de Formation et

d'Application en Agrométéorologie et Hydrologie Opérationnelle: AGRHYMET)をそれぞれ設置

マノ川同盟(Mano River Union: MRU)

- ・ 設 立 : 1973 年にリベリアとシエラ・レオーネによって設立された地域機構。のちにギニアが加盟
- ・ 目 的 : 関税同盟の創設など
- ・ 加盟国 : シエラ・レオーネ、リベリア、ギニア(3カ国)
- ・ 本 部 : フリータウン(シエラ・レオーネ)
- ・ 特 徴 : 近年、MRU加盟諸国はいずれも政情が不安であり、また、各国が相互に反政府勢力を支援するなど外交関係が悪化しており、MRU は事実上の機能不全に陥っている

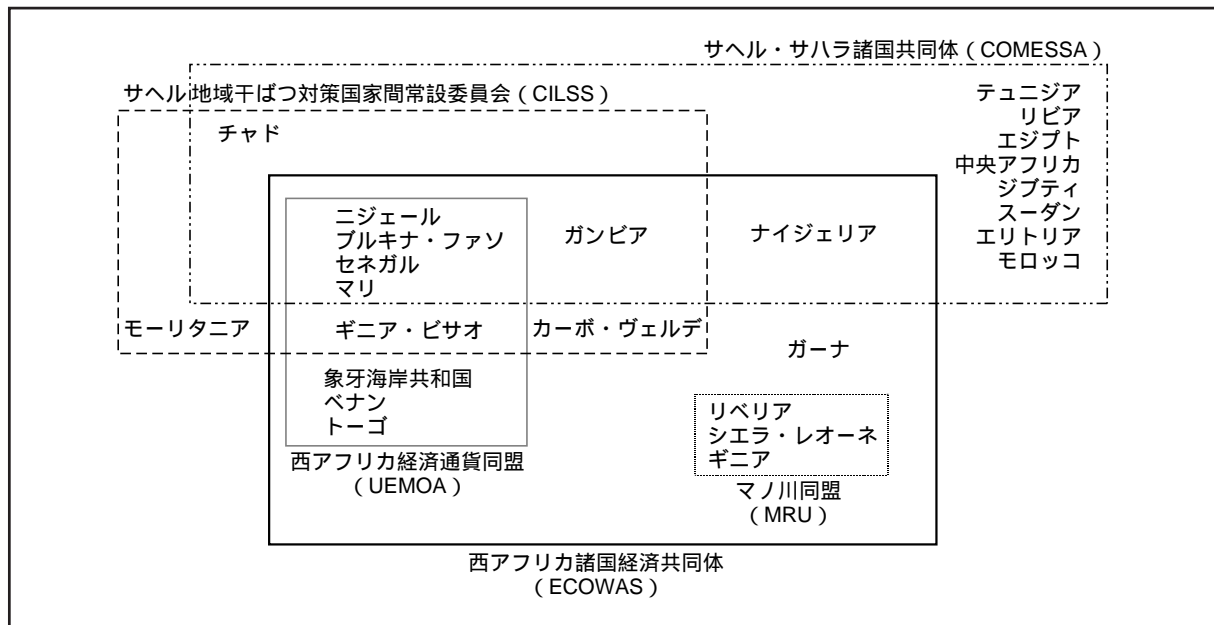
サヘル・サハラ諸国共同体(Communauté des Etats du Sahel et du Sahara: COMESSA)¹²

- ・ 設 立 : リビアのイニシアティブのもと 1997 年に設立
- ・ 目 的 : 加盟諸国間の協力促進など
- ・ 加盟国 : テュニジア、リビア、エジプト、中央アフリカ、ジブティ、スーダン、エリトリア、モロッコ、チャド、ニジェール、ブルキナ・ファソ、セネガル、マリ、ガンビア、ナイジェリア(15カ国)
- ・ 本 部 : トリポリ(リビア)
- ・ 特 徴 : 紛争対応、貧困削減、社会開発などに関する活動を展開

このほか、西アフリカには、1959年に創設された緩やかな協議体である協商会議(Conseil de l'Entente)などがある。協商会議の加盟国は、ベナン、トーゴ、ブルキナ・ファソ、象牙海岸共和国、ニジェールの5カ国であり、本部はアビジャン(象牙海岸共和国)に置かれている。

¹² 東部・南部アフリカ共同市場(Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA)とは異なるので注意。COMESA は、東部・南部アフリカ諸国特惠貿易地域(Preferential Trade Area for Eastern and Southern African States: PTA)の後継的組織として 1993 年 11 月に設立条約が調印され、1994 年 12 月に発足した。

図 1 - 1 西アフリカの主要な地域機構



2. 総論：ECOWAS の概観

2 - 1 設立

西アフリカにおける地域統合の歴史は古く、そのひとつの史的起源は西アフリカにおけるフランスの植民地政策にまで遡ることができる。西アフリカの仏領植民地では、まず1901年に西アフリカ銀行(Banque d'Afrique Occidentale: BAO)がダカールに設立された。BAOは、純粋な民間銀行にすぎなかったが、1955年に西アフリカ・トーゴ発券局が設立されるまで、サハラ以南アフリカにある仏領植民地全域を対象とした発券業務を委託されるという特殊な金融機関であった。また、1904年には、フランスは、西アフリカ各地の植民地を統合して「仏領西アフリカ」(l'Afrique Occidentale Française: AOF)という広大な植民地行政単位を創設し、さらに第2次世界大戦後の1945年12月には単一通貨CFAフランをアフリカ植民地に導入している。また、完全独立直前の1959年には、1955年以降BAOに代わってCFAフランの発券業務を行ってきた西アフリカ・トーゴ発券局から同業務を引き継ぐ西アフリカ諸国中央銀行(BCEAO)と、植民地時代の単一関税を独立後も維持することを目的とした西アフリカ関税同盟(UDAO)がそれぞれ設立されている。そして、独立後、西アフリカの旧仏領諸国は、こうした植民地時代に設定された枠組みを継承する形で、たとえば1962年にはBCEAOに法的根拠を与えるものとして西アフリカ通貨同盟(UMOA)を、また、1966年には形骸化したUDAOに代わるものとして西アフリカ諸国関税同盟(UDEAO)を、そして、1974年にはナイジェリア主導の地域共同体に対抗する地域機構として西アフリカ経済共同体(CEAO)をそれぞれ発足させるなど、西アフリカにおける地域協力を独自に進めていくこととなった¹³。

これに対して、植民地時代の枠組みにとらわれず、西アフリカ全体の地域統合を促進しようとする動きは、まずリベリアから生まれた。1964年1月、リベリアのウィリアム・タブマン(William Tubman)大統領が、その就任演説のなかで、西アフリカに自由貿易地域を創設するという構想を明らかにした。その後、同大統領が西アフリカ各国首脳と個別に外交交渉を重ねた結果、同年8月、ギニア、象牙海岸共和国、リベリア、シエラ・レオネの4カ国代表による会議がモンロヴィアで開催されるにいたった。同会議では、タブマン大統領が提案した西アフリカ自由貿易地域構想の可能性について協議が行われ、1965年1月までに4カ国の政府に対して同構想に関する勧告を行う、閣僚と専門家から成る暫定委員会の設置が決められた。そして、1965年2月には、これら4カ国の閣僚が西アフリカ経済協力のための常設機構設立を視野に入れた暫定機関の設置に関する合意案を策定し、同年5月には、同合意がフリータウンで調印されている。

他方、アフリカを複数の準地域に分けてその経済統合を推進しようとしていた国連アフリカ経済委員会(United Nations Economic Commission for Africa: ECA)も、こうしたリベリアのイニシアティ

¹³ 原口武彦(1988)pp. 175-182.

ブに呼応する形で、専門家会合を1966年10月にニアメと1967年4-5月にアクラで、また、閣僚会合を1967年11月にダカールでそれぞれ開催した。そして、こうしたECAのイニシアティブの結果、1968年4月に西アフリカ諸国首脳会議がモンロヴィアで開催され、共同市場創設を目指す「西アフリカ地域グループ」(West African Regional Group)の結成が合意されている¹⁴。

こうした西アフリカ地域統合をめぐる1960年代のリベリアとECAのイニシアティブは、1967年に地域大国ナイジェリアにおいてビアフラ内戦が勃発し、戦闘が拡大・長期化するなかで、その進展が一時妨げられたが、ビアフラ内戦の終結と相前後して、再び地域統合問題が西アフリカ諸国間で俎上にのせられるようになった。しかし、1970年代前半に地域統合の推進役となったのは、それまでのリベリアやECAではなく、自らが内戦によって深刻な国家危機を経験したナイジェリアにほかならなかった。

内戦前のナイジェリアの政策決定者は、主に国内政治問題への対応に追われ、その外交政策は必ずしも積極的なものではなかった。しかし、内戦が勃発すると、アフリカ諸国のうち象牙海岸共和国、ガボン、タンザニア、ザンビアがナイジェリアからの分離独立を主張するビアフラ共和国を国家承認したほか、フランス、南アフリカ、ポルトガルなどがビアフラ側を支援するという事態が生じた。こうした諸国がビアフラ側を支持した理由はそれぞれ異なるが、ナイジェリアは、分離派が国家承認されたというこの苦い経験を通して初めて自国の安全保障における外交政策の重要性を深く認識するようになった。特に、ナイジェリアの政策決定者は、自国の安全保障にとって重要な西アフリカ諸国への外交政策を重視し、内戦直後から周辺諸国との善隣政策を積極的に促進するようになる。そして、ナイジェリアがこうした周辺諸国に対する外交政策の柱として推進するようになったのが、西アフリカを包括する地域自立的な多国間協力枠組みの創設にほかならなかった¹⁵。

他方、1970年代になると、トーゴも西アフリカの地域統合に前向きな姿勢を示すようになっていた。当時のトーゴは、西の隣国ガーナとの関係が険悪であり、東の隣国ダオメ(現ベナン)との関係も決して良好ではなかったこともあって、自国の安全保障のために、地域大国ナイジェリアとの友好関係の拡大とナイジェリアを中心とした地域協力枠組みの創設を模索し始めていた。そして、こうした外交目標を共有するナイジェリアとトーゴの新たなイニシアティブのもとで、西アフリカの地域統合が推進されることとなった。

まず1972年4月、ナイジェリアのヤクブ・ゴウォン(Yakubu Gowon)国家元首がトーゴのニヤシンベ・エヤデマ(Gnassingbe Eyadema)大統領の招きでロメを訪問し、両国首脳は、「ナイジェリアとトーゴが西アフリカ経済共同体(West African Economic Community: WAEC)の萌芽を形成する」と発表した。そして、同年6月にナイジェリアとトーゴの専門家会合がラゴスで初会合をもつ一方、1973年7月から8月にかけて両国合同の閣僚級代表団が西アフリカ諸国を歴訪し、各国政府に対してWAECへの参加を働きかけた。そして、1973年12月、両国の専門家委員会が策定した条約草案が西アフリカ諸国閣僚会議によって検討され、大筋の合意が成立した。また、ナイジェリアは、石

¹⁴ Okolo, J.E.(1990)pp. 19-21.

¹⁵ 落合雄彦(2000c)pp. 31-32.

油収入からえられる潤沢な資金を背景に、ダオメー、ギニア、ニジェールといった周辺諸国に対して、援助供与、電力供給、優遇価格による原油供給などを行い、WAECへの支持獲得を図った¹⁶。さらに、こうした政府間レベルの動きに呼応して、1972年11月、リベリア、シエラ・レオーネ、ニジェール、トーゴ、ダオメー、ギニア、ガンビア、ガーナ、ナイジェリアの9カ国の商工会議所が西アフリカ商工会議所連合会(Federation of West African Chambers of Commerce: FWACC)を設立し、WAEC 構想への支持を表明した¹⁷。

そして、こうした様々な努力の結果、1975年5月にラゴスで設立会議が開催され、ECOWAS 条約(通称ラゴス条約)が調印されるにいたったのである。原加盟国は、ダオメー、オート・ヴォルタ(現ブルキナ・ファソ)、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、象牙海岸共和国、リベリア、マリ、モーリタニア、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、トーゴの15カ国であった。その後、1977年にカーボ・ヴェルデがECOWAS に新たに加盟し、逆に2000年にモーリタニアが正式に脱退したために、2002年2月現在のECOWAS 加盟国数は1増1減によって15カ国のままである。

設立当初、ECOWAS の本部はトーゴのロメに置き、初代事務局長はナイジェリアから出すことが決められていたが、1975年のクーデタで成立したナイジェリアのムルタラ・ムハマッド(Murtala Mohammed)政権は、この了解を反故にし、最終的には、本部をナイジェリアのラゴス¹⁸に置き、事務局長を象牙海岸共和国から選び、ECOWAS の金融機関の本部をロメに置くこととなった。そして、1976年11月に5つのラゴス条約付属議定書が調印されたのを受けて、1977年1月からECOWAS は正式に活動を開始する運びとなった¹⁹。

表2 - 1 ECOWAS 加盟 15カ国の基礎指標データ

| | 面積 (千平方 km) | 人口 1999年中葉 (百万人) | 1人あたり GNP 1999年 (米ドル) | 1人あたり GNP 成長率 1988-1999年 (%) | 平均寿命 1998年 (歳) |
|----------|----------------|------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----------------------|
| ベナン | 111 | 6.1 | 380 | 1.3 | 53 |
| ブルキナ・ファソ | 274 | 11.0 | 240 | 1.0 | 44 |
| カーボ・ヴェルデ | 4 | 0.4 | 1,330 | 2.5 | 68 |
| 象牙海岸共和国 | 318 | 14.7 | 710 | 0.6 | 46 |
| ガンビア | 10 | 1.3 | 330 | -0.5 | 53 |
| ガーナ | 228 | 18.9 | 390 | 1.5 | 60 |
| ギニア | 246 | 7.2 | 510 | 1.8 | 47 |
| ギニア・ビサオ | 28 | 1.2 | 160 | -1.0 | 44 |
| リベリア | 96 | 3.0 | ... | ... | 47 |
| マリ | 1,220 | 10.9 | 240 | 0.4 | 50 |
| ニジェール | 1,267 | 10.5 | 190 | -1.7 | 46 |
| ナイジェリア | 911 | 123.9 | 260 | 0.7 | 53 |
| セネガル | 193 | 9.3 | 510 | 0.4 | 52 |
| シエラ・レオーネ | 72 | 4.9 | 130 | -5.6 | 37 |
| トーゴ | 54 | 4.6 | 310 | -1.2 | 49 |

出所：World Bank(2001)p.5.

¹⁶ Ojo, O.J.(1980)pp. 590.

¹⁷ Fajemirokun, H.(1984)pp. 76-90.

¹⁸ その後、事務局は移転され、現在はナイジェリアの首都アブジャに置かれている。

¹⁹ 望月克哉(1988)pp. 150-151.

表2 - 2 ECOWAS 発足までの西アフリカ地域統合関連年表

| 年 | 月 | ECOWAS 関連 | 仏語圏諸国関連 | その他 |
|------|----|---|-----------------------------------|--|
| 1901 | | | 西アフリカ銀行(BAO)創設 | |
| 1904 | | | 仏領西アフリカ創設 | |
| 1945 | | | CFA フラン創設 | |
| 1955 | | | 仏領西アフリカ・トーゴ発券局設立 | |
| 1957 | 3 | | | ガーナ独立 |
| 1958 | 10 | | | ギニア独立 |
| 1959 | 1 | | セネガル、スーダン、オート・ヴォルタ、ダオメーがマリ連邦結成 | |
| | 2 | | ダオメー、オート・ヴォルタがマリ連邦離脱 | |
| | 4 | | 象牙海岸共和国、オート・ヴォルタ、ニジェール、ダオメー協商会議結成 | |
| | 4 | | 西アフリカ諸国中央銀行(BCEAO)設立 | |
| | 6 | | 西アフリカ関税同盟(UDAO)設立 | |
| 1960 | | | | ナイジェリア、トーゴ、象牙海岸共和国、マリ、ニジェール、ダオメー、オート・ヴォルタ、モーリタニア、セネガルが独立 |
| | 8 | | マリ連邦解体 | |
| 1961 | 4 | | | シエラ・レオーネ独立 |
| 1962 | 5 | | 西アフリカ通貨同盟(UMOA)結成 | |
| 1963 | 5 | | | アフリカ統一機構(OAU)結成 |
| 1964 | 1 | リベリアのタブマン大統領が就任演説の中で西アフリカ自由貿易地域構想を提案 | | |
| | 8 | ギニア、象牙海岸共和国、リベリア、シエラ・レオーネがモンロヴィアで自由貿易地域実現の可能性について協議し、閣僚と専門家からなる暫定委員会を設置 | | |
| | 10 | 国連アフリカ経済委員会(ECA)と国連食糧農業機関(FAO)が西アフリカ諸国の代表を集めて会議を開催(バマコ) | | |
| 1965 | 2 | ギニア、象牙海岸共和国、リベリア、シエラ・レオーネの閣僚が、西アフリカ経済協力のための暫定機関の設置に関する合意案を作成 | | |
| | 5 | ギニア、象牙海岸共和国、リベリア、シエラ・レオーネの間で合意調印(フリータウン) | | |
| 1966 | 3 | | UDAOが西アフリカ諸国関税同盟(UDEAO)に改組 | |
| | 10 | ECA がニアメで専門家会合開催 | | |
| 1967 | 4 | ECA がアクラで専門家会合開催(~5月)、西アフリカ経済協力のための暫定閣僚会議設立に合意 | | |
| | 7 | | | ナイジェリアでピアフラ内戦勃発 |
| | 11 | 暫定閣僚会議がダカールで開催され、1968年4月に開催予定の西アフリカ諸国首脳会議の準備を進める | | |

| | | | | |
|------|----|--|--|---------------------------------------|
| 1968 | 4 | モンロヴィアで開催された西アフリカ諸国首脳会議において西アフリカ地域グループの結成が合意される | | |
| 1970 | 1 | | | ビアフラ内戦終結 |
| | 5 | | UDEAO 首脳会議で西アフリカ経済共同体(CEAO)議定書調印 | |
| 1971 | 12 | | セネガルのサンゴール大統領が象牙海岸共和国を訪問し、ウフェ=ボワニ大統領との間でCEAOへのコミットメントを確認 | |
| 1972 | 3 | | セネガル川流域開発機構(OMVS)設立 | |
| | 4 | ナイジェリアのゴウォン国家元首がトーゴを訪問し、エヤデマ大統領とともに、ナイジェリアとトーゴが西アフリカ経済共同体(WAEC)の萌芽を形成することを宣言 | | |
| | 6 | ナイジェリアとトーゴの専門家会合(ラゴス) | UDEAO 首脳会議がバマコで開催 | |
| | 8 | 西アフリカ7カ国の商工会議所がラゴスで会合をもち、西アフリカ商工会議所連合会(FWACC)の創設を決議 | | |
| | 9 | セネガルが、1971年合意とは異なる地域協力関係をナイジェリアと協議 | | |
| | 10 | | | ダオメーで軍事政権成立 |
| | 11 | FWACCが9カ国の商工会議所によってフリータウンで創設され、WAEC創設への支持を表明する | | |
| 1973 | 4 | | CEAO 条約調印 | |
| | 7 | ナイジェリアとトーゴの合同閣僚級代表団が西アフリカ諸国を歴訪(～8月) | | |
| | 10 | FWACCが初めての年次大会をアクラで開催 | | |
| | 10 | | | マノ川同盟(MRU)創設 |
| | 11 | | UMOA 新条約調印 | |
| | 12 | 西アフリカ諸国閣僚会議で条約草案について基本合意(ロメ) | | |
| 1974 | 1 | | CEAO 発足 | |
| | 2 | 西アフリカ諸国閣僚会議開催(アクラ) | | |
| | 4 | | | ニジェールで軍事政権成立 |
| | 9 | | | ギニア・ビサオ独立 |
| 1975 | 1 | 西アフリカ諸国閣僚会議がモンロヴィアで開催される | | |
| | 2 | | | ロメ協定調印 |
| | 5 | ECOWAS設立条約がラゴスで調印される | | |
| | 7 | | | カーボ・ヴェルデ独立。ナイジェリアで軍事クーデタが発生し、ゴウォン政権崩壊 |
| 1976 | 11 | 5つの設立条約付属議定書がロメで調印される | | |
| 1977 | 1 | ECOWAS が活動開始 | | |

出所：原口武彦(1988)pp. 176-177、Ojo, O.J.(1980)pp. 603-604、Okolo, J.E.(1990)pp. 19-22、Fajemirokun, H.(1984)pp. 76-90 を基に筆者作成。

2 - 2 目的

ECOWAS の設立を定めたラゴス条約は 1975 年 5 月に署名されたが、その後 1993 年 7 月に西アフリカ諸国経済共同体修正条約(The Revised Treaty of the Economic Community of West African States: 以下、修正条約と略す)²⁰が署名され、2年後の1995年8月に発効した。修正条約によれば、ECOWAS の目的は、「西アフリカにおける諸国民の生活水準向上のための経済同盟の設立へ向けた協力と統合を促進すること、経済的安定を維持・拡大すること、加盟諸国間の関係を醸成すること、アフリカ大陸の進歩と開発に貢献すること」とされている。そして、こうした諸目的を達成するため、共同体は以下の諸事項を段階的に実施するように定められている(第3条)。

- a) 特に、食糧、農業と天然資源、工業、運輸と通信、エネルギー、貿易、通貨と金融、課税、経済改革政策、人的資源、教育、情報、文化、科学、技術、サービス、保健、観光、法律の諸事項における、国家政策の調和と調整、統合プログラム・プロジェクト・活動の促進
- b) 環境保護のための政策協調と調整
- c) 共同製造企業体の設立の促進
- d) 以下を通じた共同市場の設立
 - i) 共同体レベルでの自由貿易地域設立に向けた、加盟諸国間における輸出入に課される関税と非関税障壁の撤廃による貿易自由化
 - ii) 共通域外関税と第三国に対する共通貿易政策の採用
 - iii) 加盟諸国間における人、モノ、サービス、資本の自由移動と居住・営業の権利に対する障害の撤廃
- e) 経済、金融、社会、文化セクターにおける共通政策の採用と通貨同盟の創設を通じた経済同盟の設立
- f) 特に、国境を超えた投資に関する地域合意の採択を通じた、民間企業とその他の経済活動体による共同事業の促進
- g) 特に、中小企業振興のための環境創出といった、民間部門の統合措置の採用
- h) 権能ある法環境の創出
- i) 単一の共同体投資規範の採用に向けた、国内投資規範の調和
- j) 規格と度量衡の調和
- k) 各加盟国、特に内陸国と島国の抱える特殊な問題に配慮した、地域の調和ある開発の促進
- l) 特に、地方居住者、女性・青年組織、そして、メディア、実業家、労働者、労働組合等といった社会職業組織間の相互関係の奨励と強化、そして、情報交換の促進
- m) 人口動態要素と社会経済開発の間の必要なバランスを考慮した、共同体人口政策の採用
- n) 協力・補償・開発基金の設立

²⁰ 本報告書別添資料 1。

- o) 加盟諸国が共同体の目標を達成するために共同して取り組むことを決めたその他のあらゆる活動²¹

2 - 3 組織

修正条約によって特に設置が定められている主要な共同体組織は、次のとおりである²²。

- a) 国家元首政府首脳最高会議
- b) 閣僚理事会
- c) 共同体議会
- d) 経済社会理事会
- e) 共同体司法裁判所
- f) 事務局
- g) 協力・補償・開発基金
- h) 専門委員会

2 - 3 - 1 国家元首政府首脳最高会議

国家元首政府首脳最高会議(Authority of Heads of State and Government: 以下、最高会議と略す) は、ECOWASの最高意思決定機関である。最高会議は、加盟諸国の国家または政府の首脳によって構成され、共同体全般の方向性と統制に責任を負い、その発展と目的達成のために必要なすべての措置を講じる。少なくとも年1回の通常会期をもつほか、最高会議議長が招集した場合、または加盟国が要請し、それが加盟諸国の過半数によって支持された場合には、特別会期がもたれる。近年では、最高会議の開催回数は、通常会期1回、特別会期1回の少なくとも年2回が定着している。議長の任期は1年で、議長職は加盟諸国間の持ち回りで決められる。しかし、表2 - 3が示すとおり、これまでの歴代議長国には明らかな偏りがみられ、ナイジェリア、トーゴ、セネガル、ガーナなどが複数回にわたって最高会議議長国を担当してきたのに対して、象牙海岸共和国、カーボ・ヴェルデ、ニジェール、ギニア・ビサオなどは議長国を担当した経験をまだもたない。最高会議の決議は加盟諸国を含む共同体全体を拘束し、その内容は『西アフリカ諸国経済共同体公式議事録』(*Official Journal of the Economic Community of West African States*) で公告されるほか、各加盟国の官報でも公告されることが定められている。

²¹ ラゴス条約では、ECOWASの目的は、「加盟諸国が、その諸国民の生活水準の向上、経済的安定の増大・維持、加盟諸国間のより緊密な関係の醸成、そして、アフリカ大陸の進歩と開発という目的に資するために、経済活動のすべての分野、特に、工業、運輸、通信、エネルギー、農業、天然資源、商業、通貨、金融の諸問題と社会的文化的な事項について、協力および開発を促進すること」にあるとされていた(第2条)。

²² このほか、修正条約は仲裁審判所(Arbitration Tribunal)の設立についても定めている。仲裁審判所は、もともとラゴス条約第11条によって設立が定められた組織であり、同条によると、同審判所の機能は、条約規定の解釈をめぐって法と正義を確保するとともに、条約規定の解釈や適用をめぐる加盟諸国間の係争の解決を図ることとされていた。しかし、その後の修正条約第16条では、仲裁審判所の設立自体については引き続き定められているものの、具体的な機能や権能については、ラゴス条約にみられたような詳細な規定がみられず、それらはのちの議定書の定めるところに委ねられている。

表 2 - 3 ECOWAS 最高会議歴代議長

| 在職年 | 国家元首政府首脳氏名 | 国名 |
|-----------|--|----------|
| 1977 | ニヤシンベ・エヤデマ Gnassingbe Eyadema | トーゴ |
| 1978 | オルセグン・オバサンジョ Olusegun Obasanjo | ナイジェリア |
| 1979 | レオポルド・セダール・サンゴール Léopold Sédar Senghor | セネガル |
| 1980 | ニヤシンベ・エヤデマ Gnassingbe Eyadema | トーゴ |
| 1981 | シアカ・スティーヴンス Siaka Stevens | シエラ・レオーネ |
| 1982 | マチュー・ケレク Mathieu Kérékou | ベナン |
| 1983 | アハメド・セク・トゥーレ Ahmed Sékou Touré | ギニア |
| 1984 | ランサナ・コンテ Lansana Conté | ギニア |
| 1985 | ムハマド・ブハリ Muhammadu Buhari | ナイジェリア |
| 1986 | イブラヒム・バダマシ・ババンギダ Ibrahim Badamasi Babangida | ナイジェリア |
| 1987 | イブラヒム・バダマシ・ババンギダ Ibrahim Badamasi Babangida | ナイジェリア |
| 1988 | イブラヒム・バダマシ・ババンギダ Ibrahim Badamasi Babangida | ナイジェリア |
| 1989 | ダウダ・ジャワラ Dawda Jawara | ガンビア |
| 1990 | ブレイズ・コンパオレ Blaise Compaoré | ブルキナ・ファソ |
| 1991 | ダウダ・ジャワラ Dawda Jawara | ガンビア |
| 1992 | アブドゥ・ディウフ Abdou Diouf | セネガル |
| 1993 | ニセフォール・ソグロ Nicéphore Soglo | ベナン |
| 1994 | ジェリー・ローリングス Jerry J. Rawlings | ガーナ |
| 1995 | ジェリー・ローリングス Jerry J. Rawlings | ガーナ |
| 1996-1998 | サニ・アバチャ Sani Abacha | ナイジェリア |
| 1998-1999 | アブドゥルサラミ・アブバカル Abdulsalami Abubakar | ナイジェリア |
| 1999 | ニヤシンベ・エヤデマ Gnassingbe Eyadema | トーゴ |
| 1999-2001 | アルファ・ウマール・コナレ Alpha Oumar Konaré | マリ |
| 2001- | アブドゥライ・ワッド Abdoulaye Wade | セネガル |

出所： <http://www.ecowas.int/sitecedeo/english/about-2.htm>(as of 13 February, 2002)を基に筆者作成。

2 - 3 - 2 閣僚理事会

閣僚理事会(Council of Ministers)は、各国の ECOWAS 問題担当大臣(通常は外務大臣)と他の閣僚1名の合わせて2名の閣僚から構成され、財政を含む共同体運営についての協議と決定を行う。具体的には、閣僚理事会は、共同体活動全般に関して最高会議に様々な勧告を行うほか、事務次長などを任命し、共同体とその諸組織の予算を承認し、最高会議によって付与された権能にしたがって様々な指示を行う。閣僚理事会は、通常会期として少なくとも年2回の会議をもち、そのうち1回は最高会議の直前に開催される。また、閣僚理事会議長が招集した場合、または加盟国が要請し、それが加盟諸国の過半数によって支持された場合には、閣僚理事会は特別会期をもつことができる。閣僚理事会議長は、最高会議議長として選出された加盟国の ECOWAS 問題担当大臣が担当する。

2 - 3 - 3 共同体議会

共同体議会(Community Parliament)は、1993年の修正条約第13条によってその創設が定められた組織である。その後、共同体議会に関する議定書が1994年8月6日に ECOWAS 加盟諸国間で署名され、9つの署名国の批准に伴って2000年3月14日に発効した。そして、これを受けて、2000年11月16-17日にバマコで共同体議会の開設会期がもたれた。

共同体議会の議員定数は当初120名であり、2000年11月当時まだ加盟国であったモーリタニアを含む16カ国に対してそれぞれ5名の議席がまず割り当てられ、残る40議席を人口比に基づいて割り振った結果、ナイジェリアが35議席、ガーナが8議席、象牙海岸共和国が7議席、ブルキナ・ファソ、ギニア、マリ、ニジェール、セネガルが各6議席、ベナン、カーボ・ヴェルデ、ガンビア、ギニア・ビサオ、リベリア、モーリタニア、シエラ・レオーネ、トーゴが各5議席という配分になった。なお、2000年12月にモーリタニアの脱退が正式に承認されたのに伴い、共同体議会の議席数は、モーリタニアの5議席を除く115議席となった。

議員の任期は5年であり、将来的には議員は各国における直接選挙によって選出されることを目指しているが、現在は暫定的に各国の国会議員が互選によって選出されている。会期は通常会期と特別会期に大別され、通常会期は年間で最長3ヵ月間にわたって少なくとも2回開催されるのに対して、特別会期は最高会議議長または過半数の議員の文書による要請がある場合に適宜開催されることとされている。

2000年11月の開設会期では実質的な審議は行われなかったが、2001年1月にアブジャで開かれた本会議では、まずマリ出身のアリ・N・ディアロ(Ali Nouhoum Diallo)議員が議長(任期5年)に選出され、議会の予算案や手続規則について審議が行われた。また、同会議では、以下の13委員会の設置が決められている。

1. 外務・協力・防衛・安全保障委員会
2. 法律・規則・法務・人権・人の自由移動委員会
3. 地域開発委員会
4. 運輸通信委員会
5. 環境天然資源委員会

6. 保健社会問題委員会
7. 教育・訓練・雇用・青年・スポーツ委員会
8. 経済・金融・貿易委員会
9. 鉱工業委員会
10. エネルギー・科学技術研究委員会
11. 女性と児童の人権委員会
12. 観光・文化・工芸品委員会
13. 予算監視会計委員会

このように、共同体議会の審議対象範囲は共同体活動全般に及ぶが、その権限は拘束力のない勧告的なものにすぎない。議会の活動はまだ始まったばかりであり、現段階ではその活動について評価することは早計にすぎよう。しかし、2001年12月にダカールで開催された閣僚理事会では、613万8316 UA²³の2002年度議会予算が承認されてはいるものの、その反面、財政面の制約のために2002年度の議会開催期間が合計30日間に限定された²⁴。このように、共同体議会は権限と予算を最高会議と閣僚理事会によって著しく制限されており、こうした状況を考慮すると、少なくとも現段階では、共同体議会はあくまで形式的あるいは象徴的な存在にすぎず、同議会が共同体内で重要な役割を果たすようになるとは当面の間は考え難い。

2 - 3 - 4 経済社会理事会

経済社会理事会(Economic and Social Council)は、修正条約第14条によって設置が定められた組織であるが、まだ設立されていない。

2 - 3 - 5 共同体司法裁判所

共同体司法裁判所(Community Court of Justice)は、修正条約第15条によって設置が定められた組織であり、加盟諸国や他の共同体組織とは独立した存在として、修正条約に関連する事項と修正条約にしたがって付託された係争に関して法的判断を下す。司法裁判所判事の任期は5年であり、再選は妨げられていない。初代判事の人選に関しては、当初12カ国から22名の候補者が推薦され、その後閣僚理事会や最高会議などで選考が進められた結果、以下の7名(表2-4)が最終的に選ばれ、2001年1月にバマコで就任式典が行われた。

²³ UAは西アフリカ計算単位(West African Unit of Account)の略。1 UA = 1 SDRであり、あくまで目安のために付言すれば、IMFが発表した2002年2月12日のSDR相場は、1 SDR = 166円22銭である。

²⁴ ECOWAS(2001a)par. 79, xxi.

表 2 - 4 共同体司法裁判所初代判事一覧

| 氏 名 | 性 別 | 出身国 |
|---|-----|----------|
| アンソニー・アルフレッド・ベナン Anthony Alfred Benin | 男 | ガーナ |
| ハディジャ・アワ・ナナ＝アマドゥ・ダボヤ Hadjia Awa Nana-Amadou Daboya | 女 | トーゴ |
| アミナ・マル Amina Malle | 女 | マリ |
| マンスール・タル Mansour Tall | 男 | セネガル |
| バーセレミィ・トウ Barthelemy Toe | 男 | ブルキナ・ファソ |
| ハッシネ・マプワニヨ・ドンリ Hassine Mapwaniyo Donli | 女 | ナイジェリア |
| スーマナ・ディラル・シディベ Soumana Dirarou Sidibe | 女 | ニジェール |

出所：http://www.ecowas.int/sitecedea0/english/pub-4-10-2001.htm(as of 11 January, 2002)

2 - 3 - 6 事務局

事務局(Executive Secretariat)は共同体の実際の運営を行う中核的組織であり、その最高責任者が事務局長(Executive Secretary)である。事務局長の選出方法は、まず加盟諸国が推薦した3名の候補者について法定被任命者選考業績評価閣僚委員会において審査が行われ、次いで閣僚理事会が同委員会の勧告に基づいて事務局長候補者を最高会議に推薦し、最高会議が最終的に任命するという手順をとっている。2001年に行われた事務局長選出にあたっては、ガーナ、ベナン、ガンビア出身の候補者3名のなかから、ガーナのモハメド・イブン・チャンバス(Mohamed Ibn Chambas)が選ばれ、それまでのギニア出身のランサナ・クーヤテ(Lansana Kouyaté)に代わって、2001年12月の最高会議第25回通常会期において正式に新事務局長に任命された(歴代事務局長の氏名と出身国については、表2 - 5参照)。事務局長の任期は4年であり、再選までが可能である。その主要な任務は、最高会議と閣僚理事会の決定事項の履行、共同体予算案と活動計画の策定、最高会議と理事会に対する活動報告書の提出などである。また、事務局長は、こうした任務を遂行するにあたって、事務次長、会計官、そして事務局スタッフの補佐を受ける。事務次長は、閣僚理事会が法定被任命者選考業績評価閣僚委員会の勧告に基づいて任命し、その任期は事務局長と同様に4年であり、再選までが可能である。事務局長と事務次長を含む法定被任命者以外のすべての事務局スタッフについては、事務局長がこれを任命する。事務局長以下すべての共同体職員は、共同体に対してのみ責任を負い、加盟国政府の指示を受けない。

事務局は現在、ナイジェリアの首都アブジャに置かれており、2002年度の予算は、総額1273万1500 UAである²⁵。ただし、加盟諸国のなかには、これまで事務局経費の分担金を滞納する国が少なくなかった。各国の事務局経費分担金の滞納額は、2000年9月30日の時点で、リベリアが約1150万米ドルと最も多く、次いでモーリタニアが約640万米ドル、シエラ・レオーネが約370万米ドル、ガンビアが約290万米ドル、ギニア・ビサオが約280万米ドル、ニジェールが210万米ドル、ギニアが約206万米ドル、セネガルが約129万米ドル、ガーナが約197万米ドルとなっている²⁶。

²⁵ ECOWAS(2001a)par. 79, xx.

²⁶ Kouyaté, L.(2000)par. 307.

表 2 - 5 ECOWAS 歴代事務局長

| | 氏 名 | 在職年 | 出身国 |
|---|--|-----------|----------|
| 1 | アブバカル・ディアビ・ワタラ Aboubakar Diaby Ouattara | 1977-1985 | 象牙海岸共和国 |
| 2 | モモドゥ・ムヌ Momodu Munu | 1985-1989 | シエラ・レオーネ |
| 3 | アバス・ブンドゥ Abass Bundu | 1989-1993 | シエラ・レオーネ |
| 4 | エドゥアルド・ベンジャミン Edouard Benjamin | 1993-1997 | ギニア |
| 5 | ランサナ・クーヤテ Lansana Kouyaté | 1997-2001 | ギニア |
| 6 | モハメド・イブン・チャンバス Mohamed Ibn Chambas | 2001- | ガーナ |

出所：http://www.ecowas.int/sitecedea0/english/about-3.htm(as of 13 February, 2002)を基に筆者作成。

ECOWAS Executive Secretariat:

Address: 60 Yakubu Gowon Crescent, Asokoro District, P.M.B. 401, Abuja FCT, Federal Republic of
Nigeria

Tel: +234-9-3147432, 3147647 ~ 9

Fax: +234-9-3147647, 3147662

E-mail: info@ecowasmail.net

URL: http://www.ecowas.int/

2 - 3 - 7 協力・補償・開発基金

協力・補償・開発基金(Fund for Co-operation, Compensation and Development: 以下、基金と略す)は、もともとラゴス条約第11章によって設立が定められた共同体金融機関であり、修正条約においても第21条で引き続きその設立が規定された。基金の財源は、加盟諸国の拠出金、共同体企業からの収入、その他の資金供与などによって賄われており、その主要な任務は、加盟国におけるプロジェクトへの融資、経済統合によって損失を受けた加盟国への補償の提供、共同体内で相対的に開発が遅れた加盟国の開発事業の促進などである²⁷。基金による融資は、2001年9月30日時点で41案件、総額8314万1698UAにのぼり、そのうち73.5%にあたる6140万3391UAが同時点までに支出されていた。また、2000年度の第1四半期から第3四半期までの収入は232万4135UA、支出は226万4307UAであり、純利益はわずか5万9828UAにすぎなかった²⁸。

基金は事務局からは独立しており、本部はロメに置かれている。基金は現在、資本増強を図っているが、その一方で機構改革を進めており、2001年12月にダカールで開催された最高会議通常会期において、基金に代わってECOWAS投資開発銀行(ECOWAS Bank for Investment and

²⁷ 望月克哉(1988)p. 148.

²⁸ ECOWAS(2001a)par. 33-34.

Development: EBID)という新たな金融機関を設立するための議定書が採択されている。EBIDの傘下には、地域投資銀行(ECOWAS Regional Investment Bank: ERIB)と地域開発基金(ECOWAS Regional Development Fund: ERDF)という2つの機関が設けられることになっており、同最高会議通常会期では、各加盟国に対して、こうした諸組織に法的根拠を与えるために同議定書の批准を2002年6月までに完了するよう呼びかけが行われた。

2 - 3 - 8 専門委員会

専門委員会(Specialised Technical Commissions)は、各国の代表によって構成され、その主な任務は、共同体の各分野のプロジェクトとプログラムを策定し、それを事務局経由で閣僚理事会に提出したり、各担当分野に関する議定書の規定の適用を監視・促進したりすることにある。ところで、ECOWASの政策立案策定プロセスは単線ではなくむしろ複線的であるが、そのなかでも最も典型的なものは、最初に専門委員会が分野別の事項を協議し、次いで閣僚理事会が専門委員会での議論を基に勧告を策定し、最終的に最高会議が閣僚理事会の勧告に基づいて決定を行うという一連の流れ すなわち、 専門委員会 閣僚理事会 最高会議 というプロセス であり、その意味で、専門委員会は、ECOWASにおける政策プロセスの第1段階にある組織として位置づけることができる。

修正条約第22条によって設立が定められている専門委員会は以下の8つであるが、最高会議は、必要に応じてこれら以外の委員会を設置することができる。

- a) 食糧・農業委員会
- b) 工業・科学技術・エネルギー委員会
- c) 環境・天然資源委員会
- d) 運輸・通信・観光委員会
- e) 貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会
- f) 政務・法務・地域安全保障・入国管理委員会
- g) 人的資源・情報・社会文化委員会
- h) 行政・財務委員会

2 - 4 活動

2 - 4 - 1 貿易自由化

経済共同体であるECOWASにとって究極の目標は、関税同盟、共同市場、そして経済同盟の創設である。そして、そのための当面の課題となってきたのが、域内関税・非関税障壁の撤廃による域内貿易の完全自由化や共通域外関税の設定にほかならない。しかし、これまでのところ、ECOWASによる貿易自由化は、その当初の目標を達成できていないばかりか、他の諸活動と比しても最も進展が遅れている分野となっている。

もともとラゴス条約では、条約発効から15年間で関税同盟を創設することが定められていた。す

なわち、同条約は、移行期間の15年間で、域内輸入関税に対して新たな課税や増税を行わない第1段階(2年間)、域内輸入関税を漸次的に引き下げ、最終的に撤廃する第2段階(8年間)、そして、域外関税制度の相違を漸次解消する第3段階(5年間)という3つの段階に分け、それを経て、最終的に関税同盟を創設するという移行スケジュールを示していた。また、数量制限や輸入禁止に関しては、最初の10年以内に漸次解消されることが定められていた²⁹。

そして、こうした貿易自由化プログラムは、1978年の最高会議会合においてその実施が正式に決議され、1979年5月より第1段階の適用、1981年には第2段階への移行が行われた。また、その後、未加工品と伝統工芸品の域内貿易自由化が決議されるなど、ECOWASの貿易自由化は、少なくとも表面的には進展しつつあるかのようにみえた。さらに、1983年の最高会議会合では、加盟国製の工業製品に対する域内関税の引き下げを一律に行うのではなく、加盟国を工業化の度合によって以下の3つのグループに分け、それぞれに異なった引き下げ率を適用する制度が新たに導入された。すなわち、工業化が最も遅れているグループ1は、優先工業品目については8年間、非優先工業品目については10年間以内に関税を撤廃し、グループ2については、前者を6年間、後者を8年間、そして、工業化が比較的進んでいるグループ3については、前者を4年間、後者を6年間で撤廃することとされた。

グループ1：オート・ヴォルタ、カーボ・ヴェルデ、ギニア・ビサオ、ガンビア、ニジェール、モリタニア、マリ

グループ2：ベナン、シエラ・レオーネ、リベリア、ギニア、トーゴ

グループ3：セネガル、ナイジェリア、ガーナ、象牙海岸共和国

しかし、1980年代に深刻な経済危機に直面したこともあって、西アフリカ諸国は、こうした貿易自由化プログラムについて多国間協議の場では一応合意しておきながら、実際にはその実現のために必要な国内措置をほとんど講じようとはしなかった。こうしたなか、最高会議は、1979年に開始された貿易自由化プログラムのいわば仕切り直しとして、15年間の貿易自由化スキーム(Trade Liberalisation Scheme: TLS)を新たに1990年1月1日から導入することを決めた。TLSは、1999年12月末までの域内関税の撤廃と2004年までの共通域外関税の設定による関税同盟の創設を目指している。また、TLSでは、関税の撤廃などに加えて、加盟国によって異なる通関手続を簡素化および合理化するために、UEMOAと協力しながら通関書類(原産地証明書、通関申告書、通過証明書など)を共通化する作業も進められている。

しかし、1990年に新たに導入されたTLSもまた、当初の計画どおりには進展していないのが現状といえる。表2-6は、TLSを含むECOWASの諸プログラムの実施状況(2001年2月現在)を国別にまとめたものである。同表の「モノの自由移動」の欄に示されているとおり、共通化された通関書類を印刷・使用し、TLSにしたがって域内関税を撤廃している加盟国はベナンだけであり、他の加盟諸国は、域内関税を部分的にしか撤廃していなかったり、共通通関書類を一部しか導入して

²⁹ 落合雄彦(1991)pp. 4-5.

表2 - 6 プログラムの実施状況

| プログラム 国名 | モノの自由 移動 | 通貨協力 | 人の自由移動 | 分担金支払 |
|-------------------------|--|---|---|--|
| ベナン ----- 評価 | 共通通関書類導入。未加工品・工業製品に対する障壁撤廃。ECOWAS内の工業製品に対する優遇関税を導入 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。西アフリカ手形交換所(WACH)への滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。実施状況を監視する国家委員会設置。しかし、ECOWAS旅行証明書と共通出入国書類は未導入。ブラウン・カード導入 | 滞納金なし |
| ブルキナ・ファン ----- 評価 | 共通通関書類導入。しかし、域内貿易障壁を未撤廃 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。ECOWAS旅行証明書発行。監視委員会設置。しかし、共通出入国書類未導入。ブラウン・カード導入 | 滞納金なし |
| カーボ・ヴェルデ ----- 評価 | 共通通関書類導入。しかし、未加工品と工業製品への関税障壁は未撤廃 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。ただし、WACHのメンバーではない | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。ECOWAS旅行証明書と共通出入国書類未導入。島国なのでブラウン・カード導入の必要なし | 事務局経費滞納金：102万9112UA 基金出資関連滞納金：9万9043UA 事務局本部ビル建設費滞納金：5万7498UA |
| 象牙海岸共和国 ----- 評価 | 共通通関書類未導入。未加工品と工業製品への関税障壁も未撤廃。工業製品に対するTLSに参加せず | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。ECOWAS旅行証明書と共通出入国書類は未導入。監視委員会未設置。ブラウン・カード導入 | 基金出資関連滞納金：131万6720UA |
| ガンビア ----- 評価 | 共通通関書類導入。未加工品と工業製品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対するTLSには参加せず | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。ECOWAS旅行証明書発行。監視委員会設置。しかし、共通出入国書類未導入。ブラウン・カード導入？ | 事務局経費滞納金：151万4300UA 基金出資関連滞納金：65万4139UA 事務局本部ビル建設費滞納金：20万4719UA |
| ガーナ ----- 評価 | 共通通関書類導入。未加工品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対する関税障壁は残存。ベナンに対して125万UAの補償金滞納 | 通貨関連の非関税障壁は、自動車通過税を除いて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。ECOWAS旅行証明書発行。しかし、監視委員会未設置。共通出入国書類も未導入。入国する車両に対して外貨による通過税支払要求。ブラウン・カード導入 | 事務局経費滞納金：113万3055UA 基金出資関連滞納金：197万1551UA 事務局本部ビル建設費滞納金：123万2656UA |
| ギニア ----- 評価 | 一部の共通通関書類のみ導入。未加工品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対する障壁は残存。TLSのもとで優遇される工業製品の登録せず | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。ECOWAS旅行証明書発行。監視委員会設置。しかし、共通出入国書類未導入。ブラウン・カード導入 | 事務局経費滞納金：151万4300UA |
| ギニア・ビサオ ----- 評価 | 一部の共通通関書類を導入。未加工品と工業製品への関税障壁が残存。TLSのもとで優遇される工業製品の登録せず | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金は760万UA | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。監視委員会設置。しかし、旅行証明書と共通出入国書類は未導入。ブラウン・カード導入 | 事務局経費滞納金：128万156UA 基金出資関連滞納金：58万8614UA 基金融資関連滞納金：141万2366UA 事務局本部ビル建設費滞納金：15万1897UA |

| プログラム 国名 | モノの自由 移動 | 通貨協力 | 人の自由移動 | 分担金支払 |
|-------------|--|---------------------------------------|---|--|
| リベリア | 共通通関書類未導入。未加工品と工業製品への関税障壁も未撤廃 | 通貨関連の非関税障壁は完全には撤廃されず。WACHへの滞納金は570万UA | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。ECOWAS旅行証明書と共通出入国書類は未導入。監視委員会未設置。ブラウン・カード未導入 | 事務局経費滞納金：696万8826UA 基金出資関連滞納金：320万9831UA 基金融資関連滞納金：200万1830UA 事務局本部ビル建設費滞納金：70万3045UA |
| 評価 | x | x | x | x |
| マリ | 共通通関書類導入。未加工品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対する関税障壁は残存 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。監視委員会設置。しかし、旅行証明書と共通出入国書類は未導入。ブラウン・カード導入 | 滞納金なし |
| 評価 | | | | |
| ニジェール | 共通通関書類導入。未加工品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対する関税障壁は残存 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。監視委員会設置。旅行証明書導入。しかし、共通出入国書類は未導入。ブラウン・カード導入 | 事務局経費滞納金：142万4307UA 基金出資関連滞納金：81万9555UA 基金融資関連滞納金：93万9546UA 事務局本部ビル建設費滞納金：15万2072UA |
| 評価 | | | | |
| ナイジェリア | 共通通関書類導入。未加工品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対する関税障壁は残存 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。監視委員会設置。旅行証明書導入。しかし、共通出入国書類は未導入。ブラウン・カード導入 | 基金融資関連滞納金：79万1025UA |
| 評価 | | | | |
| セネガル | 共通通関書類導入。未加工品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対する関税障壁は残存 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。監視委員会設置。しかし、旅行証明書と共通出入国書類は未導入。ブラウン・カード導入 | 事務局経費滞納金：128万5066UA 基金出資関連滞納金：211万9010UA 事務局本部ビル建設費滞納金：18万9365UA |
| 評価 | | | | |
| シエラ・レオネ | 共通通関書類導入。未加工品と工業製品への関税障壁撤廃。しかし、7万5140UAの補償金を滞納 | 通貨関連の非関税障壁は一部を除いて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。旅行証明書導入。しかし、監視委員会未設置。共通出入国書類未導入。ブラウン・カード導入 | 事務局経費滞納金：233万9610UA 基金出資関連滞納金：156万2310UA 事務局本部ビル建設費滞納金：53万4963UA |
| 評価 | | | | x |
| トーゴ | 共通通関書類導入。未加工品への関税障壁撤廃。しかし、工業製品に対する関税障壁は残存 | 通貨関連の非関税障壁はすべて撤廃。WACHへの滞納金はなし | ECOWAS諸国民への査証・入国許可撤廃。監視委員会設置。しかし、旅行証明書と共通出入国書類は未導入。ブラウン・カード導入 | 事務局経費滞納金：137万6859UA 基金融資関連滞納金：10万3637UA |
| 評価 | | | | |

注：表の状況は2001年2月現在。

出所：http://www.ecowas.int/sitecedeo/pays/web/(as of 10 January, 2002)を基に筆者作成。

いない状況にあった。

他方、共通域外関税については、すでに UEMOA 諸国が 2000 年 1 月に域外関税の共通化を達成しており、現在、ECOWAS と UEMOA の間で関税制度の調和のための協議が進められている。

2 - 4 - 2 通貨統合

域内貿易のひとつの障害となってきたのが、通貨問題である。1970 年代中葉、西アフリカ諸国では、CFA フラン(UEMOA 諸国)、ナイラ(ナイジェリア)、セディ(ガーナ)など 11 種類もの通貨が使用されており、域内貿易創出のためには、そうした通貨の多様性を克服し、その交換性を確保する必要があった。そこで、西アフリカ 12 カ国(ダオメー、ガンビア、ガーナ、象牙海岸共和国、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、トーゴ、オート・ヴォルタ)の中央銀行は、ラゴス条約が調印される直前の 1975 年 3 月にラゴスで会合をもち、西アフリカ手形交換所(West African Clearing House: WACH)の設立のための協定に調印した。WACH は、同年 7 月に発足し(本部はフリータウン)、1976 年 7 月から業務を開始した。WACH の設立目的は、加盟国通貨の利用促進、加盟国の外貨準備の節約、域内貿易自由化の促進、加盟国通貨の統合および通貨協議の促進であり、WACH の主な業務は、域内貿易において従来からみられた商業銀行間と中央銀行間の決済に加えて、加盟国通貨を用いた多角的決済を行うことにあった。しかし、国境地帯などで行われる非公式取引に加え、域内最大の単一取引品目であるナイジェリア産原油の取引が WACH の業務対象とされていなかったこと、支払いの遅滞や為替リスクがしばしば発生したことなどもあって、WACH は、西アフリカ地域における通貨交換性の確保と域内貿易の創出において必ずしも十分な成果を挙げられなかった³⁰。

他方、ECOWAS では設立当初から、加盟諸国間における通貨の完全交換性を獲得するために単一通貨圏を創設しようとする動きもみられた。たとえば、1983 年の最高会議会合においては、単一通貨圏の早期設立が決められ、1987 年には単一通貨圏のほか金融・通貨政策の包括的調和をも盛り込んだ通貨協力プログラムが決議されていた。また、1990 年の最高会議会合では、結局実現こそしなかったものの、1994 年までに単一通貨圏を創設することが合意された。そして、こうしたなかで、1992 年 9 月、WACH が西アフリカ通貨機関(West African Monetary Agency: WAMA)という ECOWAS 専門機関へと改組されることが発表され、1996 年 3 月には WAMA 設立のための協定が加盟諸国の中央銀行総裁によって調印されている。WAMA は、従来の手形交換業務や 1999 年 7 月以降に流通を始めた ECOWAS トラベラーズチェックの発行業務に加えて、ECOWAS 為替相場制度の管理と単一通貨圏の創設に対して責任を負う機関として位置づけられた。

また、1999 年 12 月にロメで開催された最高会議会合において、CFA フランを使用通貨としていない非 UEMOA 加盟諸国が 2003 年までに第 2 通貨圏を創設し、その後 2004 年までに CFA フラン圏と第 2 通貨圏を統合して西アフリカに単一通貨圏を形成するという二重路線アプローチが採択された。そして、この決定にしたがって、単一通貨圏創設を視野に入れたマクロ経済政策調和が加盟諸国間で図られる一方で、ガンビア、ガーナ、ギニア、リベリア、ナイジェリア、シエラ・レオー

³⁰ WACH の詳細については、室井義雄(1985)を参照されたい。

ネの首脳が2000年4月にアクラで会議を開催し、2003年までに西アフリカ通貨圏(West African Monetary Zone: WAMZ)という第2通貨圏を創設することで合意した。これを受けて、2000年12月には、WAMZのほか、そこで用いられる単一通貨を発行する西アフリカ中央銀行(West African Central Bank: WACB)とその準備機関となる西アフリカ通貨機構(WAMI)の設立が合意された。WAMI(本部はアクラ)は、2001年1月より業務を開始し、2003年までのWAMZ設立とその後のCFAフラン圏とWAMZの統合による2004年までの単一通貨圏の設立を視野に入れつつ、加盟諸国間におけるマクロ経済政策調和の状況の監視、WAMZの単一通貨の発行準備、WACBの設立準備などの諸活動に着手している。

2 - 4 - 3 人の自由移動

真の経済統合のためには、貿易自由化や通貨統合に加えて、人の自由移動が確保されなければならない。この点に関しては、1979年5月の最高会議会合において、「人の自由移動ならびに居住と営業の権利に関する議定書」が採択され、15年以内に加盟諸国国民に対して営業の権利を認めることが定められた。同議定書によると、15年間の移行期間は、査証免除を実施する第1段階、居住を認める第2段階、営業を認める第3段階に分けられ、査証なしに90日以内の入国が許される第1段階の適用は1980年から開始された。人の自由移動に関しては、各段階に予定された5年の期間が満了した時点で、専門委員会が閣僚理事会に対して次の段階への移行を提案することになっており、1986年には居住の権利を認める第2段階への移行が決議されて1989年から実施に移され、1990年には第3段階への移行が決議された。また、1980年代中葉からは、一部の加盟諸国において人の自由移動を促進する目的でECOWAS旅行証明書が導入されるようになり、さらに2000年5月にアブジャで開催された最高会議通常会期においては、ECOWASパスポートの導入が決議された。

こうした人の自由移動に関するプログラムの推進によって、今日、ECOWAS諸国国民は自国政府発行のパスポートまたはECOWAS旅行証明書のいずれかと必要な予防接種証明さえ携帯していれば、査証・入国許可の取得なしに90日以内の範囲で他の加盟国に入国することが基本的に可能となっている。しかし、実際には、依然として国境付近の道路には多くのチェックポイントが置かれ、ECOWAS市民を含む旅行者が警察官や税関職員などによって金品を奪われる状況がみられる³¹。また、加盟諸国国民は、本来、自国のパスポートまたはECOWAS旅行証明書を携帯していれば、他の加盟国の出入国書類を記入する必要はないことになっているが、一部の諸国では、依然としてこうした出入国書類への記入と検査が実施されている。さらに、ECOWAS旅行証明書はすべての加盟諸国によって発行されているわけではなく、また、たとえ旅行証明書が発行されている場合であっても、色などの規格が不統一であるために混乱が生じているケースもみられる。

1979年以来続けられてきた、人の自由移動をめぐるECOWASの一連の措置は、植民地時代から

³¹ ECOWAS事務局の調査によると、たとえば、ラゴス＝アビジャン間を結ぶ道路では、100km当たりのチェックポイントの数が7カ所、ロメ＝ワガドゥグ間とニアメ＝ワガドゥグ間では各4カ所、コトヌ＝ニアメ間とアビジャン＝ニアメ間では各3カ所であった(<http://www.ecowas.int/sitecedeo/english/achievements.htm>(as of 10 January, 2002))。

西アフリカ地域で頻繁に行われてきた人的移動を制度化し、その自由を法的に保障するものとして位置づけることができる。しかし、各国政府発行のパスポートに加えてECOWAS旅行証明書、さらに今後はECOWASパスポートが並存することになるかもしれない。もしそうなれば、それは人の自由移動を促進するというよりもかえって出入国管理を煩雑化あるいは混乱させることで、少なくとも短期的には、人の自由移動を妨げることにもなりかねない。

他方、人の自由移動を補完する制度として、1982年5月、ECOWAS 最高会議はブラウン・カード・スキームの導入に合意した。ブラウン・カードとは、ある加盟国のドライバーが非居住地である他の加盟国において自動車事故を起こした場合の賠償保険のことである。1998年以降本格的に導入されるようになり、すでにベナン、ブルキナ・ファソ、象牙海岸共和国、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、トーゴの少なくとも12カ国で運用されている。

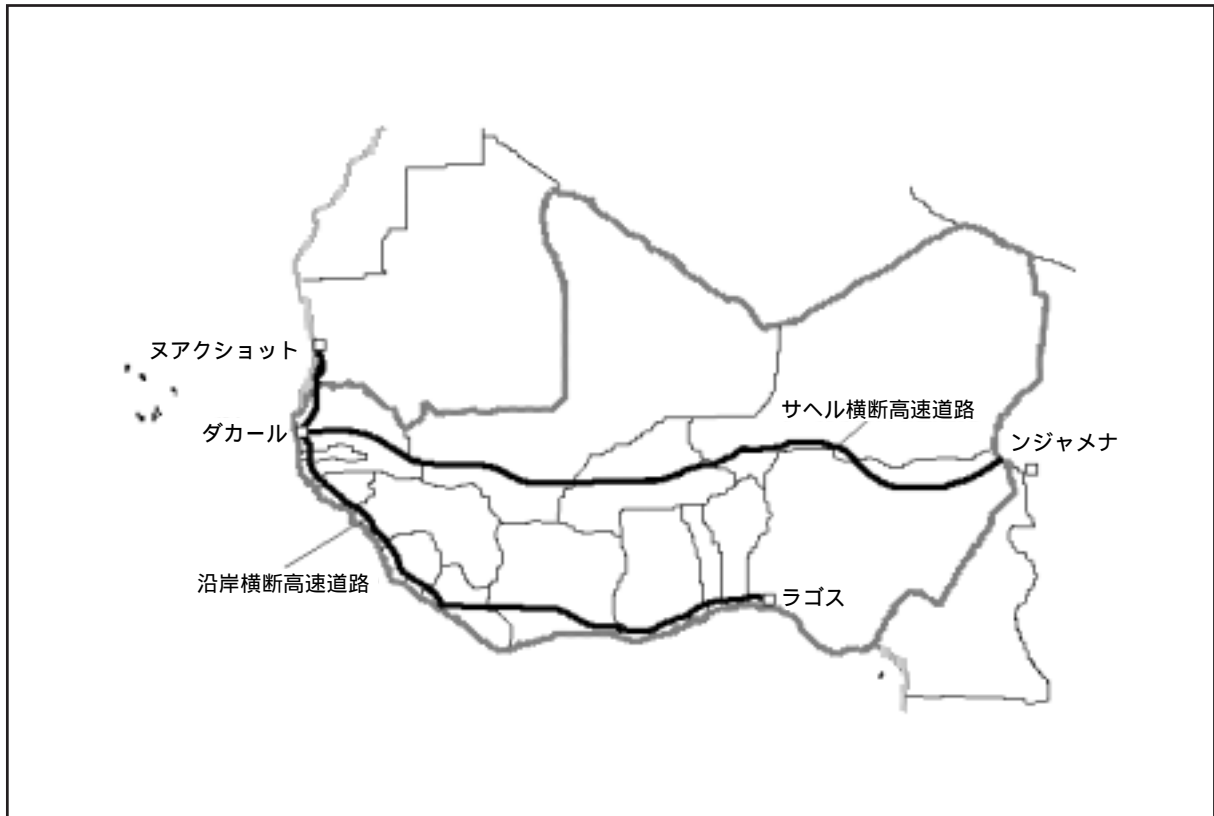
2 - 4 - 4 運輸と通信

運輸分野については、ECOWASは、1980年に沿岸横断高速道路(ラゴス=ヌアクショット間)とサヘル横断高速道路(ンジャメナ=ダカール間)という2本の地域主要幹線道路の建設を決め、以来その整備を進めてきた(図2-1参照)。この結果、1998年までに、沿岸横断高速道路については全長4767kmのうち約83%、サヘル横断高速道路については全長4633kmのうち約87%がそれぞれ通行可能な状態となっている。一方、沿岸横断高速道路については、トーゴからギニア・ビサオにかけての区間に未整備部分が依然として点在しており、サヘル横断高速道路についても、セネガルからブルキナ・ファソにかけての区間、特にマリ国内に未整備部分が多くみられる。事務局は、ドナーに対して支援を呼びかけながら、こうした残された未整備区間の道路整備を進める方針である。

このほか運輸分野では、ECOWASは、民間セクターと協力しながら、ECOAIRという民間地域航空会社とECOMARINEという民間地域海運会社の設立プロジェクトを進めている。

他方、通信分野では、1979年5月にダカールで開催された最高会議会合において、共同体電気通信プログラム(INTELCOM I)が採択され、同プログラムのもとで、ECOWASは、1980年代前半から1990年代前半にかけて、基金の資金を利用しながら加盟諸国の首都間を結ぶ通信網の整備を進めた。また、1997年8月の最高会議会合では、マルチメディアやブロードバンドにも対応した新たな通信網の整備を目指すINTELCOM IIが合意された。2000年1月からは、国際電気通信連合(International Telecommunication Union: ITU)の協力をえながら、INTELCOM IIのフィージビリティ・スタディが開始されている。

図 2 - 1 西アフリカ横断高速道路網整備計画



出所：筆者作成。

2 - 4 - 5 エネルギー

エネルギー分野の地域協力プロジェクトとして近年注目されているのが、西アフリカ天然ガスパイプライン(West African Gas Pipeline: WAGP)計画である。同計画は、ナイジェリア＝ガーナ間の沖合にパイプライン(全長 781km で、そのうち陸上部分は 57km のみ)を建設し、ナイジェリア産天然ガスをベナン、トーゴ、ガーナに輸出しようとするプロジェクトである(総額約 4 ～ 5 億米ドル)。1995年9月に関係4カ国政府がWAGPに関する協定に調印し、同年から1999年にかけて、世界銀行の支援を受けながらフィージビリティ・スタディが実施された結果、その実現可能性が確認された。そして、これを受けて、シェブロン、シェル、ガーナ国営石油公社 Ghana National Petroleum Corporation: GNPC)、ナイジェリアガス会社 Nigerian Gas Company: NGC)、ベナンガス会社(Société Beninoise de Gaz: SOBEGAZ)、トーゴガス会社(Société Togolaise de Gaz: SOTOGAZ)の6社によるコンソーシアムが形成された。WAGPの建設が始まれば、新たに約8万人の雇用が創出されると試算されており、また、同プロジェクトが完成すれば、1.8億立方フィート/日の天然ガスが20年間にわたって供給されるばかりか、環境面でも4カ国で20年間に1億トン相当の温室効果ガスの発生を抑制することができると見込まれている³²。しかし、その一方で、ガーナの「地球の友インターナショナル」(Friends of the Earth International)やナイジェリアの「環境人権アクション」(Environmental Rights Action)といった民間環境団体などは、WAGPがパイプライン周辺地域の環

³² 林正樹(2000)pp. 67-68.

境に甚大な悪影響を与えると警告を鳴らしている。

他方、ECOWAS がアメリカ国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID)の支援を受けながら現在検討を進めているのが西アフリカ電力プール(West African Power Pool: WAPP)計画である。WAPPは、加盟諸国の電力供給網を結んで電力不足の加盟国に対して周辺諸国の余剰電力を提供し、電力の安定供給を図ろうとする試みである。2000年3月には、USAID が ECOWAS の WAPP プロジェクトに対して約 200 万米ドルの支援を行うことに合意している。

2 - 4 - 6 経済工業開発

経済開発の分野では、1984年11月の最高会議会合において、エコバンク(Ecobank)という地域民間投資銀行の設立が合意され、1985年には銀行持株会社であるエコバンク・トランスナショナル法人(Ecobank Transnational Incorporated: ETI)が設立された。ETIはあくまで民間企業ではあるが、その最大の株主はECOWAS基金であり、1988年3月よりロメを拠点に活動を開始した。エコバンク・グループの子会社は、1989年にナイジェリアと象牙海岸共和国、1990年にガーナとベナン、1997年にブルキナ・ファソ、1999年にマリ、ニジェール、セネガル、リベリア、そして、2000年にカメルーンでそれぞれ営業を開始している。

工業開発については、1979年の閣僚理事会において、重点産業の認定や共同体企業の設立などを含む工業プログラムが承認され、また、1990年代には工業マスタープランが策定されてそれぞれ実施に移されたが、現在までのところ目立った成果を生み出していない。また、事務局とEUの間では、西アフリカへの外国投資促進のためのプログラムが検討されている。

2 - 4 - 7 社会開発

社会開発分野では、1987年にアブジャで開催された最高会議会合において、地域統合プロセスへの女性の参加を促進する目的で西アフリカ女性協会(West African Women Association: WAWA)を設立することが承認された。WAWAは、WAMIなどとともにも ECOWAS の専門機関のひとつとなっており、その本部はダカールに置かれている。

また、保健医療分野に関しては、1987年7月に開催された最高会議会合において、西アフリカ保健機関(West African Health Organisation: WAHO)の設立に関する議定書が調印された。それまで、西アフリカには、西アフリカ保健共同体(West African Health Community: WAHC)と「深刻な風土病対策調整協力機関」(Organisation de Coordination et de Coopération pour la Lutte contre les Grandes Endémies: OCCGE)という2つの政府間機構が並存していたが、1984年以降、両者を統合する動きがみられるようになった。そして、1987年の議定書調印後、加盟諸国保健相などを中心にして両機構の統合に向けた協議が断続的に開催された結果、1998年10月にアブジャで開催された最高会議会合において機構統合に関する提案が了承された。すでにWAHOは活動を開始しており、2001年12月にダカールで開催された ECOWAS 閣僚理事会では、292万5964 UA の WAHO 予算(2002年度)が承認されている³³。本部については、統合問題を協議してきた保健相委員会によって、ブルキナ・ファソのボボ・ディウラソに置くことが提案されている。

³³ ECOWAS(2001a)par. 79, xxv.

2 - 4 - 8 農業

農業分野では、1982年の最高会議会合において農業開発戦略が採択され、その後 ECOWAS は、国連食糧農業機関(Food and Agriculture Organization: FAO)や UEMOA などと協力しながら、国際移動放牧証明書の導入、農業に関する広報活動の推進、農産物をめぐる国際交渉での意見の調整などを行っている。

2 - 4 - 9 環境

環境分野に関しては、ECOWASは、1999年5月にサヘル地域旱魃対策国家間常設委員会(CILSS)と共同で「西アフリカとチャドにおける砂漠化対策のための準地域行動プログラム(いわゆる準地域行動プログラム(Sub-regional Action Programme: SRAP))」を策定し、同年12月の最高会議会合において同プログラムを承認している。そして、ECOWASは現在、CILSSとともにSRAPに沿った砂漠化防止対策のための活動を展開している。また、ECOWASは、OAUと協力しながらマリのフータジャロン高原における水資源開発プログラムを進めたり、世界気象機関(World Meteorological Organization: WMO)の協力をえながら加盟諸国の気象観測体制の整備についても検討を進めている。

2 - 4 - 10 民主化

東西冷戦構造の崩壊とソ連・東欧の民主化という国際社会の変動を受けて、アフリカでは1989年末頃から民主化の動きが急速な広まりをみせるようになった。こうしたなか、1991年7月、ECOWAS加盟諸国首脳は「ECOWAS政治原則宣言」を採択し、加盟諸国間の相互不可侵や紛争の平和的解決に加えて、基本的人権の尊重や政治的多元主義の促進といった民主的な政治原則について合意している。

2 - 4 - 11 財政

ECOWASは、設立以来長く加盟諸国の分担金を主な財源としていた³⁴。しかし、加盟諸国による分担金の支払いがしばしば滞り、それがECOWASの活動を阻害するひとつの要因ともなっていた。そこで、修正条約では、第三国から加盟国への輸入額に対して一定率の共同体税(community levy)を課し、それを分担金に代わる主要な共同体財源とすることが決められた。そして、1996年7月の最高会議会合において共同体税に関する議定書が調印され、2000年1月1日より共同体税が正式に導入されるにいたった。しかし、2001年6月と10月に事務局が実施した調査によれば、議定書を批准し、かつその規定を実施している加盟国は8カ国のみであり、議定書を批准してはいないがその規定を実施している国が1カ国、議定書を批准し、共同体税を徴収してはいるものの、適切にECOWAS口座に送金していない国が4カ国、議定書を批准しているが規定を実施していない

³⁴ Okoloが事務局職員から入手した非公式なデータによれば、加盟諸国の分担金比率は次のとおり。ナイジェリア(32.8%)、象牙海岸共和国(13%)、ガーナ(12.9%)、リベリア(6.7%)、セネガル(5.7%)、シエラ・レオーネ(4.4%)、トーゴ(3.6%)、ベナン(3%)、ギニア(2.9%)、ガンビア(2.6%)、ブルキナ・ファソ(2.6%)、モーリタニア(2.6%)、ニジェール(2.1%)、マリ(1.9%)、ギニア・ビサオ(1.5%)、カーボ・ヴェルデ(1%) (Okolo, J.E. (1989) p.117)。

国が1カ国、そして、議定書を批准せず、実施もしていない国が1カ国となっていた(表2-7参照)。しかし、この調査結果が2001年12月の閣僚理事会で報告されたところ、ベナン代表からは、同国についてはすべての共同体組織に対する財政負担を適切に実施しているはずであるとの指摘がなされ、また、象牙海岸共和国代表からは、同国が2001年9月より共同体税の導入を開始し、その最初の送金を2001年末までに行う予定であることが報告された。さらに、リベリア代表からは、同国が議定書の批准作業を進めているとの報告がなされている³⁵。

表2-7 共同体税に関する事務局調査結果(2001年6月・10月時点)

| 議定書批准と実施の状況 | 国名 |
|---|--|
| 議定書を批准し、かつその規定を実施している国 | ガンビア、ガーナ、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラ・レオーネ、トーゴ |
| 議定書を批准していないものの、その規定は実施している国 | ギニア・ビサオ |
| 議定書を批准し、徴税は行っているものの、ECOWAS口座への送金をしていない国 | ベナン、ブルキナ・ファソ、カーボ・ヴェルデ、ギニア |
| 議定書を批准しているものの、その規定を実施していない国 | 象牙海岸共和国 |
| 議定書を批准せず、その規定も実施していない国 | リベリア |

出所：ECOWAS(2001a)par. 90.

2-4-12 小括

このように、これまでのECOWASの活動と成果を概観してみると、ECOWASは様々な分野で広範な活動を展開し、特に運輸や通信といった個別プログラムではある程度の成果を上げてきたものの、経済共同体としての本来の目的である域内貿易の自由化、関税同盟の形成、共同市場の創設などに関してはほとんど成功してこなかったことがわかる。これに対して、ECOWASに内包されたUEMOAは、植民地遺制とはいえ単一通貨CFAフランとその発券銀行であるBCEAOを擁し、2000年1月には4段階(0%、5%、10%、20%)からなる共通域外関税を設定するなど、かなり凝集力の強い通貨関税同盟を形成してきた。

このように、UEMOAが通貨関税同盟を達成する一方で、UEMOAを内包するECOWASが経済統合上の目立った成果を上げられずにきた要因としては、UEMOA諸国間には仏領植民地時代に設定された通貨関税上の基本枠組みがもともと存在していたのに対して、多様な歴史的背景をもつECOWAS諸国間にはそうした共通の枠組みがないこと、UEMOAに対してはこれまでフランスの支援が多く傾注されてきたが、ECOWASにはその統合を支援してくれるような強力な域外パートナーがないこと、ECOWAS加盟諸国が関税収入を主要な財源としているために、域内関税の撤廃に対して消極的になりがちであること、域内関税撤廃に伴うコストと利益の配分メカニズムがECOWAS内で十分に機能していないこと等が挙げられよう。

一般に、生産構造や消費構造が異なる諸国の地域経済統合は、生産費が相対的に低い国における生産の拡大と、生産費が相対的に高い国における消費の拡大をもたらし、それぞれの経済的厚生を増大させると考えられている。しかし、前述のとおり、ECOWAS加盟諸国のように生産構造や消

³⁵ ECOWAS(2001a)par. 91, v.

費構造がかなり類似しており、かつ所得がかなり低い諸国を中心とした地域経済統合の場合、域内関税撤廃による静学的な貿易創出効果は、少なくとも短期的にはあまり期待することができない。しかしながら、域内貿易の創出や拡大は、経済統合がもたらす効果の一部でしかなく、新たな地域主義に基づく今日の地域経済統合においては、他国との交渉過程に参加することで各国の国内政策の改革を促進したり、インフラストラクチャーを整備することで投資や社会開発を促進したり、域内の貿易障壁を撤廃することで世界的な貿易自由化の流れから取り残されることを防いだりするといった、より広範な正の効果が期待できる。

その意味でも、今後ECOWASは、これまでかなり進展が遅れてきた関税や貿易といった分野での統合努力を継続する一方で、かならずしもそうした狭義の地域経済統合にこだわらず、地域経済統合を投資促進などのより広範な効果をもたらすものとして柔軟に位置づけ、より現実的な目標に沿ってそれを着実に前進させていく必要がある。また、ECOWASは、地域経済統合分野で先行するUEMOAをひとつのモデルとしながら、両機構間での政策や制度上の調和と収束を図り、究極的には両機構の重複を解消して発展的統合を目指すべきであろう。たしかに一部には、すでにUEMOAが経済共同体として一定の役割を果たしているなかで、UEMOAとECOWASの統合をも視野に入れた、より広範なレベルでの地域経済統合を推進することに疑問を呈したり、異議を唱える声も聞かれる。しかし、今日のアフリカでは、植民地遺制を超えた地域協力・統合の拡大はもはや不可逆的な潮流のひとつであり、西アフリカにおいても、旧仏領諸国から成る小共同体としてのUEMOAとそれを内包する大共同体としてのECOWASのいびつな重複状況を解消することが、少なくとも長期的な意味での重要な課題となっている。また、実際にECOWAS事務局とUEMOA委員会の間でも、現在そうした方向性に沿った協議が進められつつある。

2 - 5 開発パートナーとの関係

少なくとも1990年代初頭までのECOWASは、開発パートナーからあまり注目されてはいなかった。しかし、前述のとおり、1990年代以降、ECOWASは特に紛争対応の分野で積極的な活動を展開することで組織として求心力を高め、その結果として、開発パートナーの関心と支援を少しずつ集めるようになってきている。

2 - 5 - 1 EU

EUは、開発途上地域の地域協力あるいは統合を最も積極的に支援してきた開発パートナーである。たとえば、EUの行政機関である欧州委員会は、同委員会が行う開発援助の最大の目的を貧困削減とした上で、そのための優先分野として、「貿易と開発の連結」「貧困削減戦略と直接結びついたマクロ経済政策支援」「運輸」「食糧安全保障と持続可能な農村開発」「特にグッドガバナンスと法の支配の分野における制度能力強化」に加えて、「統合と地域協力への支援」という項目を挙げている³⁶。そして、EUは、開発途上地域における地域統合を持続可能な開発のひとつの重要な要素と位置づけ、その推進を支援するとともに、地域統合に対して従来消極的であった他のドナー、特

³⁶ European Commission(2001)p. 5.

に世界銀行や国際通貨基金(International Monetary Fund: IMF)に対しても様々な場で働きかけを行ってきた。

そうしたEUがアフリカにおける地域統合推進のために最も積極的に推進してきた支援プログラムが、東部・南部アフリカとインド洋地域における「国境横断イニシアティブ」(Cross-Border Initiative: CBI)³⁷である。CBIは、新たな地域機構や統合枠組みの創設を目指すものではなく、欧州委員会、アフリカ開発銀行(African Development Bank: ADB)、世界銀行、IMFが共同スポンサーとなって、SADC、東部・南部アフリカ共同市場(COMESA)、インド洋委員会(Indian Ocean Commission: IOC)などの経済統合プロセスを側面から支援しようとするプログラムである。そのひとつの史的起源は、1990年に開催されたアフリカ開発に関するマーストリヒト会議にあるといわれている。CBIの具体的な活動としては、まず参加国ごとに専門作業グループ(Technical Working Group: TWP)や政策実施委員会(Policy Implementation Committee: PIC)を設置し、アフリカ参加国政府、地域機構、共同スポンサーの三者による協議体制のもとで、関税撤廃などの貿易自由化を含む各国の経済改革を推進している。CBIへの参加はあくまで地域機構加盟各国の自由意思に委ねられており、1999年時点での参加国数は15カ国となっている³⁸。

他方、西アフリカ地域統合へのEUの支援は東部・南部アフリカに対するCBIほど積極的なものではないが、EUは、たとえば2000年3月にUEMOAとの間で6500万ユーロの地域統合支援プログラムに合意している。また、ECOWASとの関係では、EUとECOWASの高官レベルの交渉が1998年5月より開始され、2000年10月には第1回EU-ECOWAS閣僚会合がECOWAS事務局本部で開催された。そして、その席上、195万ユーロの能力構築支援に関する合意が調印されている。同合意は、EUが資金援助をして地域統合の専門コンサルタントを雇用し、同コンサルタントにECOWASの地域統合プログラムに対する支援と共通域外関税に関する調査を実施させるという骨子のものである。なお、2001年10月には第2回EU-ECOWAS閣僚会合がブリュッセルで開催されており、今後ともEUとECOWASの地域機構間対話は継続されていくものと考えられる。

2 - 5 - 2 世界銀行

世界銀行は、もともと開発途上諸国の地域経済統合に関しては必ずしも積極的に支持してはいなかったが、多角主義に基づく世界的な貿易自由化に逆行せず、むしろそれを補完し、ときにそれを加速させるような新たな地域主義パラダイムが経済学者の間で提起されるようになると、1992年には新地域主義に関する会議を開催するなど、開発途上地域の開発に資する現実的かつ効率的な地域統合を支援する立場をとるようになった。

西アフリカにおける地域統合に関しては、世界銀行は、2000年10月、UEMOAの地域支払メカ

³⁷ CBIの正式名称は、「東部・南部アフリカとインド洋における国境横断的な貿易、投資、支払を促進するためのイニシアティブ」(Initiative to Facilitate Cross-Border Trade, Investment and Payment in Eastern and Southern Africa and the Indian Ocean)。

³⁸ CBI参加国は以下のとおり(コモロ、ブルンディ、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、セイシェル、スワジランド、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ)。Eva-EU Association(2000)pp. 7-13.

ニズム構築のために940万米ドルの融資を決定している。他方、世界銀行が支援してきたECOWASの地域プロジェクトとしては、WAGPのフィージビリティ・スタディ、WAPP、航空部門の自由化などが挙げられる。

2 - 5 - 3 アメリカ

これまでUSAIDによる対西アフリカ開発援助は、主に二国間関係を通じて実施され、多国間関係を通じた援助は、サヘル地域プログラムや家族保健AIDSプログラムなどにほぼ限定されていた。こうしたなか、USAIDは、両プログラム下での活動を調整・強化するために、2001会計年度より新たに西アフリカ地域プログラム(West African Regional Program: WARP)を開始した。WARPの目的は、「政治的に安定し、経済的に繁栄する西アフリカ」の創出であり、UEMOA、CILSS、ECOWASといった西アフリカの主要な地域機構とのパートナーシップのもと、地域貿易・経済統合・エネルギー、熱帯病・HIV/AIDS 拡大・人口圧力、食糧安全保障・環境・天然資源管理、政治プロセスへの大衆参加増進・地域ガバナンス・紛争予防、という4分野において様々な活動が展開されている。USAIDによる対ECOWAS支援の具体例としては、WAPPとWAGPの2つのエネルギー分野プロジェクトに対する技術協力、UEMOA、CILSS、ECOWASという3つの西アフリカ主要地域機構と西アフリカ企業ネットワーク(West African Enterprise Network: WAEN)という民間団体の交流促進のための西アフリカフォーラム(Forum of West Africa: FOWA)の設立支援、後述する紛争予防メカニズムへの資金協力などが挙げられる。

2 - 5 - 4 他の開発パートナー

このほかの開発パートナーとECOWASの関係をめぐる2001年の主要な出来事は、表2 - 8のとおりである。

表2 - 8 開発パートナーとECOWASの関係(2001年)

| 年 | 月日 | 事 項 |
|------|-------|---|
| 2001 | 1.12 | 日本の森喜朗首相がナイジェリアのオルセグン・オバサンジョ大統領、ECOWAS議長であるマリのアルファ・ウマール・コナレ大統領とアブジャで会談し、ECOWASの活動、特にその紛争予防における役割を評価 |
| | 2.5 | ドイツ政府がリベリア＝ギニア国境に派遣予定のECOMOG部隊に対して25万米ドル相当の後方支援を提供することを表明 |
| | 2.15 | 国際赤十字委員会(ICRC)とECOWASが協力関係強化に関する合意に署名 |
| | 3.9 | カナダ政府がECOWASとの間でECOWAS事務局内に紛争地域の児童を保護するユニットを設立する経費として28万9000米ドルを供与する合意文書に署名 |
| | 4 | IMFミッションがWAMIとECOWAS事務局を訪問し、通貨財政政策、共通域外関税、セクター別政策立案の3分野で協力していくことに合意 |
| | 6.28 | フランスのユベール・ヴェドリュヌ(Hubert Védrine)外相がECOWAS事務局を訪問してクーヤテ事務局長と会談 |
| | 8 | ADBがホテアオイ等の対策プロジェクト活動費として635万米ドルの融資をECOWASに対して行うことに合意 |
| | 8 | ハラレに本部を置くアフリカ能力構築財団(ACBF)が貿易関連の人材育成と能力向上のために200万米ドルをECOWASに供与することに合意 |
| | 11.27 | FAOとECOWASが食糧安全保障に関する総額55万8000米ドルの技術協力協定に署名 |

出所：筆者作成。

3. 各論：ECOWAS の紛争対応

3 - 1 地域安全保障機構としての ECOWAS

総論ではECOWASの組織や活動を概観したが、以下の各論ではECOWASが1990年代以降に積極的に関与するようになった地域安全保障と紛争対応の分野に焦点をあて、その活動について詳細な考察を試みたい。

経済共同体であるはずのECOWASが安全保障や紛争対応の活動を展開することに対して違和感を抱く者があったとしてもけっして不思議ではない。たしかに、前述のとおり、ECOWASはもともと関税同盟の結成や共同市場の創設を目指す純粋な経済共同体として設立されたのであって、その設立を定めたラゴス条約のなかには安全保障や紛争対応に関する条項は一切含まれてはいなかった。

しかし、ECOWAS創設前夜の1960年代後半から1970年代初頭にかけての時期、西アフリカでは、たとえばビアフラ内戦、ギニアにおけるポルトガル人傭兵侵入事件(1970年)、フランスによる軍事的関与、多発する軍事クーデタといった不透明な政治軍事情勢が広くみられたのであって、そうした状況のなかで設立されたECOWASは、第一義的あるいは制度的には経済共同体でありながらも、第二義的あるいは副次的には西アフリカの地域安全保障体制を整備するための枠組みとして機能することが当初からある程度期待されていたといえる。そして、そうしたECOWASに対する西アフリカ諸国の政策決定者の期待は、たとえばラゴス条約調印以前の1973年の時点で、すでにトーゴ政府が「ECOWAS加盟諸国間の防衛問題に関する不可侵ならびに援助についての合意のための提案」を、また、セネガル政府が「西アフリカ諸国経済共同体の防衛援助に関する議定書のための提案」をそれぞれ策定していた事実の中にも容易に看取することができる³⁹。そして、ラゴス条約調印から1年後の1976年には、ナイジェリアとトーゴによって防衛協定の締結が提案され⁴⁰、こうした働きかけの結果、1978年4月には「不可侵議定書」、次いで1981年5月には「防衛相互援助に関する議定書」がそれぞれECOWAS加盟国間で調印されるにいたった。

しかし、ECOWASが地域安全保障機構としての活動を名実ともに展開するようになるのは、1990年代に域内で大規模な国内紛争が発生するようになってからのことである。すなわち、1990年8月、ECOWASはECOWAS停戦監視団(ECOWAS Cease-fire Monitoring Group: ECOMOG)という独自の軍事組織を創設してまずリベリア紛争に派遣し、その後ECOMOGはシエラ・レオーネ紛争とギニア・ビサオ紛争にも派遣された。また、ECOWASは、1993年に調印した修正条約のなかに地域安全保障条項(第58条)を加えることで地域安全保障機構としての法制度面の整備に本格的に着手するとともに、後述のとおり、1998年には小型武器規制に関するモラトリアム宣言、1999年には紛争対応メカニズムに関する議定書をそれぞれ採択している。このようにしてECOWASは、単なる経済共同体としての枠組みを超え、地域安全保障機構としての活動をも広く展開するように

³⁹ Imobighe, T.(1985)p. 124.

⁴⁰ Inegbedion, E. J.(1994)p. 222.

なってきたのである。

以下、こうしたECOWASによる地域安全保障分野での活動のうち、不可侵議定書、防衛相互援助に関する議定書、ECOMOG、紛争対応メカニズム、小型武器に関するモラトリアム宣言という5つの取り組みについてそれぞれ考察を試みる⁴¹。

3 - 2 2つの議定書

3 - 2 - 1 不可侵議定書

1978年4月に署名された「不可侵議定書」(Protocol on Non-Aggression)⁴²は、その前文のなかで、「(西アフリカ諸国経済共同体は)共同体加盟諸国間の平和と調和ある理解の環境なくしてその目的を達成することができない」という、地域安全保障を経済発展のための必要条件とみなす認識を示した。そして、その上で、同議定書は、加盟国が他の加盟国の領土保全と政治的独立を脅かすような武力による威嚇や行使あるいは侵略を慎むこと(第1条)、加盟国が他の加盟国の領土保全と政治的独立に対する破壊、敵対、侵略行為の助長や容認などを慎むこと(第2条)、自国に居住する外国人が他の加盟国に対して前記第2条の行為を行わせないように予防すること(第3条)、自国に居住していない外国人が他の加盟国に対して前記第2条の行為を行うための拠点として自国領土を利用しないように予防すること(第4条)を定めている。また、不可侵議定書は、加盟国が国家間の紛争を平和的手段によって解決するように努力し、紛争が平和的手段によって解決されない場合には、まずECOWAS最高会議が設置した委員会において、そして最終的には最高会議において、その解決が図られるという加盟諸国間の紛争の平和的解決プロセスを定めていた(第5条)。

3 - 2 - 2 防衛相互援助に関する議定書

不可侵議定書が国家間の紛争のみを取り扱ったものであったのに対して、1981年5月に署名された「防衛相互援助に関する議定書」(Protocol relating to Mutual Assistance on Defence: 以下、防衛議定書と略す)⁴³では、3種類の紛争が生じた場合 すなわち、加盟国が非加盟国から侵略された場合(第16条)、加盟国間の紛争が生じた場合(第17条)、外部から積極的に維持され支援された国内紛争が生じた場合(第18条) には、加盟国が提供する部隊で構成される共同体連合軍(Allied Armed Forces of the Community: AAFC)を必要に応じて派遣できることが規定された。そして、防衛議定書は、その規定を実施するための組織として、従来の最高会議に加えて、加盟諸国の国防相ならびに外相などによって構成される防衛理事会(Defence Council)と各国の国軍参謀総長によって構成される防衛委員会(Defence Committee)の設置を定めている。ECOWASの最高意思決定機関である最高会議は、紛争解決において軍事行動を採用すべきか否かの最終決定を行うほか(第6条)、例えばAAFC司令官の任命権などを有する(第14条)。防衛理事会は、最高会議において議

⁴¹ 以下の考察のうち、不可侵議定書、防衛相互援助に関する議定書、ECOMOGに関する部分については、落合雄彦(1999a)(1999b)(2000a)(2001a)(2001b)にほぼ基づいている。

⁴² 本報告書別添資料2。

⁴³ 本報告書別添資料3。

論されるべき防衛問題の議題を設定したり(第8条)、AAFC司令官候補者を最高会議に推薦したり(第14条)、司令官に軍事的な指導や支援を行う(第9条)。そして、防衛委員会は、防衛問題の技術的な側面の検討を行ったり(第11条)、共同体が軍事行動を実施する場合には防衛理事会に対して様々な支援を与えることとされた(第9条)。

防衛議定書の主眼は、外部勢力がECOWAS加盟国に対して侵略行為を行ったり、加盟国内の騒乱や紛争を支援してきた場合には、ECOWASが外部勢力からの脅威を受けている当該加盟国の政治的独立と領土保全を守るためにAAFCを組織し、共同の軍事行動を展開するという点にあった。すなわちそれは、ナイジェリアなどを例外とすれば、かなり限定的で脆弱な国防能力しかもたない西アフリカ諸国が、共同体外部からの脅威に対する共同防衛体制を確立しようとする試みであったといえる。

しかし、こうした共同体外部からの軍事的脅威に加えて、当時の西アフリカの国家指導者にとって安全保障上の脅威となっていたのは、軍事クーデタの頻発といった自国内の深刻な政情不安であった⁴⁴。そして、共同体外部からの脅威ばかりかこうした内なる脅威に対する安全保障上の懸念がみられたことが、防衛議定書成立のひとつの重要な背景になっていたと考えられる。無論、OAU憲章第3条2項の内政不干涉原則の制約もあって、防衛議定書は、外部勢力の関与を伴わない純粹に国内的な紛争への共同体の軍事介入を禁じている(第18条)。しかし、域外勢力の積極的な関与があることを条件としながらも、同議定書が加盟国の国内紛争への共同体の軍事介入に一定の法的根拠を与えた意義は大きいといえよう⁴⁵。そして、1986年9月に防衛議定書が発効したのち、ECOWASが西アフリカの地域安全保障を脅かす紛争として初めて防衛議定書の精神をひとつの拠りどころとしながら軍事介入を実施したのも、共同体外部からの侵略や域内の国家間紛争ではなく、リベリア紛争という国内紛争にほかならなかったのである。

ところで、リベリア紛争にはリビアのようなECOWAS域外勢力の関与が多少はみられたものの、同紛争が、防衛議定書において定められた「外部から積極的に維持され支持された国内紛争」と呼べるものに相当するか否かは疑わしい。また、ECOMOGは、防衛議定書が定めたAAFC派遣のための正式手続　すなわち、外部からの脅威にさらされた加盟国の国家元首から最高会議議長への書面による援助要請書の送付、最高会議によるAAFC派遣の事前決定、防衛委員会の設置と諮問などを踏まずにリベリア紛争に派遣されており、この意味でもECOMOGを防衛議定書が定めたAAFCとして位置づけることは困難であろう⁴⁶。事実、筆者が1999年9月にECOWAS事務局において実施したインタビューにおいても、ECOWAS側は、これまで防衛議定書の規定が実施に移されたことはかつて一度もなく、ECOMOGは防衛議定書が定めたAAFCとはまったく別個の軍事組織であると語った⁴⁷。しかしながら、ECOWASは、不可侵議定書と防衛議定書という2つの議定書がある程度踏まえながら、1990年代に入ってリベリアでの戦闘勃発を契機にECOMOGという軍事組織を創設し、同紛争へと介入するにいたったのである。

⁴⁴ 松本祥志(1996)p.132.

⁴⁵ Inegbedion, E. J.(1994)p.223.

⁴⁶ 松本祥志(1996)pp.133-135.

⁴⁷ ロジェ・ラルポ(Roger Laloupo)ECOWAS法務局局長とのインタビュー(1999年9月6日、アブジャ)。

3 - 3 ECOWAS 停戦監視団(ECOMOG)

3 - 3 - 1 リベリア

1989年12月末、チャールズ・テイラー(Charles Taylor)率いるリベリア国民愛国戦線(National Patriotic Front of Liberia: NPFL)という反政府ゲリラ勢力の武装蜂起に端を発する紛争がリベリア北東部で勃発した。これに対して、1990年5月にガンビアの首都バンジュルで開催されたECOWAS最高会議は、リベリア問題に直接言及した決議や声明こそ採択しなかったものの、加盟国間の紛争解決を行う常設仲介委員会(Standing Mediation Committee: SMC)という新たな機関の設置に合意した。SMCは、最高会議議長国と最高会議が選出した4カ国によって構成されるものとされ、委員会の初代メンバー国には、ガンビア(議長国)、ナイジェリア、ガーナ、マリ、トーゴの5カ国が就任した。もともとSMCは国家間紛争の仲介を行う機関として設置されたが、リベリア紛争が混迷の度を深めるなかで、これ以降同委員会はリベリア紛争に対する積極的な介入を試みることとなった。

まず1990年7月1日、当時のアバス・ブンドゥ(Abass Bundu)ECOWAS事務局長が象牙海岸共和国領内においてテイラーと接触し、ECOWASがリベリア紛争における調停役を果たす意思があるとする、当時の最高会議議長であるガンビアのダウダ・ジャワラ(Dawda Jawara)大統領からのメッセージを伝えた。これが、ECOWASによるリベリア紛争への最初の公式的な関与となった。そして、ブンドゥ事務局長とテイラーの会談から間もない7月5日、SMC外相会合がフリータウンで開催され、紛争の即時停戦、監視団の派遣、武装解除、暫定政権の樹立、総選挙の実施などを骨子とするリベリア和平案がまとめられた。また、7月14日、リベリアのサミュエル・ドウ(Samuel Doe)大統領は、SMC閣僚会合のメンバーに対して、平和維持軍の派遣を要請する書簡を送付している。これは、あくまでリベリア政府がSMCの5カ国に対して平和維持軍の派遣を要請したものであり、当初防衛議定書がAAFC派遣のために定めた手続 すなわち、外部勢力の脅威や侵略にさらされた加盟国が最高会議議長国に対して書面で支援を要請し、他の全加盟国に対しても同文書のコピーを送付するという手続 に必ずしも則ったものではなかった。しかし、SMCは、ドウ大統領からの書簡をリベリアに対する平和維持軍の正式な派遣要請と捉え、8月6-7日にバンジュルで開催された第1回SMC首脳会合において、7月のSMC外相会合でまとめられたリベリア和平案が了承され、ECOMOGの派遣が正式決定されるにいたった。

他方、この会議に出席していたNPFL代表団は、会議終了直後の8月8日に声明を発表し、ドウ大統領が辞任するまでは停戦が成立することはないであろうとの見解を示した上で、もし平和維持軍が紛争当事者からの事前の停戦合意もなくリベリアに派遣されれば、事態は改善するよりもむしろ悪化しかねないと述べ、ECOMOGの受け入れに難色を示した。また、ブルキナ・ファソのブレイズ・コンパオレ(Blaise Compaoré)国家元首は、同会議終了後、SMCには加盟国の国内紛争に介入する法的権限はないと指摘し、そのECOMOG派遣決議に強く反対する姿勢を明らかにしている。このほか、仏語圏のトーゴ、マリ、象牙海岸共和国、セネガルもECOMOGの派遣に当初反対する姿勢を示した。

しかし、こうした一部のECOWAS諸国の反対にもかかわらず、ECOMOGの派遣は強行され、1990年8月24日、ガーナ人のアーノルド・クアイヌー(Arnold Quainoo)中將を総司令官とし、ナイジェ

リア、ガーナ、ガンビア、シエラ・レオーネ、ギニアの5カ国の部隊から構成される ECOMOG がモンロヴィア自由港に到着した。そして、ECOMOGは、ドウ政権下のリベリア国軍(Armed Forces of Liberia: AFL)と、NPFL から分派した武装勢力であるプリンス・ジョンソン(Prince Johnson)率いるリベリア独立国民愛国戦線(Independent National Patriotic Front of Liberia: INPFL)の協力をえながら NPFL の攻撃をおさえ、モンロヴィアへの上陸を果たしている。

派遣当初、ECOMOGの任務は平和維持的なものと理解されていたが、実際にモンロヴィアに到着してみると、ECOMOGはNPFLから予想以上に激しい攻撃を受け、また、1990年9月9日には、INPFLがECOMOG本部前でドウ大統領の身柄を拘束し、その後彼を惨殺するという事件が生じるなど、ECOMOGはリベリア紛争への介入姿勢の大幅な変更を迫られる事態に直面することとなった。そして、こうしたなか、ドウ大統領の身柄拘束と惨殺を阻止することができなかったクアイヌー総司令官に代わって、ナイジェリアのジョシュア・ドゴンヤロ(Joshua Dogonyaro)少将が新たに ECOMOG 総司令官に任命され、ドゴンヤロ総司令官は、ナイジェリアのイブラヒム・ババンギダ(Ibrahim Badamasi Babangida)大統領の指示を受けて、ECOMOGの介入姿勢を従来の中立的な平和維持からより平和強制的なものへと変更した。そして、10月初頭、6000人規模にまで増強された ECOMOG は NPFL への「限定的攻撃」と呼ばれる戦闘作戦を開始し、ほどなくモンロヴィア全市の制圧に成功している。

その後、ECOMOGにはマリやセネガルといった西アフリカの仏語圏諸国、またウガンダやタンザニアといった非 ECOWAS 諸国が部隊を派遣し、その規模も一時約1万8000人にまで増強された。しかし、ナイジェリア軍が主力軍を構成するという当初からの ECOMOG の性格はその後一貫して変更されることはなかった。そして、ナイジェリア軍主体の ECOMOG とテイラー率いる最大武装勢力 NPFL の対立関係が中心的な障害となって、リベリア紛争は泥沼化した紛争へと発展していった。ECOMOGは、当初想定された平和維持軍としての中立的役割を介入直後から大きく踏み越え、まさに事実上の紛争当事者として NPFL との間で激しい戦火を交えた。また、ECOMOG は、NPFL との戦闘を有利に展開するために、リベリア民主統一解放運動(United Liberation Movement of Liberia for Democracy: ULIMO)といった反 NPFL 武装諸勢力に密かに軍事支援を提供していたともいわれている。そして、紛争当事者と化した ECOMOG と最大武装勢力 NPFL の対立関係が、やがて7年間にも及ぶ戦闘の果てに次第に緩和され、両者の歩み寄りがなされたことで、同内戦は終結にいたることとなった。すなわち、1996年8月に ECOWAS の調停のもとで成立した アブジャII 協定に基づいて、1996年11月から1997年1月にかけて NPFL を含む武装勢力の武装解除が ECOMOG 監視下で行われ、そしてついに同年7月に実現した選挙において、NPFL のリーダーであったテイラーが75.3%という圧倒的得票率で大統領に選出され、リベリア紛争は一応の終結をみた。

しかし、その後 ECOMOG は完全撤退したものの、リベリアでは新たな反政府勢力による戦闘が散発的に発生するようになり、2002年2月8日には、テイラー大統領が国家非常事態宣言を発表するなど、同国の政情は依然として予断を許さない状況にある。

3 - 3 - 2 シエラ・レオーネ

1991年3月、リベリアの隣国シエラ・レオーネでも紛争が勃発した。リビアで軍事訓練を受けた反政府活動家を中心に構成されたシエラ・レオーネ革命統一戦線(Revolutionary United Front of Sierra Leone: RUF)というゲリラ勢力の武装蜂起に端を発するシエラ・レオーネ紛争は、リベリア紛争と同様、泥沼化した紛争へと発展した。フォディ・サンコー(Foday Saybana Sankoh)という人物が主導する RUF は、リベリアの NPFL やブルキナ・ファソ人傭兵の支援を受けて、リベリア領内からシエラ・レオーネへと侵攻し、ダイヤモンド、ボーキサイト、金といった鉱物資源が豊かな同国の南部と東部を中心に残虐なテロ行為を含むゲリラ戦を展開した。

これに対して、ジョセフ・モモ(Joseph Saidu Momoh)大統領は、戦闘が勃発するとギニアとナイジェリアに対して治安維持のための部隊派遣を要請し、両国は1991年4月に自国の部隊をそれぞれシエラ・レオーネに派遣している。その後、1992年4月にクーデタによってモモ政権を打倒して成立したヴァレンタイン・ストラッサー(Valentine Strasser)軍事政権は、内戦の早期終結を目指して RUF との交渉を試みたが功を奏せず、その後も戦闘は継続された。一時は、国軍の兵力急増によって、RUF側が戦況の上で劣勢に回る展開もみられたが、十分な訓練も装備も報酬も与えられていない兵士で膨れ上がったシエラ・レオーネ国軍は、むしろ士気と規律を急速に喪失し、1995年頃には逆に RUF 側が戦況で優勢に転じる事態となった。こうして苦境に立たされたストラッサー政権は、1995年5月に南アフリカの民間軍事企業であるエグゼクティブ・アウトカムズ(Executive Outcomes: EO)⁴⁸と契約を結び、国軍の訓練、情報収集、治安維持などを同社に委託した。EOは、1995年5月から1997年2月までシエラ・レオーネで活動を展開し、通信傍受によるゲリラ拠点の位置の特定や武装ヘリコプターによる攻撃などによって RUF 側に甚大な被害を与え、シエラ・レオーネ政府にとって一定の軍事的成果を上げた。

そうしたなか、1996年1月に再び軍事クーデタが発生し、ストラッサーに代わってジュリアス・ピオ(Julius Maada Bio)准将が政権を掌握した。ピオは、すでにストラッサーが表明していた民政移管プログラムを予定どおり実施し、同年3月にはアハメド・テジャン・カバー(Ahmed Tejan Kabbah)が大統領に選出された。カバー大統領は就任後間もなく RUF のサンコーと会談し、1996年11月には、象牙海岸共和国政府の仲介のもとアビジャンでサンコー代表と和平合意に調印した。しかし、その後も戦闘状態は継続され、またカバー政権は、規律もなく狂暴化しやすい若年兵士を多く抱えた国軍を十分に掌握することができず、軍事的にみてまさに内憂外患の極めて不安定な状況に置かれることとなった。

そうしたなか、1997年5月、一部の国軍兵士がクーデタを起こし、RUFと共同でカバー政権を打倒するという事件が起きた。この軍事クーデタに対しては、国連やコモンウェルスばかりか、西アフリカ周辺諸国からも強い非難の声が上がった。特に、クーデタ兵士によってシエラ・レオー

⁴⁸ EOは、アパルトヘイト時代にアンゴラやナミビアで活動を展開した南アフリカ共和国防衛軍第32大隊の出身者を中心に1989年に創設された民間軍事企業である。同社の業務内容は、戦闘、戦闘空域監視、狙撃兵・歩兵訓練、偵察などであり、1993年にアンゴラの反政府ゲリラ勢力の攻撃から石油関連施設を守るための契約を同国の石油会社との間で結んだ。同社は、アンゴラやシエラ・レオーネでの活動を通じて国際的な脚光を浴び、それに伴ってアフリカ内外から厳しい批判を浴びるようになったこと、1998年に南アフリカで外国軍事支援法が成立して民間軍事企業に対する規制が強化されたこと等を受けて、1999年1月に正式に解散した。

ネ駐留の自国軍兵士を殺害され、また、このクーデタが当時大詰めを迎えていたリベリア和平に悪影響を与えるのではないかと懸念したナイジェリア政府は、クーデタ直後にシエラ・レオーネに軍事介入し、これにガーナ軍とギニア軍が加わって、カバー政権の即時復帰を求めて軍事政権と対峙する事態となった。軍事政権側は、リベリアに展開していたECOMOGの名のもとに実施されたこの一部のECOWAS諸国による軍事介入を侵略行為として非難したが、1997年6月にジンバブエのハラレで開催されたOAU国家元首政府首脳会議は、逆にシエラ・レオーネ軍事政権側を厳しく糾弾し、ECOWAS諸国による紛争解決努力への支持を表明した。さらに8月には、ECOWAS最高会議において、シエラ・レオーネ軍事政権に対する制裁措置が決議され、10月には、国連安全保障理事会においても、シエラ・レオーネ政府関係者の渡航規制、石油・石油製品の禁輸、武器・武器関連物資の禁輸といったシエラ・レオーネ軍事政権に対する経済制裁措置が決議されるにいたった。こうして軍事政権側が国際的な孤立感を強めるなかで、1997年10月、ギニアのコナクリにおいて、ECOWASとシエラ・レオーネ軍事政権の間の交渉が行われ、同年12月に武装解除を行い、1998年4月までに文民政権を復帰させるという内容の和平プランが合意された。しかし、その後和平プランは、武装解除どころか武装解除の対象者さえも特定できないまま事実上頓挫し、また、弓矢やライフルなどで武装したカマジョー(メンデ語で狩人の意)と呼ばれるカバー大統領支持派民兵勢力と軍事政権・RUFの間で戦闘が繰り返されるなど、不安定な状況が続いた。そうしたなか、1998年2月、ECOMOGは、軍事政権側との武力衝突を契機として一挙に攻勢に出てフリータウンの制圧に成功する。そして、3月には、カバー大統領が亡命先より帰国し、文民政権の復帰が実現するにいたった。

その後、軍事政権・RUF勢力を首都から武力で排除したECOMOG側は、カマジョーなどの協力をえながらシエラ・レオーネ全土の制圧を目指したが、反政府勢力を完全に鎮圧することはできなかった。そうしたなか、1998年10月、すでに身柄を拘束され裁判にかけられていたサンコーに反逆罪による死刑判決が下されると、同年12月、RUF側はサンコーの釈放を求めて大規模な反撃作戦を開始した。そして、ついに1999年1月には、RUFはECOMOGが駐留するフリータウンへと侵攻し、首都をめぐる激しい攻防戦が展開されるにいたった。

こうした状況のなか、ECOMOGの主力軍を提供してきたナイジェリアは、首都の陥落とカバーク政権の再度の崩壊をなんとしても阻止しようと数千人規模の兵力増強を断行した。また、ガーナも援軍を派遣し、さらに1999年2月には従来からのナイジェリア、ガーナ、ギニアの3カ国に加えてマリも400人程度の部隊をECOMOGに派遣した。この結果、シエラ・レオーネにおけるECOMOGの兵力は約2万人規模にまで増強されたといわれている。RUFは、一時フリータウンの一部を制圧したものの、こうしたECOMOG増強の前に首都からの撤退を余儀なくされた。

その後、国連やECOWAS諸国などによる調停工作が試みられ、1999年7月、カバー大統領とサンコーRUF代表がロメでシエラ・レオーネ内戦2回目の和平合意に調印した。同合意では、即時停戦、サンコーの恩赦、武装解除、RUFの政党化、RUFメンバーの入閣、鉱物資源を一元管理する戦略資源管理国家再建開発委員会の新設と同委員会議長へのサンコーの就任といった諸事項のほか、ECOMOGの任務を平和維持と治安維持に限定するとともに、ECOMOGを段階的にシエラ・レオーネから撤退させること等が定められた。この和平合意の成立を受けて、同年8月、ナイジェリ

ア政府はシエラ・レオーネからの自国軍の撤退に着手し、ECOMOGは2000年5月初旬までに完全撤退を完了した。

その後、ECOMOGを引き継いだ国連シエラ・レオーネ派遣団(United Nations Mission in Sierra Leone: UNAMSIL)の軍事監視要員と兵士約500人がRUFに一時拘束されるといった事件が2000年5月に起きたものの、2001年5月以降はUNAMSILのもとでRUFやカマジョーなどの武装解除作業が比較的順調に進み、2002年1月には、カバー大統領によって紛争の完全終結が宣言されている。

3 - 3 - 3 ギニア・ビサオ

ECOMOGは、1998年6月に発生したギニア・ビサオの騒乱に対しても小規模ながら派遣されている。ギニア・ビサオでは、セネガルのカザマンス独立運動勢力への武器密輸に関与した容疑で幕僚長を解任されたアンスマネ・マネ(Ansumane Mane)大将と彼を支持する国軍の一派が中心となり、ジョアン・ベルナルド・ヴィエイラ(João Bernardo Vieira)大統領の退陣を求める騒乱が発生した。これに対して、ヴィエイラ政権を支持する隣国セネガルとギニアがすぐに軍事介入し、反政府軍との間で戦火を交えている。その後、1998年11月にアブジャで開催されたECOWAS最高会議において、ヴィエイラ政権側と反乱軍側の間で和平合意が結ばれ、セネガルやギニアといった外国軍がギニア・ビサオから撤退する代わりに、ECOMOGが兵力引き離しなどの任務のために同国に派遣されることが合意された。そして、同年12月末、トーゴ軍などによって構成されたECOMOGがギニア・ビサオに到着し、代わって1999年1月には外国軍の撤退が開始された。しかし、同年5月にはマネ派が武力によってヴィエイラ政権を打倒してしまう。当時ギニア・ビサオに展開していたECOMOGの兵力は約600人程度にすぎず、ECOMOGはマネ派による武力行使をまったく阻止することができなかった。こうして、ギニア・ビサオに展開したECOMOGは、事実上の失敗に終わった。

3 - 3 - 4 ギニア・リベリア国境地帯

2000年9月以降、ギニアとリベリアの国境付近でも散発的に戦闘が発生するようになった。こうしたなかECOWASは、同年12月、1696名から成るECOMOGを両国軍の兵力引き離しや監視活動のために両国の国境地帯に派遣することを決めた⁴⁹。しかし、ギニアとリベリア両国の受入承諾がえられなかったために、2002年2月時点においてもまだECOMOGは同地域に派遣されていない。

3 - 3 - 5 小括

ギニア・ビサオにおける「悲劇」を別にすれば、これまでのECOMOGの活動は概ね成功してきたと評価できるかもしれない。前述したとおり、リベリア紛争におけるECOMOGの活動は、アフリカの地域機構が創設した軍事組織による紛争解決が試みられ、それが結果として成功した初めての事例となり、また、シエラ・レオーネにおけるそれは、地域機構がクーデタによって打倒された文民政権を軍事介入によって政権復帰させた、やはりアフリカ史上初の事例となった。そして、こうしたECOMOGの活動は、アフリカの地域機構による紛争対応の成功例としてアフリカ内外の注目

⁴⁹ 内訳は、ナイジェリア軍が776名、マリ軍が500名、ニジェール軍が200名、セネガル軍が220名。

を集めることとなった。

しかし、リベリアやシエラ・レオネの紛争においては、ECOMOGが紛争当事者の受入承諾なしに派遣されたり、事実上の紛争当事者として戦闘に参加し、戦況を有利に運ぶために一部の武装勢力に軍事支援を与えたり、さらには、ECOWASの法的手続を踏まずにナイジェリアのような一部諸国の主導の下で派遣されてきた事実は、ECOMOGが国連の伝統のなかで形成されてきた中立的な平和維持軍モデルに必ずしも合致するものではないことを物語っている。そして、ECOWASは、次に考察するメカニズムの構築プロセスのなかで、これまでしばしば正当性や中立性を欠いてきたECOMOGを、より制度化された中立的な全加盟国参加型の軍事組織へと改革しようとしている。

3 - 4 紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム

3 - 4 - 1 構成

1999年12月、最高会議において、「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書〔Protocol relating to the Mechanism for Conflict Prevention, Management, Resolution, Peace-keeping and Security: 以下、メカニズム議定書と略す〕⁵⁰が採択され、加盟諸国首脳の署名によって暫定的に効力を発生した。同議定書は、メカニズムの目的を、加盟国内および加盟諸国間の紛争の予防・管理・解決、共同体内の平和・安全保障・安定の維持と強化、人道支援の調整などとした上で、最高会議、仲介安全保障理事会(Mediation and Security Council: MSC)、事務局という少なくとも3つの組織の設置について定めている。

最高会議は、メカニズムの最高意思決定機関であり、メカニズムに関するすべての事項について決定を行う。ただし、必要に応じてMSCに権限の一部を委任することができる(第6-7条)。

MSCは、最高会議が選出した7カ国に現職と前任の最高会議議長国の2カ国を加えた合計9カ国で構成され、最高会議に代わって、西アフリカの平和と安全に関する事項について決定を行う。MSCの採決は3分の2以上の多数決で行われ、具体的な審議は、首脳級、閣僚級、大使級の3つのレベルでなされる。MSCの国家元首政府首脳級会議は、通常会期として少なくとも年2回開催され、必要が生じたとき、または理事会構成国の過半数の要請があるときには特別会期が開かれる。閣僚級会議は、外務・国防・内務・安全保障担当閣僚によって構成され、3ヵ月間に1回開催される。閣僚級会議は、共同体内の政治・安全保障状況一般について協議し、必要に応じて国家元首政府首脳級会議に勧告を行う。大使級会議は、ECOWAS事務局常駐代表である大使から構成され、月1回開催され、閣僚級会議に対して報告書の提出や勧告を行う(第8-14条)。しかし、メカニズム発足後、MSCの首脳級や閣僚級の会議は開催されたものの、議定書が当初最も頻繁に開催することを想定していた大使級会議は各国のECOWAS代表部大使の信任が十分に行われなかったためにまったく開催されていなかった⁵¹。その後、2001年6月になってようやくMSC大使級会議の初会合が事務局本部で開催されている。

⁵⁰ 本報告書別添資料4。

⁵¹ Kouyaté, L.(2000)par. 354.

事務局を統轄する事務局長は、紛争対応や安全保障に関する行動を起こす権限を有し、その機能のなかには、事務局長特別代表と ECOWAS 総司令官の任命に関する MSC への勧告、メカニズム活動報告書の作成、事実調査と仲介のためのミッション派遣などが含まれる。また、事務局長は、任務の遂行にあたって事務次長の補佐を受ける(第 15 条)。

さらに、メカニズム議定書は、こうした組織を支援するための補助機関として、防衛安全保障委員会(Defence and Security Commission: DSC)、顧問会議(Council of Elders: CE)、ECOMOG の設置と機能についても定めている。

DSC は、各加盟国の参謀総長、官僚、専門家などから構成され(第 18 条)、四半期に 1 回会議をもつ。同委員会は、平和維持活動に関する技術面および運営面での問題を検討し、必要な後方支援を判断するとともに、平和維持軍の任務の特定、その活動範囲の確定、総司令官の任命、部隊構成の決定に関して MSC を支援する(第 19 条)。DSC の初会合は、2000 年 7 月にアクラで開催され、待機部隊の規模や訓練戦略について協議がなされた⁵²。

CE は、事務局長が毎年作成する卓越した人材リストを基に適宜開催される。CE の構成と任務は事務局長が定めるものとされ、CE のメンバーは、必要に応じて、中立的な立場に立ちながらある特定の紛争問題の仲介や調停のミッションなどを担当する(第 20 条)。CE の初会合は、2001 年 7 月にニアメで開催された。

ECOMOG は、各国内にあって直ちに出勤できるように準備された、文民と軍人から成る待機多目的部隊によって構成され(第 21 条)、その任務は、監視とモニタリング、平和維持と平和回復、人道的災害における人道的介入、経済封鎖を含む制裁措置の強制、予防外交、武装解除と動員解除、警察活動などである(第 22 条)。ECOMOG には、ミッションごとに事務局長特別代表が事務局長の勧告に基づいて MSC によって任命される。特別代表の任務は、ECOMOG ミッションの長として政治面での責任を負うこと、平和維持活動を指揮するとともに外交交渉を始動させること、定期報告書を作成し、事務局長に提出することなどである(第 32 条)。また、ECOMOG 総司令官が、事務局長の勧告と DSC との協議に基づいて MSC によって任命される。総司令官の任務は、ECOMOG ミッションの作戦・運営・後方支援面での計画の効率性に責任を負うこと、部隊司令官に命令を発すること、人道組織の人員と物資の安全を確保すること等である(第 33 条)。

3 - 4 - 2 早期警戒システム

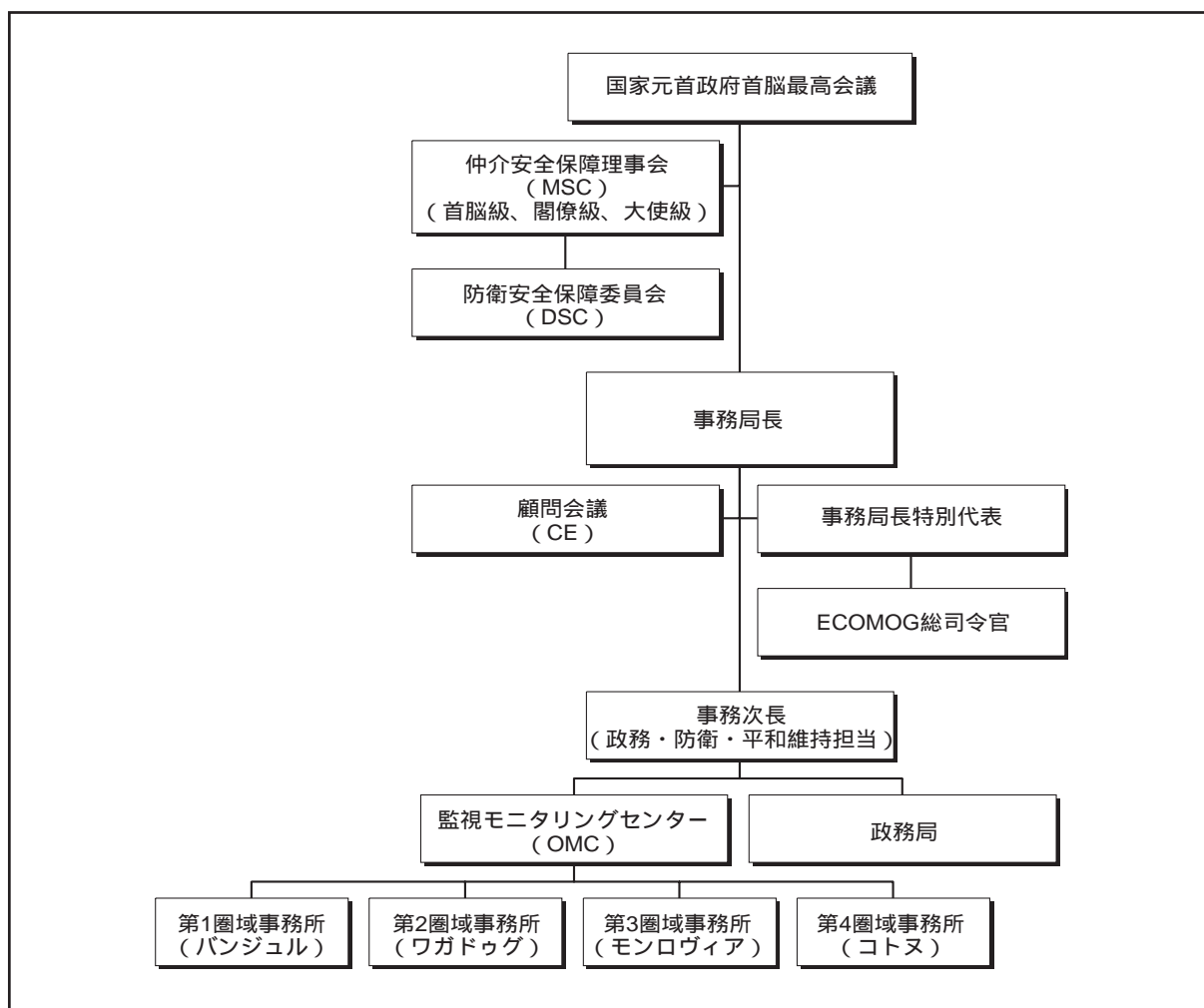
メカニズム議定書は、紛争予防を主たる目的とした早期警戒システム(Early Warning System: EWS)の構築についても定めている。EWS は、4 つの監視モニタリング圏域(Observation and Monitoring Zone: OMZ)と事務局内に新設される監視モニタリングセンター(Observation and Monitoring Center: OMC)によって構成される。

メカニズム議定書が定める OMZ の国別分類は、次のとおりである(図 3 - 2 参照)⁵³。

⁵² Kouyaté, L.(2000)par. 357.

⁵³ メカニズム議定書では、モリタニアが第 1 圏域に含まれていたが、同国はその後脱退したために、本報告書では同国を除外した。

図3 - 1 紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム



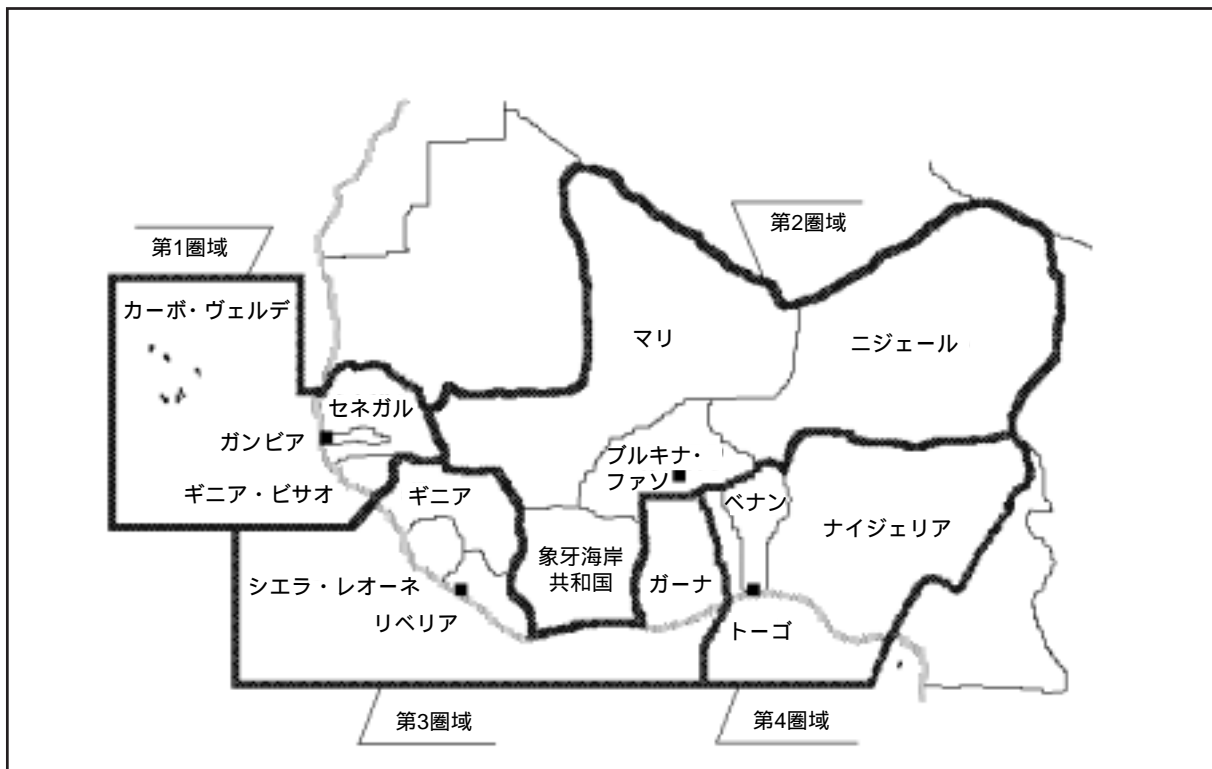
出所：ECOWAS(1998)とメカニズム議定書を基に筆者作成。

- 第1圏域：ガンビア、カーボ・ヴェルデ、ギニア・ビサオ、セネガル
- 第2圏域：ブルキナ・ファソ、象牙海岸共和国、マリ、ニジェール
- 第3圏域：リベリア、ギニア、シエラ・レオーネ、ガーナ
- 第4圏域：ベナン、ナイジェリア、トーゴ

各圏域は番号によって識別され、第1圏域の場合はバンジュル、第2圏域はワガドゥグ、第3圏域はモンロヴィア、第4圏域はコトヌに、それぞれ圏域事務所(Zonal Bureau)が設置される。各圏域事務所は、所管圏域と地域全体の平和と安全に影響を与える指標データを毎日収集するとともに、収集されたデータを分析し、OMCに報告書を提出する。

これに対して、事務局内に置かれたOMCは、EWSの中核的な機関として、圏域事務所報告書の分析、事務局が利用するデータの収集、他の機関との情報交換や協力といった諸業務を行う。

図3 - 2 監視モニタリング圏域



出所：筆者作成。

3 - 4 - 3 開発パートナーの支援

ECOWASによる紛争対応メカニズムの整備にあたっては、EUとアメリカが主要なドナーとなっている。EUは、EWSを構築・運営するための当初2年間の経費として190万ユーロをECOWASに資金提供した。これに対して、アメリカは、WARPのもとで、2001会計年度から2004会計年度までの4年間にわたってECOWASの紛争対応メカニズムを支援することを決めている。アメリカの2001会計年度の支援額は41万8000米ドル、2002年度は46万2000米ドルの予定である。さらに、日本も、ECOWASが地域の政治安定のために行う活動を支援する目的で、2000年10月にECOWAS事務局に対して10万米ドルを拠出している。

3 - 5 西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言

3 - 5 - 1 経緯と内容

1990年代中葉以降、小型武器の拡散を国際的に規制しようとする取り組みが国連や地域機構を中心に広くみられるようになった⁵⁴。たとえば、国連では、1995年1月にブトロス・ブトロス＝ガー

⁵⁴ 「小型武器」の定義は必ずしも明確ではないが、本報告書では、自動小銃のような1人で運搬・操作するように設計された「小火器」(small arms)、携帯用小型ミサイルのようなクルー単位の複数人で運搬・操作するように設計された「軽武器」(light weapons)、そして、弾薬や地雷のような「爆薬・爆発物」(ammunition and explosives)の3つのカテゴリーの総称として「小型武器」という用語を用いることとする。

リ(Boutros Boutros-Ghali)国連事務総長が報告書『平和への課題 追補』のなかで「ミクロ軍縮」という概念を提起し、小型武器問題への取り組みの緊急性を訴えた。そして、同年12月の国連総会において小型武器問題に関する政府専門家パネルの設置が決議され、同パネルは1996年に活動を開始し、1997年8月には標章制度や製造・取引業者のデータベース化などの勧告を含む報告書を国連に提出している。さらに、1998年には、政府専門家パネル報告書をフォローアップする組織として国連政府専門家グループが設置され、1999年8月に同じく報告書を提出している。そして、こうした一連の取り組みをへて、2001年7月には小型武器の非合法取引に関する国連総会が開催されるにいたった。他方、地域機構としては、たとえば米州機構(Organization of American States: OAS)加盟諸国が、1997年11月、「銃器、弾薬、爆発物、他の関連物資の不正製造および取引取り締まりに関するアメリカ諸国間条約」に調印している⁵⁵。

こうした小型武器問題に対する国際的な取り組みのひとつといえるのが、ECOWASによる小型武器のモラトリアム(一時停止)である。ECOWAS加盟諸国は、1998年10月31日、「西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言」(Declaration of a Moratorium on Importation, Exportation and Manufacture of Light Weapons in West Africa)⁵⁶を採択し、同年11月1日より3年間にわたって小型武器の輸出入と製造を一時停止することを宣言した。それ自体は実に簡素な内容の政治宣言にすぎなかったが、こうしたECOWASによるイニシアティブは、アフリカの地域機構による小型武器規制レジーム形成の初めての試みとして広く国際的に注目され、2000年7月にG8外相会合が採択した「紛争予防に関する宮崎イニシアティブ」のなかでも、ECOWASによるモラトリアム宣言採択を歓迎する意が表明されている。

一般に、こうした西アフリカの小型武器に関するモラトリアムの直接的起源は、1993年10月、マリのコナレ大統領がガーリ国連事務総長に宛てて記した一通の書簡にまで遡ることができるといわれている。1990年代にはいって、マリ北部では自治権を求めるトゥアレグ人の反政府武装闘争が激化し、治安が著しく悪化した。こうしたなかコナレ大統領は、反政府勢力との間で和平に努めるとともに、ガーリ国連事務総長に対して同国北部における小型武器問題対策への支援を要請したのであった。これに対して、国連ミッションが1994年8月にマリ、1995年2月から3月にかけてブルキナ・ファソ、チャド、象牙海岸共和国、モーリタニア、ニジェール、セネガルをそれぞれ訪問し、西アフリカにおける小型武器問題の状況を調査して報告書を提出した。

その後、マリでは政府と反政府勢力の間で和平合意が成立し、1996年3月には、武装解除によって回収された約3000丁の小型武器を燃やす「平和の炎」の式典がトンブクトゥで執り行われた。そして、1996年11月には、国連開発計画(United Nations Development Programme: UNDP)やマリ政府などの共催のもと、「西アフリカにおける紛争予防・軍縮・開発会議」がバマコで開催され、その席上、小型武器規制に関心をもつ西アフリカ諸国が小型武器の輸出入や製造に対してモラトリアムを宣言する、というユニークな提案がマリ政府によって提起されるにいたったのである。また、マリ政府は、1997年2月、リビアのトリポリで開かれていたOAU閣僚会合にあわせて、自国が提唱するモラトリアムを周知するためのセッションを開催するとともに、モラトリアムに関心がある諸

⁵⁵ 佐藤誠(2001)pp. 193-196.

⁵⁶ 本報告書別添資料5。

国をバマコでの閣僚級会合に招請した。そして、マリ政府は、同年3月に「平和の炎」式典の1周年を記念してバマコで閣僚級会合を開催した。同会合にはアルジェリア、ブルキナ・ファソ、ギニア、リベリア、マリ、モーリタニア、セネガルの代表が出席したほか、OAU、国連、不可侵防衛援助協定(Accord de Non-agression et d'Assistance en Matière de Défense: ANAD)⁵⁷、ワッセナー・アレンジメント(Wassenaar Arrangement)⁵⁸、日本、アメリカ、カナダ、国連小型武器政府専門家パネルなどがオブザーバーとして参加した。同会議では、モラトリウムを技術面で支援する安全保障開発調整支援プログラム(Programme for Coordination and Assistance for Security and Development: PCASED)の発足などについて話し合いが行われた。

そして、こうしたマリ政府による一連のイニシアティブを受けた形で、1998年3月にヤムスクロで開催されたECOWAS外相会合は、事務局に対してモラトリウム宣言の草案策定を正式に命じた。また、同年4月には、ノルウェーの民間団体である「小型武器移転に関するノルウェー・イニシアティブ」(Norwegian Initiative on Small Arms Transfers: NISAT)や UNDP などを中心となって、小型武器の輸入国側である西アフリカ 13カ国、輸出国側であるワッセナー・アレンジメント加盟 23カ国、国連機関などを集めた会議をオスロで開催し、その席上、ECOWASによるモラトリウム宣言採択への支持が確認された。そして、同年7月のECOWAS 防衛・内務・安全保障担当閣僚会合においてモラトリウム宣言草案が承認され、10月の最高会議において正式にモラトリウム宣言が採択されるにいたったのである。

前述のとおり、モラトリウム宣言は、1998年11月1日より延長可能な3年間にわたってECOWAS 加盟諸国における小型武器の輸出入と製造を一時的に停止することを宣言したものであった。また、同宣言は、モラトリウムを実施するために国連との協力のもとでPCASED を発足させることを定めている。

さらに、1999年12月にロメで開催された最高会議では、モラトリウムを効果的に実施するための取極めとして「西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリウム宣言の履行のための行動規範」(Code of Conduct for the Implementation of the Moratorium on the Importation, Exportation and Manufacture of Light Weapons in West Africa: 以下、行動規範と略す)⁵⁹が採択された。行動規範によれば、モラトリウムの対象となる小型武器とは、ショットガン(散弾銃)、ライフル(小銃)、ピストル(拳銃)、サブ・マシンガン(軽機関銃)、マシンガン(機関銃)、携帯

⁵⁷ ANADは、1977年7月に仏語圏西アフリカ諸国によって調印された、安全保障に関する地域取極め。加盟国は、ベナン、ブルキナ・ファソ、象牙海岸共和国、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴであり、事務局はアビジャンに置かれている。

⁵⁸ 正式には、「通常兵器および関連汎用品・技術の輸出管理に関するワッセナー・アレンジメント」(Wassenaar Arrangement on Export Controls for Conventional Arms and Dual-Use Goods and Technologies)という。ワッセナー・アレンジメントは、1994年3月に解散した対共産圏輸出統制委員会(Coordinating Committee for Export to Communist Area: COCOM)に代わって、通常兵器と機微な汎用品・技術の移転に関する新輸出管理体制整備のために1996年7月に発足した多国間取極めである。加盟国は、アルゼンティン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェッコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スペイン、スロヴァキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス、アメリカの33カ国であり、事務局はウィーンに置かれている。

⁵⁹ 本報告書別添資料6。

式対戦車砲・榴弾砲、地雷、の7つのカテゴリーの武器とされ、各国はこうした武器の輸出入と製造に対するモラトリウムを実施するために国家委員会を設置すること(第4条)が定められている。また、同行動規範は、ECOWAS事務局がPCASEDと協力しながら国家委員会設置支援のためのガイドラインを作成すること(第4条)、各国がモラトリウムの対象となる武器の発注と調達に関する年次報告書を事務局に提出し、それを基に事務局がPCASEDの支援のもとで小型武器のデータベース化を進めること(第6条)、事務局がロメに事務所を置く国連アフリカ平和軍縮地域センター(United Nations Regional Centre for Peace and Disarmament: UNRCPSD)と協力しながら他のOAU諸国にもモラトリウム・レジームに参加するように働きかけを行うこと(第17条)等を定めた。なお、行動規範では、政府が小型武器を国家安全保障上の必要や国際的な平和維持活動のために用いる場合、あるいは個人がそれを狩猟や競技のために用いる場合には、必要な手続をへて、モラトリウムが免除されるとの規定もなされた(第9条)。

その後、3年間のモラトリウム期間が2001年10月に終了するのに伴い、モラトリウムを同年7月5日から3年間にわたって延長することが、すでに最高会議によって決議されている。

モラトリウムは拘束力をもたない政治宣言であり、それが西アフリカ地域における小型武器規制に実質的な効果をもたらしているとはまだいえない状況にある。しかし、その政治的イニシアティブは評価されるべきであろうし、後述するPCASEDのもとで、小型武器規制への具体的な取り組みが漸進的に展開されつつある点も看過されるべきではない。

3 - 5 - 2 安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)

PCASEDは、UNDPがUNRCPSDなどとともにECOWASのモラトリウム履行を技術面で支援するために立案・実施している、1999年3月より開始された5年間の技術協力プログラムである。また、同月のECOWAS外相会合では、「安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)の履行のための行動計画〔Plan of Action for the Implementation of the Programme for Coordination and Assistance for Security and Development(PCASED)以下、行動計画と略す〕⁶⁰が採択されている。PCASED事務局はバマコに置かれ、2000年6月、日本政府は、同事務局建設のためにノンプロジェクト無償の見返り資金約4000万円を支出したいとのマリ政府の要請を承認している。PCASED事務局長は、UNRCPSD事務局長が兼務している。

PCASEDの目的は以下の9項目である。

安全保障、平和、軍縮の問題に関する加盟諸国の努力を調整すること。

軍縮と安全保障の問題に関する加盟諸国の政策実施に技術支援を提供すること。

武器拡散に対応する国家委員会の設置と活性化に向けた加盟諸国の努力を支援すること。

武器流通に関するデータベース設立を促進すること。

新たな加盟諸国がモラトリウムを宣言するための努力に対して技術支援を提供すること。

小型武器の所持、使用、生産に関する国内法制の更新と調整に向けた努力を支援すること。

⁶⁰ 本報告書別添資料7。

表 3 - 1 小型武器規制に関する主要なイニシアティブ関連年表

| 年 | 月 日 | ECOWAS 諸国関連 | その他 |
|------|----------|--|---|
| 1993 | 10. | マリのコナレ大統領が、ガーリ国連事務総長に対して、同国北部における武装解除、小型武器流入の規制、余剰小型武器の回収などについて支援を要請 | |
| 1994 | 8. | 国連ミッションが要請に応じてマリ訪問 | |
| | 11. | 国連ミッションが報告書提出 | |
| 1995 | 1. | | ガーリ国連事務総長が『平和への課題追補』のなかで「ミクロ軍縮」という概念を提示し、小型武器問題の緊急性を訴える |
| | 2.-3. | 国連ミッションがブルキナ・ファソ、チャド、象牙海岸共和国、モーリタニア、ニジェール、セネガルを訪問 | |
| | 12. | | 国連総会において「小火器決議」採択 |
| 1996 | 3.27 | マリのトンブクトゥで小型武器3000丁を燃やす「平和の炎」の式典が行われる | |
| | 6.24-28 | | 国連小型武器政府専門家パネル第1回会合 |
| | 10. | 西アフリカにおける紛争後平和構築に関するハイレベル協議がニューヨークで開催される | |
| | 11.25-29 | 国連開発計画(UNDP)などの主催のもとで「西アフリカにおける紛争予防・軍縮・開発会議」がバマコで開催され、マリ政府が関心のあるアフリカ諸国に対して小型武器のモラトリアムを宣言するように提案。のちにモラトリアム宣言に署名する16カ国のうち12カ国の代表団がバマコ会議に出席 | |
| 1997 | 2. | リビアのトリポリでのアフリカ統一機構(OAU)閣僚会合に出席したマリ代表団が、モラトリアムに関するセッションを開催し、関心のある諸国をマリの閣僚級協議へと招聘する | |
| | 3.26 | マリのバマコで閣僚級会議が開催され、アルジェリア、ブルキナ・ファソ、ギニア、リベリア、マリ、モーリタニア、セネガルのほか、OAUやドナー諸国が出席する。同協議において、安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)の設立を含むモラトリアムのアウトラインが合意される | |
| | 8.27 | | 国連小型武器政府専門家パネル報告書提出 |
| | 11. | | 米州機構(OAS)加盟諸国が銃器などの不正製造および取引取り締まりに関するアメリカ諸国間条約に署名 |
| | 12. | | 対人地雷全面禁止条約署名 |
| | 12.17 | ECOWAS事務局長が最高会議で紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムの創設を検討するように提案 | |
| 1998 | 3. | ヤムスクロでECOWAS外相会議が開催され、事務局に対してモラトリアム宣言草案の作成を命じる | |
| | 4.1-2. | 小型武器移転に関するノルウェー・イニシアティブ(NISAT)が、UNDPの支援を受けて、西アフリカ13カ国の政府とワッセナー・アレンジメント加盟23カ国の政府を集め、オスロで会議を開催する | |
| | 5. | | EU外相理事会において、武器禁輸に関する行動規範を採択 |
| | 5.26-29 | | 国連小型武器政府専門家グループ第1回会合 |
| | 7.23-24 | ECOWAS 防衛・内務・安全保障担当閣僚理事会が開催され、モラトリアム案と行動規範案が了承される | |
| | 9.28-29 | 西アフリカ準地域ミクロ軍縮超党派会合 | |
| | 10.31 | 西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言署名 | |
| | 11.1 | モラトリアムが効力発生 | |
| | 11. | | EU・SADC 閣僚会合において、南部アフリカにおける不正な武器取引対策のための行動計画が採択される |
| 1999 | 3.25 | PCASED 開始。期間は5年間 | |
| | 5.5 | NISATなどの支援を受けて、ジュネーブでモラトリアムへの国際社会の支援を促進するためのハイレベル協議開催 | |
| | 7.12-14 | | OAU国家元首政府首脳会議で小型武器の拡散・流通・密輸に関する決議が採択される |

| | | | |
|------|------------|---|--|
| | 7.26 | リベリアのモンロヴィアで1万8000丁を破壊し燃やす「希望の炎」の式典が行われる | |
| | 8.19 | | 国連小型武器政府専門家グループ報告書提出 |
| | 12.10 | ECOWAS 諸国が行動規範に署名。紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書署名 | |
| 2000 | 3. | | 大湖地域およびアフリカの角地域における不正小型武器拡散問題に対するナイロビ宣言採択 |
| | 4.3-5 | | 欧州安全保障協力機構(OSCE)が小型武器に関するセミナーを開催 |
| | 5. | | 小型武器にアフリカ大陸規模の最初の専門家会合がアディス・アババで開催される |
| | 5. | | 日本政府・インドネシア政府等の主催のもと、小型武器の不正流通に関するセミナーがジャカルタで開催される |
| | 6. | 日本国政府が、マリ政府による PCASED 事務局建設のためにノンプロジェクト無償の見返り資金約 4000 万円の支出を認める | |
| | 9.25 | ニジェールのアガデズで小型武器を燃やす式典が開催される | |
| | 11.24 | | OSCE が小型武器に関する文書を採択 |
| | 11.30-12.1 | | バマコで小型武器に関する OAU 閣僚会議が開催され、バマコ宣言採択 |
| 2001 | 3.13 | G8諸国外相は、「紛争予防に関する宮崎イニシアティブ」を発表し、そのなかで、ECOWAS のモラトリアム宣言を歓迎すると表明 | |
| | 7.5 | 最高会議によってさらに3年間の延長が決められたモラトリアムが効力を発生する | |
| | 7.9-20 | | 小型武器の非合法取引に関する国連総会が開催され、行動計画が採択される |

出所：United Nations Regional Center for Peace and Disarmament in Africa(2000)などを基に筆者作成。

小型武器の準地域登録制度を整備しようとする努力を支援すること。

小型武器に関連する国境警備に対して技術支援を提供すること。

法と秩序に関わる諸組織が効率性を向上するための訓練プログラムを実施し、それらに最新の技術と技能を提供すること。

そして、行動計画は、こうした上記の目的を達成するために以下の9つの重点活動分野を定めている。

第1は、「平和の文化の確立」である。行動計画は、持続可能な平和が西アフリカ地域に達成されるためには、小型武器の拡散によって支えられた暴力的な文化を排除し、平和の文化を醸成するためのプログラムに着手することが肝要であるとの認識を示した上で、具体的な活動として、コミュニティ教育プログラムや権利擁護キャンペーンの実施、学生や警察向けの平和教育教材の開発、小型武器の蓄積・拡散・使用に対して批判的な大衆の育成、小型武器と持続可能な開発の問題に焦点をあてたセミナーとワークショップの開催などを挙げている。この分野に関しては、マリ政府の要請と国連教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization: UNESCO)の技術協力によって実施された、マリにおける平和の文化に関する調査研究が1999年4月に終了している。また、PCASEDは、紛争終結を迎えたリベリアにおいて1999年7月に平和フォーラムを開催している⁶¹。

⁶¹ United Nations Regional Center for Peace and Disarmament in Africa(2000)p. 75.

第2は、「軍事・治安・警察の部隊のための訓練プログラム」である。行動計画は、効果的な小型武器規制のためには、軍事・治安・警察の部隊の能力向上が必要不可欠であるとした上で、そのための具体的な活動として、武器と弾薬の効果的な規制についての最新技術に関する訓練、国境警備隊や軍事・治安・警察の部隊の合同訓練、小型武器拡散問題に関する国家レベルの指導者育成などを支援するとしている。

第3は、「国境監視所における武器規制の強化」である。行動計画は、国境地帯における従来の管理体制の不備を指摘した上で、それを改善するための具体的な活動として、小型武器の不正流通（密輸）を防ぐための国境管理体制強化、武器の移転と流通を取り締まる能力の拡大、国境を超える不正な流通を捜査し捕捉するシステムの開発、適切な政策策定を可能とする、武器流通ルートに関する調査研究の実施、国境警備・税関職員向け訓練の実施などを挙げ、PCASEDがそうした分野においてECOWAS加盟諸国を支援することを定めている。

第4は、「地域的な小型武器データベースと登録制度の設立」である。行動計画は、PCASEDとUNRCPDAが、ECOWAS事務局と協力しながら、加盟諸国による国家レベルのファイリング制度と地域レベルの小型武器情報管理(Light Weapons Information Management: LWIM)制度の整備を支援するように定めている。そして、こうしたPCASEDの枠組みのなかで、1999年9月、UNRCPDA・ガーナ政府・ECOWAS事務局の共催のもと、「アフリカにおける武器登録データベースの設立形態に関する国際ワークショップ」がオランダ政府の資金援助を受けてアクラで開催され、データベースに含むべきデータの細目などが協議された。

第5は、「余剰非合法武器の回収と廃棄」である。行動計画によれば、PCASEDは、自主武器回収プログラム(Voluntary Weapons Collection Programme: VWCP)の立案・実施、ラジオやテレビといったメディアを用いた啓発プログラムの開発・実施、武器回収への市民社会の参画などの諸分野で加盟諸国を支援するとしている。この分野での具体的な活動としては、PCASEDは、1999年7月26日から10月18日までの間に約1万9000丁の小型武器と200万個以上の弾薬を廃棄するための技術協力を紛争終結直後のリベリアに対して提供している。また、PCASEDは、リベリア政府の要請を受け、小型武器から農具を製作するドイツの技術協力プログラムに対して資金協力をしている⁶²。

第6は、「製造国・供給国(ワッセナー・アレンジメントなど)との対話の促進」である。行動計画は、PCASEDが、ECOWAS事務局などとともに、武器輸出国側であるワッセナー・アレンジメントなどと対話を促進し、それらとの連携を強化するとしている。前述のとおり、ワッセナー・アレンジメント加盟諸国は、モラトリウム宣言採択前の1998年4月にオスロで開催された会議に出席し、モラトリウム宣言への支持を表明するなど、当初からECOWASのモラトリウムに対して協力的であった。PCASEDは、こうしたECOWASとワッセナー・アレンジメントの協力関係を一層強化することで、より効果的な小型武器規制レジームの形成を目指している。

第7は、「国内法制と行政手続の見直しと調整」である。行動計画は、PCASEDなどの協力を受けながら、加盟諸国が、民間における小型武器の所持・使用・移転を抑制する国内法制と規則の見直し・更新・調整、輸出および輸入証明書や最終使用者証明書といった法的文書の導入、小型武器拡

⁶² United Nations Regional Center for Peace and Disarmament in Africa(2000)p. 76.

散に関する国家委員会の設置・強化などを行うことを定めている。また、そのために、PCASEDは、小型武器の国内法制や規則に関する調査研究の実施、国内法制に関するワークショップの開催、小型武器流通を規制する地域条約採択へ向けた努力などを行うこととされている。モラトリウムを履行する上で最も重要なのは国内法制の整備、特に、小型武器規制に関する国家委員会の設置である。しかし、2000年度のECOWAS事務局長報告書では、国家委員会をすでに設置した国は5カ国にすぎないことが報告されている⁶³。

第8は、「PCASEDの目的と活動のための資源の動員」である。行動計画は、PCASEDの活動を実施するために、加盟諸国、二国間および多国間パートナー、ECOWAS事務局、PCASED、国連アフリカ平和軍縮地域センターが、必要な資源を動員するよう求めている。

第9は、「モラトリウム参加国の拡大」である。行動計画は、ECOWASやOAUがモラトリウムへの参加をECOWAS加盟諸国以外のアフリカ諸国に対しても働きかけるように定めた上で、そのために、UNRCPPDAが、ECOWAS以外のアフリカ諸国に対してモラトリウムの進捗状況に関する情報を定期的に提供するように求めている。

⁶³ Kouyaté, L.(2000)par. 349.

4. 結論：日本と ECOWAS のパートナーシップの模索

4 - 1 新たな地域主義と日本の新たなアフリカ外交が共振した 1993 年：TICAD I

1993年は、今日になって振り返って考えてみると、アフリカの地域機構と日本のパートナーシップを考える上でのひとつの起点となる年であったのかもしれない。

1993年11月、アメリカの下院本会議において、当時懸案とされていた北米自由貿易協定(North American Free Trade Agreement: NAFTA)の承認・実施法案が可決され、NAFTA が1994年1月に発効した。また、同じ1993年11月には、欧州連合条約(通称マーストリヒト条約)が発効し、これに伴いEUが成立している。しかし、その後、1995年に発足したWTOが多角主義に基づく貿易自由化を強く唱えたために、地域主義の勢いは1990年代後半にはやや下火になってしまう。つまり、アメリカ議会でNAFTA法案が可決され、欧州でEUが成立した1993年は、新たな地域主義の台頭がひとつのピークを迎えた年であったといえる⁶⁴。

他方、1993年は、日本の対アフリカ外交にとっても重要な年となった。同年10月、日本の外交イニシアティブのもと、アフリカ48カ国、ドナー12カ国、8つの国際機関の出席をえて、第1回東京アフリカ開発会議(TICAD I)が開催された。TICAD I の開催は、1990年代前半の日本の対アフリカ外交における最大の成果であり、日本の積極的なアフリカ外交姿勢を国際社会に強く印象づけるものとなった。

そして、こうした1993年の2つの事象、すなわち、NAFTA やEUの成立といった地域主義台頭のピークとTICAD I という日本のアフリカ外交イニシアティブの結実は、一見するとまったく異なる次元の無関係な事柄のようにしかみえないが、実は両者はアフリカの地域協力・地域統合のあり方をめぐって間接的に関連していたといえる。そのことは、TICAD I で採択された「アフリカ開発に関する東京宣言 21世紀に向けて」(Tokyo Declaration on African Development: Towards the 21st Century: 以下、東京宣言と略す)の文言から推し測ることができる。

東京宣言は、「地域協力および統合」をアフリカ開発におけるひとつの重要なテーマとして位置づけた上で、次のように述べている。

われわれアフリカ諸国の参加者は、アフリカ経済共同体の設立に関するアブジャ条約で体现されているように、最終的な地域統合および協力の目標へのビジョンおよび願望を再確認する。われわれTICADの参加者は、これらの目標が、独立当初以来、そのほとんどが小さな国内市場を有するアフリカ諸国にとっての論理的な開発戦略のひとつであったものの、域内貿易および投資の促進に関して、より多大な努力が払われなければならないことを確認する。

われわれアフリカ諸国の参加者は、これら地域スキームへのわれわれのコミットメントが、各国の開発計画、政策およびプログラムに十分に組み込まれることを確保する。

⁶⁴ 木村福成(2000)p. 33, 小柴徹修(1995)pp. 71-72.

われわれアフリカの開発パートナーは、アフリカ諸国が近年示しているような地域協力および統合への新たなコミットメントを歓迎し、支持する。これらの地域的取極めは、引き続き多角的で開かれた貿易システムと合致し、また貿易の拡大に貢献すべきである。われわれは、貿易および投資の障壁の除去ならびに政策調和といった方策を通じて統合に対する障害を減らすことを目的としたアフリカ諸国の努力、および、特にインフラストラクチャーの開発と能力向上における実行可能な地域的努力に対する支援を引き続き拡大する。また、われわれTICAD参加者は、地域統合は既存のスキームの交流の拡大および合理化に向けての一貫した、かつ漸進的なアプローチをとりつつ、民間部門のイニシアティブを勧奨することにより遂行されるべきであると信じる⁶⁵。

東京宣言のなかでも語られているとおり、アフリカにとって、地域協力・地域統合とは、独立以来の重要な開発戦略のひとつであった。独立後のアフリカ諸国は、前述したとおり、国内市場の狭さや様々な経済社会的な課題を克服するために、しばしば植民地時代に設定された政治・経済・社会・文化的な枠組みを基盤にして地域統合を推進した。また、アフリカ諸国は、アフリカの連帯を志向するパン・アフリカニズムの思想的影響をひとつの歴史的背景としながら、植民地主義や白人至上主義に対抗し、そこから自立する手段として、大陸あるいは準地域レベルの協力と統合を推進した。そうした意味で、前述のとおり、こうした「第1世代の地域統合」は、少なからずアフリカ的な植民地経験の産物であった。

しかし、アフリカの「第1世代の地域統合」は、総じて経済開発戦略としては十分に機能しなかった。アフリカ諸国の政策決定者は、しばしば地域統合の重要性を声高に叫びはしたものの、実際の政策立案・実施レベルにおいては短期的な国益を優先し、地域統合プロセスに対して真にコミットメントしようとはしなかったし、「第1世代の地域統合」は、モニタリングや罰則のシステムを十分に整備していなかったために、義務不履行を防止することができなかった。また、域内の関税や非関税障壁がある程度撤廃された場合であっても、域内貿易は当初期待されていたほどには拡大せず、地域経済統合は実質的な正の効果をあまり生み出さなかった。つまり、アフリカの「第1世代の地域統合」には、理想と現実、レトリックと実態の間に大きな懸隔がみられたのである。

その後、1980年代のアフリカは、「失われた10年」といわれるほどの深刻な経済停滞に直面する。そして、そのなかで、アフリカ開発をめぐる議論の焦点は、もっぱら国家単位の構造調整計画（structural adjustment programme: SAP）へと向けられるようになり、「開発のための地域統合」といったレトリックは一層色褪せたものとなってしまった。

しかし、1980年代後半から1990年代前半にかけて、こうした状況に変化が生じる。そのひとつの要因は、冷戦構造の崩壊である。冷戦の終焉は東西両陣営によるアフリカからの「撤退」を促し、それに伴って、アフリカ諸国はより自立的な行為主体として域内国際関係を展開することができるようになった。そして、そうしたなかで1990年代以降、アフリカでは、域内紛争といった政治安全保障分野に積極的にコミットメントするような「第2世代の地域統合」が台頭するようになった

⁶⁵ TICAD I (1993) par. 14-16.

のである。

しかし、アフリカにおける特に地域経済統合のいわば「復権」に最も大きな影響を与えたのは、やはりEUやNAFTAに代表されるような地域市場統合のグローバルな拡大であった。新たな地域主義の台頭と欧州や米州におけるその結実は、一旦は色褪せてしまっていたアフリカの地域経済統合に内なる自信と外からの期待をわずかながらも回復させた。「アフリカの地域経済統合が失敗したのは、その基本理念に問題があったからではなく、むしろその方向性や実施方法が非現実的であったり、十分な努力が払われてこなかったためである」という考え方が次第に広まるようになった。そして、1990年代以降、アフリカでは、地域機構・地域協力・地域統合の再編成と再構築が様々なレベルと分野で展開されるようになったのである。

1993年のTICAD Iは、まさにそうした時代状況のなかで開催された。TICAD Iで採択された東京宣言では、前述のとおり、地域協力・地域統合に対するアフリカ諸国の一層のコミットメントと開発パートナーの支援が再確認されたが、そこには、新たな地域主義への国際的な関心の高まりを背景に、従来のアフリカの地域協力・地域統合のあり方を改め、それをより効率的かつ現実的な開発戦略へと再構築しようとする当時の気運が反映されていたと考えられる。

その後、TICADプロセスにおいて、「地域協力および統合」は、「南南協力」や「開発のためのIT」とともに重要な開発アプローチとみなされるようになっていく。そして、そうしたなかで、これまで二国間ベースの支援を中心としてきた日本は、TICADによって表明されたアフリカの地域協力・地域統合への支援をどのように具体化していくべきかという課題に直面することになった。日本のTICAD外交が地域主義の高揚のなかで船出した1993年は、そうした課題について考える上でのいわば「元年」であったといえる。

4 - 2 継続する動態：TICAD II、NEPAD、そしてTICAD IIIへ

1990年代後半になると、地域主義への国際的な関心は、前述のとおりやや陰りをみせたが、アフリカにおける地域協力・地域統合の推進を求める動態は、1998年に開催されたTICAD IIにも確実に継承された。TICAD IIで採択された「21世紀に向けたアフリカ開発 東京行動計画」(African Development Towards the 21st Century: the Tokyo Agenda for Action: 以下、東京行動計画と略す)は、「地域協力および統合」をTICADプロセスにおけるアプローチのひとつとして正式に位置づけた上で、次のように述べている。

1980年のラゴス行動計画採択以来、アフリカ諸国は開発を促進するための重要な手段として地域協力と統合を重視してきた。ますます世界の統合化が進む中で、部分的な地域および地域のグループ化によって、世界的規模の投資家の注目度が高まり、越境貿易と投資が促進され、生産およびマーケティングのコストが減少する。アフリカ諸国と開発パートナーは、貿易取極めを自由化し、地域的な物的なインフラストラクチャーおよび地域資本市場と研究機関を含む地域的機関を発展させ、共通の環境問題に取り組み、感染症を抑制し、そして、紛争を予防・管理・解決するための地域協力の重要性を認識する。地域的機関の能力を高め、強化し、

また、アフリカの部分的な地域における経済グループ化計画をさらに実施していくためには、域外からの支援が不可欠である⁶⁶。

また、2001年10月にアフリカ自身の開発イニシアティブとしてまとめられた「アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)」(The New Partnership for Africa's Development(NEPAD))のなかでも、アフリカの国家指導者たちは、「準地域および地域的な開発アプローチ」の重要性について次のように述べている。

ほとんどのアフリカ諸国は、人口においても1人当たり所得においても小規模である。そうした諸国は、市場の限界のために潜在的な投資家に魅力的な報酬を提供できず、結果として、生産と輸出の多様化における進歩が遅滞することになる。このことは、成長可能性のための規模の経済に依存する基本インフラストラクチャーへの投資を制限する。

こうした経済条件は、アフリカ諸国が、国際的な競争力の向上のために、自国の資源を蓄え、かつアフリカ大陸における地域的な開発と経済統合を向上させる必要性を示唆するものである。

「アフリカ開発のための新パートナーシップ」は、アフリカの域内貿易と投資の促進に加えて、基本的な地域公共財(たとえば、運輸、エネルギー、水、ICT、疫病根絶、環境保護、地域的な研究能力)の提供に焦点をあてる。こうした焦点は、統合された国家および地域プログラムと矛盾しない共通プロジェクトを特定することで、経済統合のための制度枠組みを合理化することと、経済投資政策および実施を調整することに向けられるであろう。そこにおける必要性とは、国家セクター別政策と地域の決定の効果的なモニタリングである。

「アフリカ開発のための新パートナーシップ」は、既存の地域構造の効率性と既存の地域機関の合理化を進めるにあたって能力構築に優先順位を置く。アフリカ開発銀行が、地域の調査研究、プログラム、プロジェクトへの資金提供において指導的役割を果たさなければならない⁶⁷。

このように、地域協力・地域統合をアフリカ開発のアプローチとして推進しようとする動態は、TICADプロセスに関していえば、TICAD I(東京宣言)で萌芽し、TICAD II(東京行動計画)で確立され、そして、TICADと密接に関連したアフリカ自身の開発イニシアティブであるNEPADへとさらに継承されてきたといえる。そして、地域協力・地域統合は、2003年後半に開催が予定されているTICAD IIIにおいても引き続き主要なアプローチとして重視されることが予想される。

ちなみに、TICAD IIIの準備プロセスの一環として、2001年10月に「TICAD閣僚レベル会合に向けたダカール準備会合」が開催されたが、その議論を総括した議長サマリー・レポートは、「地域協力」について次のように述べている。

⁶⁶ TICAD II(1998)par. 12. 他のアプローチは、「協調の強化」と「南南協力」。

⁶⁷ *The New Partnership for Africa's Development(NEPAD)*(2001), par. 90-93. なお、NEPADという呼称は、2001年10月のアブジャにおける会合以降に正式に用いられるようになったもので、それ以前は「新アフリカ・イニシアティブ」(New African Initiative: NAI)と呼ばれていた。

インフラストラクチャーの欠如、関税・非関税障壁、政治的関与の不在、脆弱な政策調和、組織の重複・多様化等といった多くの障害が、アフリカにおける地域協力を阻害している一方で、本準備会合は、地域協力の強化および地域統合の促進はアフリカ開発を推進していく上で重要性を増していることを確認するとともに、アフリカ統一機構(OAU)を発展的に解消しアフリカ連合(AU)を創設するとのアフリカの決意を高く評価した。また、既存のアフリカの地域機構間における組織・活動面での重複を排し合理化することが、限られた資源の最大限の活用を図り、活動努力を強化する上で重要であることを確認した。

参加者は、アフリカの地域機構を支援することが、アフリカの平和構築へ向けた紛争の予防・管理・解決の枠組みの構築、地域経済統合による市場の拡大および投資家インセンティブの付与、インフラストラクチャー整備による、貿易投資、産品流通、情報共有の振興、国際的な取り組みが必要なHIV/AIDSをはじめとする感染症予防と対策の強化、アフリカ諸国間の交流による人材能力開発、といった諸分野において肝要であることに合意した。また、地域協力は、政府間機関だけではなく、民間部門とNGOを含む草の根レベルの活動によって効果的に促進されるべきであることを確認した⁶⁸。

4 - 3 どのような地域協力・地域統合を目指すか

それでは一体、今後のアフリカの地域協力・地域統合あるいは「第2世代の地域統合」は、具体的にはどのような方向に進もうとしているのか、あるいは、進むべきなのであるのか。

この点に関しては、本報告書では取りあえずパーシー・ミストリー(Percy S. Mistry)の諸提案を紹介することにしておきたい。ミストリーは、アフリカの「第2世代の地域統合」がこれまでの「第1世代の地域統合」の失敗から学ぶべき教訓として、以下の諸点を指摘している。

アフリカの指導者は、条約へのコミットメント上の政治的レトリックと地域的な義務に合致した財の提供との間の懸隔を狭めなければならない。

アフリカの政府は、参加国の政府および経済の制約を考慮に入れ、統合の目的および中間目標については、野心的ではなく、より現実的かつ実践的になる必要がある。

効果的な統合がアフリカで生じるためには、市場と民間経済エージェントが効果的に機能することを許され、国境を超えた活動を展開することが妨害されず、諸要素が国境を超える流動性をより多く認められることが必要である。

たとえば重債務貧困国(HIPC)などに対する不適切なイニシアティブによって、債務危機が引き延ばされるようなことがあれば、アフリカの地域統合は再び失敗するであろう。アフリカにのしかかる債務の削減に失敗すれば、それは安定を達成しようとする努力をただちに危険にさらし、アフリカ国内と諸国間における国内および外国投資を抑制してしまうことになるであろう。

⁶⁸ Dakar Preparatory Meeting for TICAD Ministerial-level Meeting(2001)par. 30-31.

同じ理由のために、もし、構造調整計画とコンディショナリティが、国家に焦点を当てたものではなく、より地域に適したものとして立案および実施されなければ、第2世代の統合はアフリカにおいて機能しない。

アフリカで使用されている通貨の数を合理化する共同の努力がなされなければ、経済統合は機能しそうにない。準地域における統合努力は、第1に、地域内の為替レートを安定化して域内の通貨交換性を達成すること、第2に、信頼ある外部協定によって価値を下支えされた準地域共通通貨を創設すること、へと向けた前進的な歩みとともに推進される必要がある。

統合取極めとそれに関連して念入りに作られた支援体制インフラストラクチャーの数を削減し、合理化するために断固とした方策がとられなければ、アフリカの新たな統合努力は失敗することになるであろう。

統合努力が成功するためには、貿易と関税をめぐる強迫観念から離れ、その代わりに、インフラストラクチャー費用を合理化し、より開かれた通気性のある国境による関連投資と雇用の利益を獲得することでえられる動態的利得に焦点を当てる必要がある。

アフリカが内戦と同胞虐殺(しばしば大量虐殺)的な紛争を伴う極めて劣悪なガバナンスという独立以来の遺産を過去の歴史へと追いやらない限り、統合は機能しそうにはない⁶⁹。

こうしたミストリーの指摘は、現在のアフリカの地域協力・地域統合の方向性を考える上で示唆に富む。すなわち、アフリカの地域協力・地域統合はいま、関税撤廃による貿易創出効果といった静態の効果から外国投資促進効果や制度改革効果といった動態的效果を相対的に重視し、民間部門を積極的に活用し、政治的コミットメントを強化し、紛争対応における役割を拡大するといった諸特徴を示しつつあるのである。

4 - 4 ECOWAS を日本の紛争対応支援のパートナーに

TICAD プロセスにおいて、地域協力・地域統合が主要な開発アプローチとして位置づけられてきたにもかかわらず、これまで日本は、アフリカの地域機構と必ずしも十分なパートナーシップを構築してこなかった。

日本が比較的緊密な関係を構築してきたアフリカの地域機構としては、OAUとSADCが挙げられよう。たとえば、OAUに対して、日本は、1994年5月、UNDPの人造り基金を利用して、MCPMR 関連セミナーの開催費用の一部として10万ドル米を拠出した。また、日本はOAU平和基金に対して、1996年度には50万米ドル、1997年度には45万米ドル、1998年度には25.4万米ドルの拠出金供与を実施している。他方、SADCに関しては、日本は1995年度より事務局への直接支援として拠出金供与を開始し、1995年度と1996年度には各20万米ドル、1997年度には18万米ドル、1998年度には8.5万米ドルを提供した。また、わが国は、1996年度より国際協力事業団(Japan International

⁶⁹ Mistry, P.(2000)pp. 565-569.

Cooperation Agency: JICA)の長期個別専門家(地域開発計画アドバイザー)をSADC事務局に派遣している⁷⁰。

しかし、こうしたOAUやSADCに対する資金援助および技術協力は、かなり限定的なものにすぎない。また、OAU平和基金やSADC事務局に対する拠出金は、もともと少額であったにもかかわらず、その後のわが国のODA予算全体の削減に伴ってさらに減額傾向を示すこととなった。1990年代中葉、アフリカの地域機構はすでにインフラストラクチャー整備や紛争対応などの分野で活発な活動を展開しており、日本の援助政策立案者の間では、TICADなどの影響もあって、そうした地域機構の活動を支援しようとする気運が一時的な盛り上がりを見せた。しかし、それもすぐに下火になってしまった感がやや否めない。日本が「ドナー＝レシピアント関係」を結んでいるアフリカの地域機構はいくつかみられるが、わが国が「パートナーシップ」と呼ぶにふさわしい緊密な関係を構築しているアフリカの地域機構は、SADCを例外とすれば皆無である。日本は、一方では地域協力アプローチをひとつの特徴とするTICADプロセスを主導しておきながら、他方ではアフリカの地域協力に対してかなり限定的な支援しか提供してこなかったのであり、アフリカの「第1世代の地域統合」と同様、そこには理想と現実の大きな懸隔があったといわねばならないであろう。

それでは、今後日本はアフリカの地域機構、特にECOWASといかなる関係を構築していくべきなのであろうか。以下、この点に関する本客員研究員の提言・意見を列記して、本報告書を終えることとしたい。

日本は、ECOWASの伝統的な経済統合プロセスに直接関与する必要はない。

経済共同体としてのECOWASの主要な目的は、関税同盟、共同市場、そして経済同盟の創設にある。しかし、こうした関税と貿易を中心とする伝統的な経済統合プロセスは、ECOWASの場合、これまでほとんど進展してこなかった。現在もECOWAS事務局は、域内貿易自由化のためのスキームを推進し、そのためにUEMOA委員会との間で協議を進めている。しかし、関税撤廃や貿易自由化といった地域経済統合は、ECOWAS諸国のように経済構造が類似した低所得の諸国家間の場合、少なくとも短期的にはあまり大きな経済効果を期待することができない。また、こうした分野への支援は、わが国よりもEUの方が明らかに比較優位をもっている。他方、現在進行中の西アフリカ通貨統合は、それなりに大きな正の経済的効果を期待することができようが、通貨・金融分野は、CFAフランとの関係からフランスがコミットメントしている分野であり、日本が貢献できることはほとんどない。したがって、日本は、ECOWASの伝統的な経済統合プロセスに少なくとも直接的に関与する必要はないといえる。

日本は、「情報通信技術」「環境対策」「民主化」などの分野でECOWASの個別プロジェクトを支援することができるかもしれない。

ECOWASは、いくつかの地域協力プロジェクトを実施しているが、地域の経済社会開発

⁷⁰ 坂本喜久雄(2000)pp. 40-50, 田淵俊次(2000)pp.52-58.

に大きなインパクトを与えるようなものはほとんどない。たとえば工業分野のプロジェクトは規模も小さく、あまり有望とはいえない。これに対して、電力の地域的な安定供給を図る WAPPプロジェクトとナイジェリア産天然ガスを近隣諸国にパイプラインで供給する WAGP プロジェクトについては、かなり大きな経済効果を期待できる。しかし、こうしたエネルギー関連分野に関しては、すでにアメリカが ECOWAS に対して資金協力や技術協力を提供しており、日本が貢献できることはあまりない。

そうしたなか、日本が ECOWAS との間で協力可能な分野といえるのは、情報通信技術、環境対策、民主化などであろう。

情報通信分野の支援は、ECOWAS 側のニーズが高いことに加えて、アフリカに対して IT 支援を強化するという日本側の対アフリカ援助政策方針とも合致している。本客員研究員は情報通信分野の専門家ではなく、西アフリカ諸国側の情報通信インフラストラクチャーの現状や日本側の IT 支援の具体的な内容について十分な知見を有しているわけではない。このため、本報告書において、日本が情報通信技術分野で ECOWAS とどのような協力関係を構築していくかについて具体的な提案を行うことはできない。しかし、取りあえず日本は、支援実施の前段階として、ECOWAS の INTELCOM II を含む西アフリカ地域全体の情報通信整備状況の把握に努めるべきであろう。

環境対策に関しては、西アフリカの場合、特に砂漠化問題が深刻である。現在西アフリカで進行している砂漠化は、一国の対応能力を超えた、まさに地域的あるいは国際的な取り組みを必要としている課題であり、日本は CILSS に加えて ECOWAS との間でも砂漠化対策に関する協力関係の構築を模索できるかもしれない。

民主化支援は、JICA が平成 13 年度に「民主化支援のあり方(基礎調査)」研究会を開催するなど、日本でも少しずつ注目され始めている分野である。西アフリカ諸国への日本の民主化支援については、二国間ベースだけではなく、ECOWAS を用いて多国間ベースの支援を提供してみてもどうか。民主化促進にとって有効な手法のひとつは「民主化経験の共有」であり、たとえば日本は西アフリカ諸国の民主化と政治的安定の促進に資する地域的なセミナーやワークショップを ECOWAS との間で共同開催することが可能かもしれない。

日本は、特に「紛争対応」の分野で ECOWAS とのパートナーシップを構築すべきである。

本報告書でも述べてきたように、ECOWAS が 1990 年代以降最も積極的にコミットしてきたのは、紛争対応の分野である。ECOWAS 以外で同分野に積極的に関与してきたアフリカの地域機構としては、OAU、SADC、そして「アフリカの角」地域諸国が加盟する政府間開発機構(Intergovernmental Authority on Development: IGAD)が挙げられよう。しかし、OAU の紛争対応能力は、組織的にも財政的にも依然として極めて脆弱であり、SADC は、レソトやコンゴ民主共和国の紛争などに関与してきたものの、ジンバブエと南アフリカの主導権争いなどもあって後者の紛争対応においてはほとんど実質的な成果を挙げられなかった。また、何よりも SADC は、南部アフリカの不安定化要因であるアンゴラ紛争の解決についてこれまで無力であった。さらに、IGAD は、スーダン紛争やソマリア紛争などの和平プロセ

スに参与してきたが、仲介・調停を中心とした紛争対応しか行ってこなかったこともあって、両紛争を解決する上で目立った成果を上げていない。

これに対して、前述のとおり、ECOWASは、ナイジェリアの独断専行といった問題点は多々あるものの、リベリアやシエラ・レオーネにおける紛争の対応において一定の成果を収めてきた。その意味で、ECOWASには、紛争対応を行うアフリカの地域機構としての比較優位性が存在するといえる。ECOWASが紛争対応の分野で成果を上げることができたひとつの要因としては、西アフリカには、南部アフリカのアンゴラ紛争や東アフリカのスーダン紛争に相当するような、冷戦時代から続く構造化されてきた紛争が存在していないことが挙げられる。とはいえ、ECOWASは、地域経済統合の分野ではUEMOAなどに遅れをとってきたものの、紛争対応の分野では他の地域機構を一步リードする存在となってきたのである。

他方、日本側も近年、アフリカの紛争問題への関心を強めつつある。たとえば、森喜朗首相は、2001年1月に南アフリカで行ったアフリカ政策演説のなかで、開発支援と紛争予防・難民支援を日本のアフリカ外交における車の両輪にする、と明言している。そして、同月、南アフリカに続いてナイジェリアを訪れた森首相は、ECOWAS最高会議議長であるマリのコナレ大統領と会談し、ECOWASが地域経済統合だけではなく紛争予防においても積極的な役割を果たしてきたことを評価する旨発言している。

ECOWASは、紛争対応の分野で積極的な活動を展開し、日本は、紛争予防・難民支援を対アフリカ外交のひとつの車輪として位置づけてきた。もし、今後日本がTICADプロセスで謳われた地域協力アプローチに基づいてECOWASとの間で緊密なパートナーシップ関係を構築するとするならば、その重点分野は、やはり紛争対応とするのが自然ではなからうか。無論、日本は、アフリカにおける紛争対応支援の分野において比較優位性を有しているとは言い難い。しかし、紛争がアフリカ開発の重大な阻害要因であることを想起するとき、日本、特にJICAは、アフリカの平和構築や紛争対応への支援において独自の比較優位性を新たに獲得するための努力をいまこそ始動させる必要がある。そして、ECOWASはそうした日本にとっての有力な潜在的パートナーのひとつであり、その具体的な支援策としては、たとえば、これまで日本が国際的に重要な役割を果たしてきた小型武器規制の分野でECOWASのモラトリウムやPCASEDを支援したり、近年政情が著しく不安定なりベリア、シエラ・レオーネ、ギニアにおいて、平和教育の普及、難民支援、帰還兵士社会復帰の促進、国民和解の推進といった平和構築関連プロジェクトをECOWASと共同で実施したりすることが考えられよう。

参考文献

- 青木一能(1992)『アフリカの地域協力機構』『アフリカ研究』第40号
- 絵所秀紀(1997)『開発の政治経済学』日本評論社
- 大林稔(1994)『CFA フランの切り下げとフラン圏アフリカの展望』『アフリカレポート』第19号
- 小田英郎編(1999)『国際情勢ベーシックシリーズ4 アフリカ』(小田英郎編、改訂版) 自由国民社
- 落合雄彦(1991)『西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS) 経済統合の歩みとリベリア内戦介入の意味』『月刊アフリカ』第31巻第9号
- 落合雄彦(1997)『リベリアにおける大統領・議会選挙 7年間に及んだ内戦の奇妙で不安な結末』『月刊アフリカ』第37巻第10号
- 落合雄彦(1999a)『ECOMOGの淵源 アフリカにおける『貸与される軍隊』の伝統』『アフリカ研究』第55号
- 落合雄彦(1999b)『西アフリカの安全保障とECOWAS』『月刊アフリカ』第39巻第4号
- 落合雄彦(2000a)『ECOWAS 停戦監視団(ECOMOG)とは何か』『NIRA 政策研究』第13巻第6号
- 落合雄彦(2000b)『シエラ・レオーネにおける国連部隊襲撃拘束事件』『アフリカレポート』第31号
- 落合雄彦(2000c)『転換期を迎えた国軍と国防政策 ‘military as government’ から ‘military as military’ への変容』望月克哉編『ナイジェリア 第四共和制の行くえ』『アジア経済研究所』
- 落合雄彦(2001a)『アフリカの地域機構による紛争対応』総合研究開発機構(NIRA)・横田洋三共編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院
- 落合雄彦(2001b)『シエラ・レオーネ』総合研究開発機構(NIRA)・横田洋三共編『アフリカの国内紛争と予防外交』国際書院
- 木村福成(2000)『自由化を加速させる『新たな地域主義』の息吹』『経済セミナー』10月号
- 小柴徹修(1995)『新たなリージョナリズムの台頭 上』『貿易と関税』1月号
- 坂本喜久雄(2000)『わが国の南部アフリカ地域諸国に対する政府開発援助』平成11年度国際協力事業団客員研究員報告書(総研 JR99-65)
- 佐藤誠(2001)『小火器拡散問題と平和構築 南アフリカの取り組み』平野克己編『アフリカ比較研究』日本貿易振興会アジア経済研究所
- 田淵俊次(2000)『SADC の動向』平成11年度国際協力事業団客員研究員報告書(総研 JR99-72)
- 中村弘光(1982)『アフリカ現代史 西アフリカ』山川出版社
- 榎林健司(1995)『リベリア内戦への西アフリカ諸国経済共同体と国際連合による介入』『愛媛法学会雑誌』第22巻第2号
- 榎林健司(2001)『シエラ・レオーネ内戦に対する西アフリカ諸国経済共同体と国際連合による介入』『愛媛法学会雑誌』第27巻第4号
- 林晃史(2001)『南部アフリカにおける地域機構と紛争』『敬愛大学国際研究』第7号
- 林正樹(2000)『エネルギー・セクターの動向と展望』望月克哉編『ナイジェリア 第四共和制の行くえ』『アジア経済研究所』

原口武彦(1988)『西アフリカ経済共同体(CEAO)』林晃史編『アフリカ援助と地域自立』アジア経済研究所

正木響(1997)『CFA フランの制度と UEMOA 諸国の経済成長』『アフリカ研究』第 50 号

松本祥志(1996)『西アフリカ諸国経済共同体のリベリア』『平和維持軍』(ECOMOG)と国際法 地域的機関の PKO と国連の役割 』『札幌学院法学』第 12 巻第 2 号

松本八重子(1996)『国際貿易秩序と地域主義 重層的協力枠組み形成の理論 』『国際政治』第 111 号

室井義雄(1985)『西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)における『通貨の交換性』問題について』『アジア経済』第 26 巻第 2 号

望月克哉(1988)『西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)』林晃史編『アフリカ援助と地域自立』アジア経済研究所

吉田昌夫(1978)『アフリカ現代史 II 東アフリカ』山川出版社

Bach, D.C. (1983) "The Politics of West African Economic Co-operation: C.E.A.O. and E.C.O.W.A.S.," *The Journal of Modern African Studies*, Vol. 21, No. 4

Bach, D.C. (1990) "Francophone Regional Organizations and ECOWAS," in Okolo, J.E. and Wright, S. eds. *West African Regional Cooperation and Development*, Westview Press: Boulder, San Francisco and Oxford

Brah, M., Pradelle, J.M., and D'Agostino, V. (1993) *Regional Cooperation and Integration in West Africa: A Contribution to the Corpus of Knowledge from the Collaborative Research of the Cilss, the Club du Sahel, and the Cinergie Unit*, Club du Sahel, OECD: Paris

ECOWAS (1998) *Draft Mechanism: ECOWAS Mechanism for Conflict Prevention, Management, Resolution, Peace-keeping and Security*, adopted at the ECOWAS Meeting of Ministers of Defense, Internal Affairs and Security in Banjul

ECOWAS (2001a) *Final Report of the Forty-eighth Session of Council of Ministers*, Dakar, 15-17 December, found on the Internet at <http://www.ecowas.int/sitecedeo/english/meet-rep-15-17122001.htm> (as of 13 February, 2002)

ECOWAS (2001b) *Final Communiqué of the Twenty-fifth Session of the Authority of Heads of State and Government*, Dakar, 20-21 December, found on the Internet at <http://www.ecowas.int/sitecedeo/english/final-com-21122001.htm> (as of 13 February, 2002)

European Commission (2001) *Report on the Implementation of the European Commission External Assistance: Situation at 01/01/01*, Staff Working Paper, Europe Aid Co-operation Office, European Commission: Brussels, found on the Internet at <http://europa.eu.int/comm/europeaid/reports> (as of 13 February, 2002)

Eva-EU Association (2000) *Evaluation of the Cross-Border Initiative*, Volume 1: Main Report, Reprt prepared for the European Commission, found on the Internat at <http://europa.eu.int/> (as of 13 February, 2002)

Dakar Preparatory Meeting for TICAD Ministerial-level Meeting (2001) *Chairman's Summary Report*, October

- Fajemirokun, H. (1984) "The Role of West African Chambers of Commerce in the Formation of Ecowas," in Akinyemi, A.B. et al., eds. *Readings and Documents on Ecowas*, Nigerian Institute of International Affairs: Lagos
- Imobighe, T. (1985) "ECOWAS Defence Pact and Regionalism in Africa," in Onwuka, R. and Sesay, A., eds., *The Future of Regionalism in Africa*, St. Martin's Press: New York
- Inegbedion, E.J. (1994) "ECOMOG in Comparative Perspective," in Shaw, T.M. and Okolo, J.E. eds. *The Political Economy of Foreign Policy in ECOWAS States*, St. Martin's Press: New York
- Lavergne, R. and Daddieh, C.K. (1997) "Donor Perspective," in Lavergne, R., ed., *Regional Integration and Cooperation in West Africa: A Multidimensional Perspective*, Africa World Press: Trenton; International Development Research Centre: Ottawa
- Kouyaté, L. (2000) *Annual Report 2000*, Economic Community of West African States: Abuja, found on the Internet at <http://www.ecowas.int/sitecedeado/english/kouyate-rep2000-3-4.htm> (as of 13 February, 2002)
- Mistry, P. (2000) "Africa's Record of Regional Co-operation and Integration," *African Affairs*, Vol. 99, No. 397
- The New Partnership for Africa's Development (NEPAD)* (2001), October
- Ochiai, T. (2000) "ECOWAS and West African Security," *The Keiai Journal of International Studies* (『敬愛大学国際研究』), No. 6
- Ojo, O.J. (1980) "Nigeria and the Formation of ECOWAS," *International Organization*, Vol. 34, No. 4
- Okolo, J.E. (1989) "ECOWAS Regional Cooperation Regime," *German Yearbook of International Law*, Vol. 32
- Okolo, J.E. (1990) "The Development and Structure of ECOWAS," in Okolo, J.E. and Wright, S. eds. *West African Regional Cooperation and Development*, Westview Press: Boulder, San Francisco and Oxford
- TICAD I (1993) *Tokyo Declaration on African Development: Toward the 21st Century*
- TICAD II (1998) *African Development towards the 21st Century: the Tokyo Agenda for Action*
- United Nations Regional Center for Peace and Disarmament in Africa (2000) *The Making of a Moratorium on Light Weapons*, UN Regional Center for Peace and Disarmament in Africa: Lomé, Norwegian Institute of International Affairs: Oslo, Norwegian Initiative on Small Arms Transfers: Oslo, found on the Internet at <http://www.nisat.org/publications/moratorium/default.htm>: as of 7 February, 2002)
- Welch, Jr. C.E. (1990) "The Military Factor in West Africa: Leadership and Regional Development," in Okolo, J.E. and Wright, S. eds. *West African Regional Cooperation and Development*, Westview Press: Boulder, San Francisco and Oxford
- World Bank (2001) *African Development Indicators 2001*, World Bank: Washington, D.C.

西アフリカ諸国経済共同体修正条約

The Revised Treaty of the Economic Community of West African States

署名：1993年7月23日(コトヌ)

効力発生：1995年8月23日

私たち、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の国家元首政府首脳、すなわち、

ベナン共和国大統領

ブルキナ・ファソ大統領

カーボ・ヴェルデ共和国首相

象牙海岸共和国大統領

ガンビア共和国大統領

ガーナ共和国大統領

ギニア共和国大統領

ギニア・ビサオ共和国大統領

リベリア共和国国民統合暫定政府大統領

マリ共和国大統領

モーリタニア・イスラーム共和国大統領

ニジェール共和国大統領

ナイジェリア連邦共和国大統領

セネガル共和国大統領

シエラ・レオーネ共和国国家暫定統治評議会議長・国家元首

トーゴ共和国大統領は、

1975年5月28日にラゴスで署名された、西アフリカ諸国経済共同体を設立した条約を再確認し、その成果を考慮し、

私たちの人民の生活水準を向上させるために、経済社会開発を奨励し、促進し、加速する最優先の必要性を意識し、

私たちの諸国の調和ある経済開発の促進は、決意のある調和のとれた自立政策を主に通じた効果的な経済協力と統合を必要としていると確信し、

人および人民の権利に関するアフリカ憲章と、1991年7月6日に国家元首政府首脳最高会議第14回通常会期によってアブジャで採択された西アフリカ諸国経済共同体政治原則宣言に留意し、加盟諸国を成長可能な地域共同体へと統合するには、集団的な政治意思のもとで、国家主権を共

同体に対して部分的および段階的に委譲することが求められうることを確信し、

関連する適切な権限を備えた共同体組織を設ける必要性を受け入れ、

地域内の経済協力をめぐる現在の二国間および多国間の形態は、より広範な協力に向けた見通しを示していることを意識し、

現在と将来の政治的、経済的、社会文化的チャレンジに対応することと、地域の生産能力の最も急速かつ最適な拡大のために私たちの多様性を尊重しながら、私たちの人民の資源を集約することの必要性を受け入れ、

また、2000年までに現在と将来の地域経済共同体に基づくアフリカ経済共同体の設立を定めた、1980年4月のラゴス行動計画とラゴス最終法に留意し、

1991年6月3日にアブジャで署名されたアフリカ経済共同体設立条約に留意し、

私たちの最終目的は、西アフリカの経済同盟に究極的に到達する、加盟諸国の加速的で持続的な経済開発であることを確信し、

条約見直しのための提案を提出する有識者委員会設立に関する、1990年5月30日の A/DEC.1015190 決議に留意し、

条約見直しは、特に、国際社会の変動からより多くの利益を導き出すために、共同体をそうした変動に適用させる必要性から生じていることを意識し、

また、地域における経済統合プロセスを加速させるために共同体の戦略を修正する必要性を考慮し、

加盟諸国間における経済協力と統合の利益を正義に適い、平等な方法で共有する必要性を受け入れ、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)を設立した、1975年5月28日の条約を修正することを決議し、以下のとおり合意した。

第1章 定義

第1条

本条約においては、

「仲裁審判所」とは、本条約第16条のもとに設けられる共同体仲裁審判所を意味し、

「最高会議」とは、本条約7条によって設けられる共同体国家元首政府首脳最高会議を意味し、

「最高会議議長」とは、本条約第8条2項の規定にしたがって選出される、共同体国家元首政府首脳最高会議現職議長を意味し、

「理事会」とは、本条約第10条のもとで設けられる共同体閣僚理事会を意味し、

「委員会」とは、本条約第22条のもとで設けられる専門委員会を意味し、

「共同体」とは、西アフリカ諸国経済共同体を意味し、

「共同体市民」とは、共同体市民の定義に関する議定書に定められた条件を満たすすべての加盟諸国国民を意味し、

「司法裁判所」とは、本条約第 15 条のもとで設けられる共同体司法裁判所を意味し、
「輸入税」とは、輸入物品に対して課される関税とそれと同等の効果をもつ税を意味し、
「事務局長」とは、本条約第 14 条の規定にしたがって任命される事務局長を意味し、
「経済社会理事会」とは、本条約第 14 条のもとで設けられる経済社会理事会を意味し、
「事務局」とは、本条約第 17 条のもとで設けられる事務局を意味し、
「輸出税」とは、輸出物品に課される関税とそれと同等の効果をもつ税を意味し、
「基金」とは、本条約第 21 条のもとで設けられる協力・補償・開発基金を意味し、
「加盟国」あるいは「加盟諸国」とは、本条約第 2 条 2 項で定義された共同体加盟国あるいは加盟諸国を意味し、
「非関税障壁」とは、貿易を制限する、関税以外の障害からなる障壁を意味し、
「共同体議会」とは、本条約第 13 条のもとで設けられる議会を意味し、
「議定書」とは、条約と同等の法的拘束力を持ち、条約履行の一手段となるものを意味し、
「地域」とは、OAU 閣僚会議の CM/Res.464(XXVI) 決議によって定義された、西アフリカとして知られる地理的領域を意味し、
「法定被任命者」とは、事務局長、事務次長、基金総裁、基金副総裁、会計官、その他最高会議または理事会によってそのように指定された幹部職員を含み、
「第三国」とは、加盟国以外のいずれかの国を意味し、
「条約」とは、本修正条約を意味する。

第 2 章 共同体の設立、構成、目的と目標、基本原則

第 2 条 設立と構成

1. 政府代表は、本条約を通して、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS) の設立を再確認し、共同体が、究極において、経済統合とアフリカ経済共同体の目標実現のための、地域における唯一の経済共同体であることを決議する。
2. 以下「加盟諸国」と称する共同体構成員は、本条約を批准する諸国とする。

第 3 条 目的と目標

1. 共同体の目的は、西アフリカにおける諸国民の生活水準向上のための経済同盟の設立へ向けた協力と統合を促進すること、経済的安定を維持・拡大すること、加盟諸国間の関係を醸成すること、アフリカ大陸の進歩と開発に貢献すること、である。
2. 前項に定められた目的を達成するため、そして、本条約の関連する規定にしたがって、共同体は、段階的に以下を確実に実施する。
 - a) 特に、食糧、農業と天然資源、工業、運輸と通信、エネルギー、貿易、通貨と金融、課税、経済改革政策、人的資源、教育、情報、文化、科学、技術、サービス、保健、観光、法律

- の諸事項における、国家政策の調和と調整、統合プログラム・プロジェクト・活動の促進
- b) 環境保護のための政策協調と調整
 - c) 共同製造企業体の設立の促進
 - d) 以下を通じた共同市場の設立
 - i) 共同体レベルでの自由貿易地域設立に向けた、加盟諸国間における輸出入に課される関税と非関税障壁の撤廃による貿易自由化
 - ii) 共通域外関税と第三国に対する共通貿易政策の採用
 - iii) 加盟諸国間における人、モノ、サービス、資本の自由移動と居住・営業の権利に対する障害の撤廃
 - e) 経済、金融、社会、文化セクターにおける共通政策の採用と通貨同盟の創設を通じた経済同盟の設立
 - f) 特に、国境を超えた投資に関する地域合意の採択を通じた、民間企業とその他の経済活動体による共同事業の促進
 - g) 特に、中小企業振興のための環境創出といった、民間部門の統合措置の採用
 - h) 権能ある法環境の創出
 - i) 単一の共同体投資規範の採用に向けた、国内投資規範の調和
 - j) 規格と度量衡の調和
 - k) 各加盟国、特に内陸国と島国の抱える特殊な問題に配慮した、地域の調和ある開発の促進
 - l) 特に、地方居住者、女性・青年組織、そして、メディア、実業家、労働者、労働組合等といった社会職業組織間の相互関係の奨励と強化、そして、情報交換の促進
 - m) 人口動態要素と社会経済開発の間の必要なバランスを考慮した、共同体人口政策の採用
 - n) 協力・補償・開発基金の設立、そして、
 - o) 加盟諸国が共同体の目標を達成するために共同して取り組むことを決めたその他のあらゆる活動

第 4 条 基本原則

政府代表は、本条約第3条に述べられた目的を追求するために、以下の原則の遵守を厳粛に確認し宣言する。

- a) 加盟諸国の平等と相互依存
- b) 連帯と集団的な自立
- c) 国家間協力、政策の協調、プログラムの統合
- d) 加盟諸国間の不可侵
- e) 善隣関係の促進と強化を通じた、地域的な平和、安定、安全の維持
- f) 加盟諸国間の摩擦の平和的解決、近隣諸国間の積極的な協力、経済開発の前提条件となる平和な環境の促進
- g) 人および人民の権利に関するアフリカ憲章の規定にしたがった、人および人民の権利の伸長と保護の認識

- h) 説明責任、経済社会正義、そして、開発への大衆参加
- i) 共同体のルールと原則の認識と監視
- j) 1991年7月6日にアブジャで採択された政治原則宣言によって認識された、各加盟国におけるガバナンスの民主的システムの促進と強化
- k) 経済協力と統合をめぐる費用と利益の平等で公正な配分

第 5 条 一般義務

1. 加盟諸国は、共同体の目的達成に適した環境づくりを行い、特に戦略と政策を調和させる上で必要なすべての措置を講じ、また前述した目的達成を阻害するかもしれないいかなる行動をも慎む。
2. 各加盟国は、憲法上の手続にしたがって、本条約の規定履行に必要な法文の立法化と普及を確実なものとするための必要なあらゆる措置を講じる。
3. 各加盟国は、本条約の義務を受け入れ、共同体の決定と規則を遵守する。

第 3 章

共同体の組織：設立、構成、機能

第 6 条 組織

1. 共同体の組織は以下のとおり。
 - a) 国家元首政府首脳最高会議
 - b) 閣僚理事会
 - c) 共同体議会
 - d) 経済社会理事会
 - e) 共同体司法裁判所
 - f) 事務局
 - g) 協力・補償・開発基金
 - h) 専門委員会
 - i) 最高会議が設立するその他のあらゆる組織
2. 共同体の組織は、本条約と関連する議定書によって付与された権限の制約のもとでその機能を果たし活動する。

第 7 条 国家元首政府首脳最高会議 設立、構成、機能

1. 共同体の最高意思決定組織であり、加盟国の国家および/または政府の首脳で構成される国家元首政府首脳最高会議がここに設立される。
2. 最高会議は、共同体の総合的な方向性と統制に責任を負い、その前進的な発展と目的の実現を確実なものとするためのすべての措置を講じる。

3. 最高会議は、本条2項の規定にしたがって、
 - a) 共同体の一般政策と主要なガイドラインを決定し、方向性を示し、加盟諸国の経済、科学、技術、文化社会政策の協調と調整を行い、
 - b) 共同体組織の機能を監督し、共同体目的の履行をフォローアップし、
 - c) 手続規則を準備・採択し、
 - d) 本条約第18条の規定にしたがって事務局長を任命し、
 - e) 理事会の勧告に基づいて外部監査人を任命し、
 - f) 必要に応じて、本条約第9条に定められた決定を行うために理事会に委託をし、
 - g) 加盟国または共同体組織がその義務を遵守せず、または、共同体組織がその権限を逸脱して行動し、または、本条約の規定、最高会議の決定、理事会の規則によって付与された権能を濫用した場合に、必要に応じて、共同体司法裁判所に付託をし、
 - h) 共同体司法裁判所に対して法的問題に関する意見具申を求め、そして、
 - i) 本条約のもとで付与された他の権能を行使する。

第8条 会期

1. 最高会議は、通常会期として少なくとも年1回の会合をもつ。最高会議議長によって、または加盟国が要請し、それが加盟諸国の過半数に支持されることによって、特別会期をもつことができる。
2. 議長職は、最高会議によって選出された加盟国が毎年担当する。

第9条 決議

1. 最高会議は、決議に基づいて行動する。
2. 本条約または議定書に他の規定がない限り、最高会議の決議は、協議中の事項にしたがって加盟諸国の全会一致、コンセンサス、または3分の2の多数決によって採択される。
3. 前述2項で触れられた事項は議定書のなかで定義される。同議定書が効力を発生するまでの間、最高会議は、これまでどおりコンセンサスによって決議を採択する。
4. 最高会議の決議は、本条約第15条3項の規定を制限しない範囲で加盟諸国と共同体組織を拘束する。
5. 事務局長は、最高会議議長による署名日から30日後に決議を公刊する。
6. 決議は、『共同体公式議事録』に掲載された日から60日後に自動的に効力を発生する。
7. 決議は、本条6項に定められた期間内に各加盟国の官報に掲載される。

第10条 閣僚理事会 設立、構成、機能

1. 共同体閣僚理事会がここに設立される。
2. 理事会は、各加盟国のECOWAS問題担当閣僚とその他の閣僚から構成される。
3. 理事会は、共同体の機能と発展に責任を負う。この目的のために、本条約または議定書に他の規定がない限り、理事会は、

- a) 共同体の目的達成のあらゆる行動に関して最高会議に勧告を行い、
- b) 事務局長を除くすべての法定被任命者の任命を行い、
- c) 最高会議によって付与された権能にしたがって、経済統合政策の調整と協調に関する事項で指示を発し、
- d) 外部監査人の任命に関して最高会議に勧告を行い、
- e) 手続規則を準備・採択し、
- f) 職員規則を採択し、共同体組織の機構体系を承認し、
- g) 共同体とその諸組織のプログラムと予算を承認し、
- h) 必要に応じて、共同体司法裁判所に対して法的問題に関する意見具申を求め、そして、
- i) 本条約のもとで付与された他のすべての機能を遂行し、最高会議によって委託された権能を行使する。

第 11 条 会議

1. 理事会は、通常会期として少なくとも年2回の会合をもつ。そのうちの1回は、最高会議通常会期の直前に開催される。理事会議長によって、または加盟国が要請し、それが加盟諸国の過半数に支持されることによって、特別会期をもつことができる。
2. 理事会議長職は、最高会議議長国として選出された加盟国のECOWAS問題担当大臣が担当する。

第 12 条 規則

1. 理事会は、規則によって行動する。
2. 本条約に他の規定がない限り、最高会議の規則は、本条約第9条3項で言及された議定書ののっとり、協議中の事項にしたがって加盟諸国の全会一致、コンセンサス、または3分の2の多数決によって採択される。同議定書が効力を発生するまでの間、理事会は、従来どおりコンセンサスによって規則を採択する。
3. 理事会の規則は、その権限下にある組織を拘束する。同規則は、最高会議によって承認された場合には、加盟各国も拘束する。しかし、本条約第7条3項(f)に基づく最高会議の権能委託にしたがった規則の場合、直ちに拘束力を発する。
4. 規則は、本条約第9条5項、6項、7項に定められたのと同じ期間と条件のもとで公刊され効力を発生する。

第 13 条 共同体議会

1. 共同体議会がここに設立される。
2. 共同体議会の議員選出方法、構成、機能、権能、機構については、関連する議定書のなかで定められる。

第 14 条 経済社会理事会

1. 助言機能を果たし、経済社会活動の多様な範疇の代表者を含む経済社会理事会がここに設立される。
2. 経済社会理事会の構成、機能、機構については、関連する議定書によって定められる。

第 15 条 司法裁判所 設立と機能

1. 司法裁判所がここに設立される。
2. 司法裁判所に関する地位、構成、権能、手続、その他の事項については、関連する議定書によって定められる。
3. 司法裁判所は、加盟諸国と共同体組織から独立して、付与された機能を遂行する。
4. 司法裁判所の判決は、加盟諸国、共同体組織、そして、個人と法人を拘束する。

第 16 条 仲裁審判所 設立と機能

1. 共同体仲裁審判所がここに設立される。
2. 仲裁審判所に関する地位、構成、権能、手続、その他の事項については、関連する議定書によって定められる。

第 17 条 事務局 設立と構成

1. 共同体事務局がここに設立される。
2. 事務局は、事務局長が指揮し、事務局長は、事務次長とその他に共同体が潤滑に機能するために必要な職員の補佐を受ける。

第 18 条 任命

1. 事務局長は、再選まで可能な4年の任期をもって最高会議によって任命される。事務局長は、最高会議の独自のイニシアティブ、または閣僚理事会の勧告に基づいて最高会議によってのみ罷免される。
2. 法定被任命者選考業績評価閣僚委員会は、法定ポストが割り当てられた加盟国によって指名された3名の候補者について審査し、閣僚理事会に勧告を行う。理事会は、最適と判断された候補者の任命を最高会議に勧告する。
3. 事務局長は、政治経済問題と地域統合に関するグローバルな視座を備えた、優れた能力と人格が広く立証されている人物でなければならない。
4.
 - a) 事務次長と他の法定被任命者は、法定被任命者選考業績評価閣僚委員会が、法定ポストが割り当てられた加盟国によって指名された3名の候補者について審査したのちに、その勧告に基づいて、閣僚理事会が任命する。こうした法定被任命者は、再選まで可能な4年の任期をもって任命される。
 - b) 空席情報は、法定ポストが割り当てられた加盟国において周知される。

5. 共同体の総合専門職職員を任命するにあたっては、すべての加盟諸国国民の間におけるポストの平等な地理的配分を維持しながらも、最高水準の能率性と技術能力を確保するように配慮する。

第 19 条 機能

1. 本条約または議定書の規定によって別に定められない限り、事務局長は、共同体とその諸組織における事務の最高責任者である。
2. 事務局長は、事務局の活動を指揮し、議定書の規定によって別に定められない限り、総体としての共同体組織の法的代表者である。
3. 事務局長の職務は、その責任の一般的範囲と抵触しない限りにおいて、以下の諸点を含む。
 - a) 最高会議決議の履行と理事会規則の適用
 - b) 共同体開発プログラム・プロジェクトと地域の多国籍企業の振興
 - c) 必要に応じた、共同体の目的達成を促進する分野別問題を検討するための分野別閣僚会合の開催
 - d) 共同体の予算案と活動計画の作成と理事会の承認に基づくその実施
 - e) 最高会議と理事会のすべての会合に対する、共同体活動報告書の提出
 - f) 最高会議と理事会の会合ならびに専門家と専門委員会の会合の準備、技術的な便宜の提供
 - g) 共同体職員の採用と、職員規則にしたがった、法定被任命者以外のポストの任命
 - h) 共同体の効率的で調和のある運営と発展に資する提案の提出と調査研究の準備
 - i) 最高会議または理事会で採択される原案の策定

第 20 条 共同体職員と加盟諸国の関係

1. 事務局長、事務次長、その他の共同体職員は、職務の遂行にあたって、忠誠のすべてと説明責任を共同体に対してのみ負う。この点に関連して、共同体職員は、共同体以外のいずれの政府、国民、国際機関に対しても指示を仰がず、また指示を受けてはならない。
2. すべての加盟国が、事務局長、事務次長、その他の共同体職員の職務の国際的性格を尊重し、その職務遂行において影響を与えないようにしなければならない。
3. 加盟諸国は、事務局と他の共同体組織と協力するとともに、本条約のもとで与えられたその職務の遂行にあたって支援を提供しなければならない。

第 21 条 協力・補償・開発基金 設立、地位、機能

1. 共同体協力・補償・開発基金がここに設立される。
2. 基金の地位、目的、機能については、関連する議定書によって別に定められる。

第 22 条 専門委員会 設立と構成

1. 以下の専門委員会がここに設立される。
 - a) 食糧、農業

- b) 工業、科学技術、エネルギー
 - c) 環境、天然資源
 - d) 運輸、通信、観光
 - e) 貿易、関税、税制、統計、通貨、支払
 - f) 政務、法務、地域安全保障、入国管理
 - g) 人的資源、情報、社会文化
 - h) 行政、財務
2. 最高会議は、適切と判断される場合には、既存の委員会を改組したり、新たな委員会を設けることができる。
 3. 各委員会は、各加盟国の代表から構成される。
 4. 各委員会は、必要と判断される場合には、その作業を遂行するための補助委員会を設けることができる。そうした補助委員会の構成は、各委員会が決定する。

第 23 条 機能

各委員会は、その専門能力分野において、

- a) 独自のイニシアティブか理事会あるいは事務局長の要請のいずれかに基づいて、共同体のプロジェクトとプログラムを策定し、理事会での検討のために事務局を通じてそれらを提出し、
- b) 共同体のプロジェクトとプログラムの調和と調整を図り、
- c) 本条約と担当分野に関する議定書の規定の適用を監視・促進し、
- d) 本条約の規定履行を確実なものとするために、付与されたその他のあらゆる機能を果たす。

第 24 条 会議

理事会のいかなる指示も留保しつつ、各委員会は、可能な限り頻繁に会合をもつ。各委員会は、手続規則を策定し、承認を受けるために理事会に提出する。

第 4 章 食糧と農業に関する協力

第 25 条 農業開発と食糧安全保障

1. 加盟諸国は、以下の諸目的のために、農業、林業、牧畜、漁業の開発において協力する。
 - a) 食糧安全保障の確保
 - b) 農業、牧畜、漁業、林業における生産と生産性の向上、地方における労働条件の改善、雇用機会の創出
 - c) 動植物産品の地元加工を通じた農業生産の拡大、そして、

- d) 国際市場における輸出作物価格の保護
- 2. この目的と生産構造の統合を促進するために、加盟諸国は、以下の分野において協力する。
 - a) 農業の投入財、肥料、農薬、種子、農業機械・装備、牧畜製品の生産
 - b) 河川湖流域開発
 - c) 海洋漁業資源の開発と保護
 - d) 植物と動物の保護
 - e) 特に、主要な農産品と投入財の生産、貿易、流通における価格設定と価格支援政策等の、農業開発のための戦略と政策の調和、そして、
 - f) 以下に特に注目した食糧安全保障政策の調和
 - i) 食糧生産における損失の削減
 - ii) 自然災害、農産物病、害虫駆除の管理のための現体制の強化
 - iii) 地域レベルにおける食糧安全保障に関する合意の締結
 - iv) 深刻な食糧不足の状態にある加盟諸国への食糧支援の提供
 - g) 早期警戒システムの設立、そして、
 - h) 特に、農業、林業、牧畜、漁業の産品に関する研究、訓練、生産、貯蔵、加工、流通の分野での共通農業政策の採択

第 5 章

産業、科学技術、エネルギーに関する協力

第 26 条 工業

1. 加盟諸国は、加盟諸国の工業開発を促進し、経済を統合するために、工業化政策を協調させる。
2. この点に関して、加盟諸国は、
 - a) 共同体の工業基盤を強化し、優先部門を近代化し、自己持続的かつ自立的な開発を促進し、
 - b) 農業、運輸、通信、天然資源、エネルギーの開発に資する優先工業下位部門における多国籍企業の創出と共同工業開発プロジェクトを振興する。
3. 加盟諸国は、工業化のための強固な基礎を創出し、集団的な自立を促進するために、
 - a) 一方において、集団的な自立に不可欠な工業開発を、他方において、特に以下の経済優先部門の近代化を確保する。
 - i) 食品・農業基盤産業
 - ii) 建設業
 - iii) 冶金業
 - iv) 機械工業
 - v) 電気・電子・コンピュータ産業

- vi) 製薬・化学・石油化学産業
 - vii) 林業関連産業
 - viii) エネルギー産業
 - ix) 繊維・皮革産業
 - x) 運輸・通信産業
 - xi) バイオテクノロジー産業
 - xii) 観光・文化産業
- b) 統合を促進する官民の多国間工業プロジェクト設立と強化を優先し、奨励する。
 - c) 中小企業を振興する。
 - d) 共同体内の工業生産における地方の割合を増加させるために、経済に密接な連関をもつ中間工業を振興する。
 - e) 特に、建設費用と生産量が国家の財政的な受容能力を凌駕する工業の創設のための地域的なマスタープランを策定する。
 - f) 西アフリカ多国間工業プロジェクトの融資のための専門機関設立を奨励する。
 - g) 西アフリカの多国籍企業の設立を促し、地域的な工業化プロセスへの西アフリカ企業家の参画を奨励する。
 - h) 加盟諸国で製造された戦略工業製品の販売と消費を促す。
 - i) 工業技術分野における技術協力と経験交流を促し、加盟諸国間で技術訓練プログラムを実施する。
 - j) 地域と大陸レベルにおける工業開発を支援するための地域データ統計情報ベースを設ける。
 - k) 相互補完性の拡大と共同体内貿易基盤の拡充のために、天然資源能力に基づいて工業特化を促進する。
 - l) 共通規準と適切な品質管理システムを採用する。

第 27 条 科学技術

1. 加盟諸国は、
 - a) 国民の生活の質向上に必要な社会経済的変容をもたらすために、自然科学技術能力を強化し、
 - b) 農業、運輸・通信、工業、保健衛生、エネルギー、教育、人的資源、環境保護の開発に対して、科学技術を適切に適用し、
 - c) 外国の技術への依存度を低減し、個々の、または集団的な技術自立を促し、
 - d) 適正技術の開発、取得、普及において協力し、そして、
 - e) 現在の科学研究機関を強化し、共同科学調査と技術開発プログラムの企画・実施のためのすべての措置を講じる。
2. こうした分野での協力のために、加盟諸国は、
 - a) 国家経済社会開発計画への統合の促進のために、科学技術研究に関する国家政策を共同体

- レベルにおいて調和させ、
- b) 応用研究、開発研究、科学技術サービスにおけるプログラムを調整し、
 - c) 土着的な技術、工業資産と技術移転の規制に注目しながら、国家技術開発計画を調和させ、
 - d) 国際交渉の対象となるすべての科学技術問題についての立場を調整し、
 - e) 情報と資料の恒常的な交換を行い、共同体データネットワークとデータバンクを設け、
 - f) 熟練労働力の訓練と高度訓練を含む、中核的な科学技術者のための共同訓練プログラムを開発し、
 - g) 共同体内で入手可能な技術を最大限活用するために、加盟諸国間における研究者と専門家の交流を促進し、
 - h) 西アフリカの環境における特定の開発ニーズに合致した、より優れた科学技術教育訓練を採用するために、教育システムを調和させる。

第 28 条 エネルギー

1. 加盟諸国は、エネルギー分野における政策とプログラムを調整し、調和させる。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) 地域のエネルギー資源の効果的開発を行い
 - b) 炭化水素の定期的供給を確保するために、適切な協力メカニズムを設け、
 - c) エネルギー資源の多様化政策の枠組みにおいて、特に太陽エネルギーのような新しく再利用可能なエネルギーの開発を促進し、
 - d) 特に電力供給ネットワークの接続を通して、国家エネルギー開発計画を調和させ、
 - e) 特に、研究、開発、生産、配分の分野における共通エネルギー政策を適合させ、
 - f) 特に、エネルギー伝送、加盟諸国のエネルギープロジェクト実施のための熟練技術者・財源の不足に関連する問題を含む共同体内のエネルギー開発問題への集団的な解決に資する適切なメカニズムを設ける。

第 6 章

環境と天然資源に関する協力

第 29 条 環境

1. 加盟諸国は、地域の自然環境を保護し、維持し、拡充する義務を負うとともに、自然災害の場合には協力する。
2. この目的のために、加盟諸国は、国家と地域のレベルにおいて政策、戦略、プログラムを採用し、環境を保護し、維持し、拡充するのに適した制度を設け、土壌浸食、森林破壊、砂漠化、バッタなどの害虫を制御する。

第30条 有害廃棄物

1. 加盟諸国は、独自かつ集団で、それぞれの領域内における有害廃棄物の輸入、通過、投棄、埋め立てを予防するためにすべての適切な諸策を講じなければならない。
2. さらに、加盟諸国は、地域における有害廃棄物の輸入、通過、投棄、埋め立てを予防する地域的な投棄監視体制を設けるために、すべての必要な措置を講じなければならない。

第31条 天然資源

1. 加盟諸国は、天然資源分野における政策とプログラムを調和させ、調整する。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) より多くの知識を獲得し、潜在的な天然資源の評価を行い、
 - b) 調和のとれた政策を通じて原材料の価格設定と市場流通の技術を向上させ、
 - c) 水資源の試算、開発、配分に加えて、鉱物資源の試算、地理的特定、生産、加工に関する情報を交換し、
 - d) 鉱物および水資源の開発と活用のためのプログラムを調整し、
 - e) そうした資源開発にそって加盟諸国間で設けられる垂直的および水平的な工業関係を促し、
 - f) 鉱物および水資源の発見、開発、加工に必要な人的資源と適切な技術力を開発するために、熟練労働力の継続的訓練を促し、中核的な人材のための共同訓練と高度訓練のプログラムを企画・実施し、
 - g) 原材料に関する国際交渉での立場を調整し、そして、
 - h) 加盟諸国間における専門知識の移転と科学的・技術的・経済的遠隔探知データの交流のためのシステムを開発する。

第7章

運輸、通信、観光に関する協力

第32条 運輸と通信

1. 加盟諸国の物的インフラストラクチャーの調和ある統合と共同体内における人・モノ・サービスの移動の振興と促進のために、加盟諸国は、
 - a) 運輸・通信に関する共通の政策、法、規則を発展させ、
 - b) 国家間高速道路を優先させる、共同体内の全天候型高速道路網を発展させ、
 - c) 地域の鉄道と道路の改善統合計画を策定し、
 - d) 沿岸輸送サービスおよび国家間内陸水路の改善と海上輸送・サービスに関する政策協調のためのプログラムを策定し、
 - e) 海上輸送に関する国際交渉における立場を調整し、
 - f) 飛行スケジュール調整、機体貸借、地域の航空会社に対する第五の自由^{*}の権利の付与と

- 共同使用における協力を奨励し、
- g) 地域航空運輸サービスの発展を促進し、国営航空会社の効率性と利潤を向上させるために統合に向けて努力し、
 - h) 運輸、特に空輸分野における国別訓練プログラムと政策の協調と調整を通じて人的資源開発を促進し、
 - i) 運輸・通信で使用される装備を標準化するように努力し、その生産・維持・補修のための共通した施設を設ける。
2. 加盟諸国はまた、運輸・通信分野における共同事業と共同体企業の設立・振興と民間セクターの参加を奨励しなければならない。

第 33 条 郵便と電気通信

1. 郵便サービスの分野において、加盟諸国は、
- a) 郵便行政のより緊密な協力を促し、
 - b) 共同体内における効率的で、より迅速で、より頻度の高い郵便サービスに努め、
 - c) 書簡輸送経路を調和させなければならない。
2. 電気通信の分野において、加盟諸国は、
- a) 加盟諸国間における信頼しうる相互接続を可能にするために、国別電気通信ネットワークを開発し、近代化し、調整し、標準化し、
 - b) パン・アフリカ電気通信ネットワークの西アフリカセクションを迅速に完成させ、
 - c) パン・アフリカ電気通信ネットワークの西アフリカセクションの運営・維持と国家および国際的な資金源の動員における努力を調整する。
3. 加盟諸国はまた、本条の目的を達成するために、郵便および電気通信サービスの提供への民間セクターの参加を奨励しなければならない。

第 34 条 観光

共同体内における調和のとれた成長可能な観光開発のために、加盟諸国は、

- a) 特に以下の事項を通じて、観光における地域協力を強化する。
 - i) 旅行者と観光客の移動を促すことによる共同体内の観光振興
 - ii) 観光開発政策、計画、プログラムの協調と調整
 - iii) 観光・ホテル経営に関する規制の協調
 - iv) 観光統計のための共同体枠組みの制度化、そして、
 - v) 地域の自然と社会文化的価値を示す観光製品の共同振興
- b) 以下の事項を通じて、地域の人々と外国人観光客の必要を満たす効率的な観光企業の設立を促す。
 - i) 観光・ホテル経営への投資促進を目的とした措置の採用
 - ii) 観光・ホテル経営専門組織の設立の促進
 - iii) 地域における観光のための人的資源の開発と最適活用、そして、

- iv) 必要に応じた、地域的な観光訓練機関の強化または設立
- c) 観光・ホテルサービス部門における共同体市民への差別的な措置と慣行を撤廃する。

第 8 章

貿易、関税、税制、統計、通貨、支払に関する協力

第 35 条 貿易自由化

第 54 条に定められているとおり、1990 年 1 月 1 日より 10 年の期間をもって、加盟諸国間に関税同盟が漸次設立される。この同盟内においては、共同体内の輸入に対する関税またはそれと同等の効果をもつ課税は撤廃される。

また、加盟諸国間の貿易に対する数量または制限や禁止に繋がる割り当てと行政上の障害は撤廃される。さらに、第三国から加盟諸国に輸入されたすべての物品については共通域外関税が設けられ、維持される。

第 36 条 関税

1. 加盟諸国は、本条約第 38 条にしたがって共同体関税の対象となる物品の輸入に対して、または輸入に関連して課され、第 40 条にしたがって定められた関税と同条に示された他の課税を除く関税とそれと同等の効果をもつその他のいかなる課税についても削減し、究極的には撤廃する。これ以後、そうした関税または他の課税は「輸入関税」と称する。
2. 共同体内の未加工品と伝統的工芸品は、すべての輸入関税と数量制限なしに自由に地域内を流通する。こうした産品の輸入から生じる財政上の損失に対する補償は行わない。
3. 加盟諸国は、工業製品の域内貿易自由化に関する、最高会議と理事会の決定にしたがって特惠共同体関税待遇の対象となる工業製品の輸入関税を撤廃しなければならない。
4. 最高会議は、理事会の勧告にもとづいて、いずれの輸入関税についても、先の決議によって定められたよりも迅速に削減したり、撤廃したりすることをいつでも決議することができる。しかし、理事会は、そうした削減または撤廃が実施される日の 1 年以上前の段階において、そうした削減または撤廃が適用されるのは一部かすべての物品か、また、一部かすべての加盟諸国に対してかを検討し、その結果を最高会議での決定のために報告しなければならない。

第 37 条 共通域外関税

1. 加盟諸国は、貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会によって勧告されたスケジュールにしたがい、第三国から加盟諸国に輸入されるすべての物品について共通域外関税を段階的に設立することに合意する。
2. 加盟諸国は、貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会によって勧告されたスケジュールにしたがい、域外関税にみられる相違を廃止する。

3. 加盟諸国は、理事会によって採択された共通関税表と関税統計表を適用する。

第38条 共同体関税待遇

1. 本条約においては、ある加盟国が他の加盟国の領土から輸入した物品または共同体内を原産地とする物品については、共同体関税待遇の対象として受け入れられる。
2. 共同体内を原産地とする産品に関するルールは、関連する共同体の議定書と決議のなかに含まれる。
3. 貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会は、折をみて本条2項で言及されたルールをより簡略かつ自由なものにするための修正を加えることが可能かどうかを検討する。理事会は、折をみて円滑かつ公正な活動のためにルールを修正する。

第39条 貿易偏向

1. 本条においては、以下の場合に貿易は偏向しているとする。
 - (a) 加盟国による他の加盟国からのいずれか特定の製品の輸入が増加し、
 - (i) それが、その製品に対する関税と手数料の削減または撤廃の結果であり、
 - (ii) それが、その製品製造に用いられる原材料に対する輸出加盟国の関税と手数料が、対応する輸入加盟国の関税と手数料よりも低いためであり、
 - (b) こうした輸入増加が、輸入加盟国の領域内の生産に深刻な打撃を与える、または与える可能性がある場合。
2. 理事会は、貿易偏向問題とその原因の検討を続ける。また、理事会は、こうした偏向の原因に対処するために、必要な決定を行う。
3. 理事会は、加盟国に損害をもたらす貿易偏向が他の加盟国による関税と手数料の削減または撤廃の濫用のために生じている場合、公正な解決を図るために問題を調査する。

第40条 手数料と国内課税

1. 加盟諸国は、いずれの加盟諸国からの輸入品に対しても、国内品に適用されているものを超える手数料を直接的または間接的に適用してはならず、そうした手数料を国内品の効果的な保護のために課してもならない。
2. 加盟諸国は、本条約第54条に述べられた貿易自由化スキーム開始から4年以内に、国内品の保護を目的として設定されたすべての国内税または国内手数料を撤廃しなければならない。加盟国が、すでに効力を生じている契約下の義務のために、本条の規定に従うことができない場合には、その加盟国は、この事実をしかるべく理事会に伝え、そうした契約の期間満了にあたってはそれを延長または更新しないこととする。
3. 加盟諸国は、本条約第54条に述べられた貿易自由化スキームの適用期間終了時までの間に、国内品保護のためのすべての関税を漸次撤廃する。
4. 加盟諸国は、共同体内の貿易自由化のために、ECOWAS関税表に含まれた統合輸入関税によって拘束される。

5. 加盟諸国は、共同体市民の二重課税を回避するとともに、国際的な税逃れに対抗するために相互に支援を提供する。

そうした支援の提供に関する条件と形式は、二重課税支援議定書のなかに含まれる。

第41条 共同体物品に対する数量制限

1. 本条約のなかで定められ、または許可される場合を除いて、加盟諸国は、第54条で述べられた貿易自由化スキームの開始後最長4年の期間にわたって、他の加盟諸国を原産地とする物品の自国への輸入に適用されている数量または制限や禁止に繋がるすべての割り当てを漸次緩和し、最終的に撤廃し、その後いかなる制限または禁止を課すことも慎む。

加盟国が、すでに効力を生じている契約下の義務のために、本条の規定に従うことができない場合には、その加盟国は、この事実をしかるべく理事会に伝え、そうした契約の期間満了にあたってはそれを延長または更新しないこととする。

2. 最高会議は、理事会の勧告にもとづいて、いずれの数量または制限や禁止に繋がるすべての割り当てについて、本条1項で合意されたよりもそれを迅速に削減したり、撤廃したりすることをいつでも決議することができる。

3. 加盟国は、事務局と他の加盟諸国に実施の意図を伝達した後であれば、以下に影響する制限または禁止を導入または継続実施することができる。

(a) 安全保障法制度の適用

(b) 武器、弾薬、他の軍需装備品の規制

(c) 人間、動物または植物の保健や生命の保護、または公衆道徳の保護

(d) 金、銀、貴石、半貴石の移転

(e) 国家的な芸術文化財の保護

(f) 麻薬、有害廃棄物、核物質、放射性物質、または核エネルギー開発において用いられたその他のいずれかの物質

4. 加盟諸国は、本条1項で述べられたモノの自由移動を無効化するものとして、本条3項で述べられた、制限または禁止を導入または継続実施する権利を行使してはならない。

第42条 ダumping

1. 加盟諸国は、共同体内におけるダumpingを禁止する義務を負う。

2. 本条において、「ダumping」とは、以下のような条件のもとで、ある加盟国を原産地とする物品が売買目的のために他の加盟国に移転されることを意味する

(a) その物品が、(売買条件または税制の相違のための補助金、または価格の比較可能性に影響するその他のいずれかの要因のために)その原産地となる加盟諸国において類似した物品に課される比較可能な価格よりも低い価格によって、

(b) その加盟国における類似した物品の生産に差別的な影響を与える環境下で売買される場合。

3. ダumpingの申し立てがあった場合には、輸入加盟国は、理事会に問題解決を求める。

4. 理事会は、問題について協議し、ダンピングの原因を特定するための適切な措置を講じる。

第 43 条 最恵国待遇

1. 加盟諸国は、相互の防衛に関して、相互に最恵国待遇を付与する。いかなる場合においても、加盟国が第三国に与えた関税譲許が、本条約のもとで適用されるものよりも優遇されていない。
2. 加盟国と関税譲許が与えられた第三国の間のいかなる合意も、本条約のもとにおける加盟諸国の義務を損なわない。
3. 本条2項で言及された合意の複写は、その当事国である加盟諸国によって、共同体事務局に送付されなければならない。

第 44 条 国内立法

加盟諸国は、他の加盟国の製品に直接または間接に差別的である立法を定めず、および/または規制を設けない義務を負う。

第 45 条 物品の再輸出と通過施設

1. 第三国から加盟国に輸入されたいずれかの物品に対して関税が課され、徴収されている場合に、その物品の他の加盟国への再輸出については、共同体内の物品の再輸出に関する議定書の規定に従うものとする。
2. 各加盟国は、国際的な規則と国家間物品道路輸送に関する ECOWAS 議定書にしたがって、その領域を通して第三国から他の加盟諸国へ、または他の加盟諸国から第三国へと間接的にもたらされる物品の通過にあたって、全面的かつ無制限の自由を与えなければならない。そうした通過は、いかなる差別、数量制限、関税、その他の手数料の対象とされてはならない。
3. 本条2項にもかかわらず、
 - (a) 通過物品は、関税法の対象とされ、そして、
 - (b) 通過物品は、輸送とサービスのために通常なされる手数料が差別的なものではなく、かつ国際的な通過規則に反していない場合に限り、それらの対象となる。
4. 物品が第三国から加盟国に輸入される場合、他の加盟諸国はそれぞれそうした物品の通過に関して、ライセンスと輸入業者規制の制度またはその他の手段によって規制を加える自由をもつ。
5. 本条4項の規定は、本条約第38条の規定に基づいて加盟国を原産地とするとみなされない物品に適用される。

第 46 条 関税協力と行政

加盟諸国は、貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会の助言と関税相互行政援助議定書の規定にしたがって、本章の規定を効果的に適用し、国境を超えたモノとサービスの移動を促進するために、関税規則と手続を協調させ調整するために適切な措置を講じる。

第47条 輸出払い戻し

1. 生産の最終段階が行われた加盟諸国からの輸出に関して関税払い戻しが主張され、またはそれが適用された物品の、共同体関税待遇の適格性の決定については、さらなる議定書の対象とする。
2. 本条においては、
 - (a)「輸出払い戻し」とは、もし物品が輸出されたときには払い戻しまたは免除がなされ、国内消費のために残されているときには払い戻しまたは免除がなされない場合に限って、暫定的な免税許可を含む、輸入原材料に適用された関税の全部または一部の払い戻しのための取り扱いを意味し、
 - (b)「免除」とは、自由港、自由区、または類似した関税特権をもつ他の地域に輸入される物品に対する関税免除を含み、
 - (c)「関税」とは、非保護エレメントを除く、関税と輸入品に対して課される同等の効果をもつその他のあらゆる手数料を意味する。

第48条 歳入損失の補償

1. 理事会は、事務局長の報告書と貿易・関税・税制・統計・通貨・支払委員会の勧告に基づいて、本章の適用の結果として輸入関税の減少に直面した加盟国に支払う補償金を決定する。
2. 理事会は、本章の適用の結果として輸入関税の減少に直面した加盟諸国に対して支払う補償金に加えて、こうした加盟諸国が貿易自由化の利益を最大限にえられるように、こうした諸国の生産と輸出能力を促進するための措置を勧告する。
3. 歳入損失と補償の評価方法については、歳入損失評価議定書において定める。

第49条 例外とセーフガード条項

1. 本章の規定適用にともなって加盟国経済に深刻な混乱が生じた場合には、当該加盟国は、事務局長と他の加盟諸国に通報したのちに、理事会の承認を延期する必要なセーフガード措置を講じる。
2. こうした措置は、最長1年間有効とする。また、それらは、理事会の承認のある場合を除いて、同期間を超えてはならない。
3. 理事会は、そうした措置が有効な間に、その適用方法を協議する。

第50条 貿易振興

1. 加盟諸国は、官民両セクターを通じて、以下のような貿易振興活動を実施することに合意する。
 - a) 地元の素材、中間財、共同体を原産地とする完成品の使用の促進
 - b) 地域内で組織された定期的な国別見本市、分野別貿易見本市、地域貿易見本市、その他の類似した活動への参加
2. 地域レベルにおいて、共同体は、以下を含む貿易振興活動を実施する。

- a) ECOWAS 貿易見本市の定期的開催
- b) 国別貿易見本市と類似のイベントの調和
- c) 共同体内貿易情報ネットワークの設立
- d) 加盟諸国における需給パターンの調査研究と共同体内の新しい情報の普及
- e) 西アフリカ市場の多様化の振興と共同体製品のマーケティング
- f) 西アフリカ商品のよりよい交易条件の振興と共同体製品の国際市場へのアクセスの改善
- g) GATT、UNCTAD、その他の貿易関連交渉の枠組みにおける国際交渉への適切な参加

第 51 条 通貨、金融、支払

1. 加盟諸国は、通貨金融統合を振興し、物とサービスをめぐる共同体内貿易と通貨同盟設立という共同体の目的の実現を促進するために、
 - a) 地域の通貨金融の展開を調査研究し、
 - b) 通貨、金融、支払政策を調和させ、
 - c) 地域内支払の自由化を促進し、暫定的措置として、通貨の限定的な交換性を確保し、
 - d) 共同体内貿易に対して融資を行う商業銀行の役割を振興し、
 - e) 加盟諸国間の手形交換のための多国間制度を改善し、信用保証基金メカニズムを導入し、
 - f) 通貨の交換性と単一通貨圏の創設のために、西アフリカ通貨機関の活動を促進するための必要な措置を講じ、
 - g) 共同体中央銀行と共通通貨圏を創設する。

第 52 条 西アフリカ中央銀行委員会

1. 加盟諸国の中央銀行総裁から構成される西アフリカ中央銀行委員会がここに設立される。
2. 委員会は、手形交換制度と他の共同体内の通貨問題について、折をみて理事会に勧告を行う。

第 53 条 資本移動と資本問題委員会

1. 本条約の目的にしたがって加盟諸国間の資本の自由移動を確保するために、加盟諸国からの 1名の代表者から構成され、本条約の規定は留保して、それ独自の手続規則を策定する資本問題委員会がここに設立される。
2. 加盟諸国は、本条1項で参照された代表を任命するにあたって、金融、通商、銀行の分野の経験と能力をもった人物を指名する。
3. 資本問題委員会は、本条 1 項のもとで付与された任務の遂行にあたって、
 - a) 以下を通じて、共同体内の妨害されない資本移動を確保する。
 - i) 理事会によって定められたタイムスケジュールにしたがった、加盟諸国間における資本移動への規制の撤廃
 - ii) 国別と地域の株式市場の設立奨励
 - iii) 資本市場と株式市場の連動

- b) 加盟国国民が、他の加盟諸国の領内において、株式とその他の証券の取得または企業投資の機会を与えられるようにする。
- c) 加盟諸国における各加盟国の株式市場動向の広範な普及のための仕組みを設ける。
- d) 資本市場の適切な運営と投資家の保護のために適した仕組みを設ける。

第 9 章 経済通貨同盟の設立と完成

第 54 条 経済同盟の設立

1. 加盟諸国は、最高会議が 1983 年 5 月 20 日の A/DEC.119/83 決議を通じて採択し、1990 年 1 月 1 日に発足した地域貿易自由化スキームの開始から最長 15 年間以内に、経済同盟を達成する。
2. 加盟諸国は、地域経済統合プロセスにおいて、民間セクターと共同地域多国籍企業に優先順位を与える。

第 55 条 経済通貨同盟の完成

1. 加盟諸国は、関税同盟の創設から 5 年以内に、以下を通じて経済通貨同盟を完成させる。
 - i) 特に、農業、工業、運輸、通信、エネルギー、科学研究等の社会経済活動のすべての分野における共通政策の採用
 - ii) 人、物、資本、サービスの自由移動と居住・営業の権利に対するすべての障害の完全な撤廃
 - iii) 通貨・金融・財政政策の調和、西アフリカ通貨同盟の設立、単一の地域中央銀行の設立、単一西アフリカ通貨の創設
2. 最高会議は、理事会の勧告に基づいて、本条約に定められたよりも早く統合プロセスのいずれかの段階を実施することをいつでも決議できる。

第 10 章 政務・司法・法務、地域安全保障、入国管理に関する協力

第 56 条 政務

1. 加盟諸国は、共同体の統合目的を追求するにあたって、政治問題に関して協力し、特に、本条約の規定の効果的適用を確保するための措置を講じなければならない。
2. 不可侵議定書、防衛相互援助に関する議定書、政治原則共同体宣言、人および人民の権利に関するアフリカ憲章の署名国は、こうした文書の目的を実現するために協力することに合意する。

第 57 条 司法と法務

1. 加盟諸国は、司法・法務システムの調和のために、司法と法務において協力を行う。
2. このアレンジメントの履行形式は、議定書の定めるところとする。

第 58 条 地域安全保障

1. 加盟諸国は、地域内の平和、安定、安全の維持に繋がる関係を保護し強化するために努力する。
2. 加盟諸国は、こうした目的を追求するにあたって、以下のための必要性に特に注意しながら、国内および国家間紛争の時宜に適った予防と解決のための適切なメカニズムの設立と強化において共同体と協力する。
 - a) 国境警備当局との間の定期協議の維持
 - b) 近隣諸国との関係で直面した問題について協議するための、地元または国家レベルの委員会の設立
 - c) コミュニティ、町、行政区の間の交流と協力の奨励
 - d) 国家間関係の多様な側面に関する関係省庁会合の開催
 - e) 斡旋、調停、仲介、その他の係争の平和的解決方法の適切な採用
 - f) 地域平和安全保障監視システムと平和維持軍の適切な設立
 - g) 必要に応じた、加盟諸国の要請に基づく、民主的選挙の監視のための支援の提供
3. 政治協力、地域の平和と安定に関する詳細な規定は、関連する議定書によって定められる。

第 59 条 入国管理

1. 共同体市民は、入国・居住・営業の権利をもち、加盟諸国は、関連する議定書の規定にしたがって、領域内における共同体市民のこうした権利を認める。
2. 加盟諸国は、共同体市民が本条1項で参照された諸権利を完全に享受できるようにすべての適切な措置を採用する。
3. 加盟諸国は、本条の規定の効果的履行に必要なすべての措置を国家レベルで採用する。

第 11 章

人的資源、情報、社会文化に関する協力

第 60 条 人的資源

1. 加盟諸国は、人的資源の全面的開発と活用において協力する。
2. この目的のために、加盟諸国は、以下のための措置を講じる。
 - a) 教育、訓練、雇用の分野における協力の強化、こうした分野における政策とプログラムの調和と調整
 - b) 現在の訓練機関の強化、教育システムの効果の向上、学校・大学間の交流の奨励、学術、

専門、技術的な資格に相当するものの設置、識字の奨励、共同体公用語の教育と実践の振興、そして、多様な分野における卓越した地域研究機関の設立。

c) 加盟諸国間における熟練労働力の交流の奨励

第61条 社会

1. 加盟諸国は、人々の多様な部門を動員し、地域の社会開発に対する効果的なその統合と関わりを確保するために協力する。
2. 本条1項の目的のために、加盟諸国は、
 - a) 識字、専門訓練、雇用に関する経験と情報の交流を奨励し、
 - b) 労働法と社会保障法制を調和させ、
 - c) 共同体活動への大衆的関与を確保する手段として、女性青年団体と専門家組織を振興し、
 - d) 保健における協力を奨励・強化し、
 - e) 地域の青年をまとめ、そのバランスのとれた開発を確保するために、スポーツ活動を振興し、拡充させる。

第62条 文化

1. 加盟諸国は、共同体文化枠組み合意の目的を追求する。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) 可能なすべての手段を用いて、すべての形態の文化交流の振興を奨励し、
 - b) 文化産業の振興、普及、活用のための構造とメカニズムを促進し、発展させ、必要な場合には改善し、
 - c) 共同体統合の一要因として西アフリカ言語の学習と普及を促す。

第63条 女性と開発

1. 加盟諸国は、女性の経済的、社会的、文化的状況を拡充するための適切な政策とメカニズムを策定し、調和させ、調整し、設立する。
2. この目的のために、加盟諸国は、以下のことをするのに必要なすべての措置を講じる。
 - a) 地域開発に向けた努力への女性の貢献を最大限のものとする上で女性を妨げているすべての制約を特定し、検討すること。
 - b) そうした制約が提示され、社会の通常の活動に女性の関心とニーズが内包されるための枠組みを提供する。
3. 共同体レベルにおいて、加盟諸国は、
 - a) 開発プロセスに女性を統合するためのプロジェクトとプログラムに関する彼女たちとの対話を活性化し、
 - b) 二国間、多国間、非政府諸組織との協力のためのメカニズムを設け、
 - c) 加盟諸国間における経験と情報の交流を奨励するメカニズムを促進し、発展させる。

第64条 人口と開発

1. 加盟諸国は、個別と集団において、国家人口政策とメカニズムを採用するとともに、人口要因と社会経済開発のバランスをとるために必要なすべての措置を講じる。
2. この目的のために、加盟諸国は、以下について合意した。
 - a) 加速され、バランスのとれた社会経済開発のための国家政策とプログラムを策定し、実施するにあたって、人口問題を主要な構成要素のなかに入れる。
 - b) 国家人口政策を策定し、人口に関する国家機関を設立する。
 - c) 特にターゲットグループのなかにおいて人口問題に関する大衆啓蒙を図り、そして、
 - d) 人口問題に関する情報とデータを収集し、分析し、交換する。

第65条 情報 ラジオとテレビ

加盟諸国は、

- a) 二国間と地域のレベルにおいてラジオとテレビの番組の交流を振興するため、努力を調整し、資源を蓄積し、
- b) 地域レベルにおける番組交流センターの設立を奨励し、現在の番組交流センターを強化し、
- c) 共同体の目的達成を促すために、放送システムを用いる。

第66条 報道

1. 地域統合プロセスに共同体市民をより密接に関わらせるために、加盟諸国は情報分野で協力することに合意する。
2. この目的のために、加盟諸国は、
 - a) 国内と相互間において、通信産業の専門家と情報源のアクセスの自由を維持し、
 - b) 報道機関の間の情報交換を促し、共同体内における情報の効果的な普及を促進し、
 - c) ジャーナリストの権利を尊重し、
 - d) 加盟諸国における情報産業への官民の資本投資を奨励するための措置を講じ、
 - e) 最新の情報技術のための訓練設備を導入することによってメディアを近代化し、
 - f) 通信社間の協力を強化し、それらの連携を発展させる一方で、固有言語による情報の普及を促進し、奨励する。

第12章

その他の分野に関する協力

第67条 その他の分野における政策協調

本条約の規定は留保しつつ、加盟諸国は、本条約の規定の履行と共同体の効果的な運営・発展のために、本条約によって特に触れられなかったその他のすべての分野における関連政策を調和・調

整する目的で、適切な共同体組織を通じて、相互に協議を行う。

第 13 章

第 68 条 内陸国と島国

加盟諸国は、特に島国、内陸国等の特定の加盟諸国において生じる可能性のある経済社会的困難を考慮しつつ、本条約における特定の規定の適用に関して特別の待遇を適宜提供し、必要とされるかもしれないその他の支援を与える。

第 14 章 財政規定

第 69 条 共同体予算

1. 共同体予算が設けられ、共同体組織についても適宜予算が設けられる。
2. 共同体とその諸組織のすべての収支は、理事会または他の適切な機関によって会計年度毎に承認を受け、共同体と関連する組織の予算に計上される。
3. 予算案は、会計年度毎に事務局長または関連する組織の長によって策定され、行政財務委員会の勧告に基づいて理事会または他の適切な機関によって承認される。
4. 行政財務委員会は、予算案と共同体組織に関するすべての財務事項を協議し、共同体組織における行政と人事管理に主に関連する事項を検討する。

第 70 条 共同体一般会計

1. 共同体とその諸組織の一般会計は、共同体税と理事会が定めるその他の財源によって賄われる。
2. 共同体税が効力を生じるまでの間、共同体とその諸組織の一般会計は、加盟諸国の年間分担金によって賄われる。

第 71 条 共同体特別会計

特別会計は、必要に応じて、共同体の特別の支出を可能にするために設けられる。最高会議が、理事会の勧告に基づいて、そうした共同体特別会計の財源確保の様式について決定する。

第 72 条 共同体税

1. 共同体活動に資金的裏づけを与える財源を生み出すために、共同体税が設けられる。
2. 共同体税は、第三国から共同体へと輸入された物品から生じる輸入関税の総額の割合となる。

3. 実際の共同体税の水準は、理事会によって決定される。
4. 共同体税の適用、共同体への生じた税収の送金方法、共同体税の活用をめぐる条件については、関連する議定書によって定められる。
5. 加盟諸国は、本条の規定の適用を促進する。

第73条 加盟諸国による分担金

1. 加盟諸国による分担金の方式と分担金支払通貨は、理事会によって定められる。
2. 加盟諸国は、共同体に対して評定分担金を期限どおりに送金する。

第74条 財務規則

共同体会計手続財務規則手引きが本章の規定の適用にあたって用いられる。

第75条 外部監査人

1. 共同体外部監査人は、さらに2回まで更新可能な2年の任意をもって任命される。共同体監査人は、理事会の勧告に基づいて、最高会議によって職を免ぜられる。
2. 前項の規定を留保しつつ、理事会は、外部監査人の選考手続に関する規則を決定し、その責任について定める。

第15章 係争

第76条 係争の解決

1. 本条約の規定に関する解釈と適用をめぐるいかなる係争も、本条約と関連する議定書の規定に抵触しない範囲で、直接合意によって友好的に解決される。
2. もしこれが適わない場合には、当事者、いずれかの加盟諸国、または共同体が共同仲裁判断所に同件を付託し、その決定が最終となり、再審理請求はできない。

第16章 制裁

第77条 義務不履行に対して適用可能な制裁

1. 加盟国が共同体に対して負う義務を履行しなかった場合には、共同体は、当該加盟国に対して制裁を課すことを決定することができる。
2. 制裁には、以下を含む。

- (i) 新規共同体融資または援助の停止
 - (ii) 進行中の共同体プロジェクトまたは援助プログラムの支出停止
 - (iii) 法定専門職への候補者申請からの排除
 - (iv) 投票権の停止、そして、
 - (v) 共同体活動への参加の停止
3. 本条1項の規定にもかかわらず、もし当該加盟国の義務不履行がその能力を超えた原因と状況によるものであることが、独立した存在によって作成され、事務局長を通じて提出された、十分な証拠をもった詳細な報告書をもとに認められた場合には、最高会議は、本条の規定適用を停止することができる。
4. 最高会議が本条の適用形式について定める。

第 17 章

共同体とアフリカ経済共同体の関係

第 78 条 共同体とアフリカ経済共同体

西アフリカにおける地域統合は、アフリカ大陸規模の統合の不可欠な一部を構成する。加盟諸国は、共同体とアフリカ経済共同体の政策とプログラムの調整と協調を促進する。

第 18 章

共同体と他の地域経済共同体との関係

第 79 条 共同体と他の地域経済共同体

1. 共同体は、地域的な目的の実現にあたって、他の地域共同体と協力合意を結ぶことができる。
2. 本条 1 項の規定にしたがって結ばれる協力合意は、事務局長の勧告に基づいて、理事会によって事前承認を受ける。

第 19 章

事務局と共同体専門組織の関係

第 80 条 事務局と共同体専門組織

1. 共同体は、包括的な統合政策と戦略を定め、共同体のすべての組織の統合目的とプログラムを定義する。
2. 事務局は、地域統合の文脈のなかで、共同体諸組織のすべての活動とプログラムを調和さ

せ、調整する責任を負う。

第 81 条 共同体と地域非政府組織の関係

1. 共同体は、地域の経済統合の人的および物的資源を動員する観点から、経済統合プロセスへの地域の人々の参加を奨励し、その技術的、物質的、資金的支援を動員するために、地域の非政府組織と自主的な開発組織と協力する。
2. この目的のために、共同体は、そうした諸組織との協議のためのメカニズムを設ける。

第 82 条 共同体と地域社会経済団体・組織の関係

1. 共同体は、地域統合に向けた社会経済の多様なアクターを動員するという観点から、特に、生産者、輸送業者、労働者、雇用者、大学教職員、ジャーナリスト、青年、女性、熟練工、そして、地域統合プロセスへの参加を望むその他の専門家団体・組織等の社会経済団体・組織と協力する。
2. この目的のために、共同体は、そうした諸団体と諸組織との協議のためのメカニズムを設ける。

第 20 章

共同体、第三国、国際機関との関係

第 83 条 協力合意

1. 共同体は、第三国と協力合意を結ぶことができる。
2. この目的追求のために、共同体は、アフリカ統一機構、国連システム、その他の国際機関とも協力することができる。
3. 本条1項と2項の規定にしたがって結ばれた協力合意は、事務局長の勧告に基づいて、理事会によって事前承認を受ける。

第 21 章

加盟諸国、非加盟諸国、地域機構、国際機関との関係

第 84 条 加盟諸国による合意

1. 加盟諸国は、経済合意が本条約の規定と抵触しない限りにおいて、加盟諸国、非加盟諸国、地域機関、または他の国際機関との間で合意を結ぶことができる。加盟諸国は、事務局長の要請に基づいて、そうした経済合意の複写を事務局に送付し、事務局が理事会に通知する。
2. 本条約が効力を生じる前に加盟諸国、非加盟諸国、地域機関、または国際機関との間で結ばれた合意が本条約の規定と抵触する場合には、当該加盟国または加盟諸国は、そうした抵触

を撤廃するための適切な措置を講じる。加盟諸国は、必要に応じて、この目的のために相互に支援し、共通の立場を採用する。

第 85 条 国際交渉

1. 加盟諸国は、地域利益を振興し保護するために、第三者との国際交渉に関する事項については、共同体内で共通の立場を定め、採択する。
2. この目的のために、共同体は、加盟諸国がそうした事項に関する立場をより調和させることを支援するための調査研究と報告書を作成する。

第 22 章 一般最終規定

第 86 条 共同体本部

共同体本部は、ナイジェリア連邦共和国の首都に置かれる。

第 87 条 公式言語と使用言語

1. 共同体の公式言語は、英語、仏語、ポルトガル語に加えて、最高会議によって指定されたすべての西アフリカ言語とする。
2. 共同体の使用言語は、英語、仏語、ポルトガル語とする。

第 88 条 地位、特権、免除

1. 共同体は、国際的な法的人格を享受する。
2. 共同体は、各加盟国の領土内において以下のものをもつ。
 - a) 本条約のもとで付与された機能遂行のために必要な法的権能
 - b) 契約を結び、動産・不動産を取得し、保持し、処分する権能
3. 本条のもとでの法的人格の行使にあたっては、共同体は事務局長によって代表される。
4. 共同体、その諸組織、本部の職員に対して加盟諸国が承認し付与する特権と免除については、共同体特権免除一般議定書と本部に関する合意のなかで定められる。

第 89 条 効力発生と批准

本条約およびそれと不可分の部分を形成する議定書は、少なくとも9つの署名国が各国の憲法上の手続にしたがって批准したのちにそれぞれ効力を生じる。

第 90 条 改正と見直し

1. いずれの加盟国も、本議定書の改正および見直しのための提案を提出することができる。
2. そうしたいずれの提案も、事務局長に提出され、事務局長が提案の受理から30日間以内に

加盟諸国に通知する。改正および見直しは、少なくとも3カ月の事前猶予期間が加盟諸国に与えられなければ、最高会議において協議されてはならない。

3. 改正と見直しは、本条約第9条の規定にしたがって最高会議によって採択され、すべての加盟諸国での憲法上の手続にしたがった批准に付される。それらは、本条約第89条の規定にしたがって効力を生じる。

第91条 脱退

1. 共同体からの脱退を望むいかなる加盟国も、事務局長に対して文書による1年間の事前通告を与え、事務局長が加盟諸国に通知する。1年の期間の経過後、その事前通告が撤回されない場合には、同国は共同体の構成国であることを停止する。
2. 前項で言及された1年間、その加盟国は本条約の規定を遵守し、本条約のもとでの義務の履行に対して法的義務を負わなければならない。

第92条 暫定留保規定

1. 第89条の規定にしたがって本修正条約が効力を生じた場合には、1969年5月23日に採択された、条約に関する国連ウィーン議定書の規定が1975年ECOWAS条約と本修正条約のもとでの加盟諸国の権利と義務の決定に適用される。
2. 1975年のECOWAS条約は、事務局がすべての加盟諸国から本修正条約の批准書を受領したときに失効するものとみなされる。事務局長は、加盟諸国に文書で通知する。
3. 本条2項の規定にもかかわらず、1975年以来なされてきたすべての共同体条約、議定書、決定、決議は、本条約と抵触しない限りにおいて有効である。

第93条 寄託

本条約とすべての批准書は事務局に寄託され、事務局は認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告し、アフリカ統一機構、国連、理事会が定める他の機関に同議定書を登録する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の国家元首政府首脳は、本条約に署名した。

1993年7月24日にコトヌにて。

ともに等しく正文である英語、仏語、ポルトガル語の原本を作成した。

署名

ベナン共和国

N・ソグロ大統領閣下

ブルキナ・ファソ

ブレイズ・コンパオレ大統領閣下

カーボ・ヴェルデ共和国

C・A・ワハノン・デ・カルヴァロ・ヴェイガ首相閣下

| | |
|-----------------|------------------------|
| 象牙海岸共和国 | A・D・ワタラ首相閣下 |
| ガンビア共和国 | ダウダ・ジャワラ大統領閣下 |
| ガーナ共和国 | ジェリー・ジョン・ローリングス大統領閣下 |
| ギニア共和国 | ランサナ・コンテ大統領閣下 |
| ギニア・ビサオ共和国 | ジョアン・ベルナルド・ヴィエイラ大統領閣下 |
| リベリア共和国 | エイモス・ソーヤー国民統合暫定政府大統領閣下 |
| マリ共和国 | アルファ・ウマル・コナレ大統領閣下 |
| モーリタニア・イスラーム共和国 | アハメド・ウルド・ゼイン官房長閣下 |
| ニジェール共和国 | M・ウスマン大統領閣下 |
| ナイジェリア連邦共和国 | I・B・ババンギダ大統領閣下 |
| セネガル共和国 | ハビブ・ティアム首相閣下 |
| シエラ・レオーネ共和国 | ヴァレンタイン・ストラッサー国家元首閣下 |
| トーゴ共和国 | ファンバレ・ワタラ・ナチャバ外務大臣閣下 |

* 第五の自由：1944年のシカゴ会議で確認された国際航空業務に関する原則 - いわゆる「五つの自由」 - の一つで、第三国輸送の自由ともいう。相手国の領域内において第三国の領域に向かう貨客を積み込み、または第三国の領域で積み込んだ貨客を取りおろす自由を意味する。しかし、国際航空業務はあくまで領空主権を前提としているため、自由を具体的な権利とするためには二国間条約の締結が必要になる。

不可侵議定書

Protocol on Non-Aggression

署名：1978年4月22日(ラゴス)

政府代表は、

1975年5月28日の条約によって創設された西アフリカ諸国経済共同体(以下、共同体と称す)は、共同体加盟諸国間の平和と調和ある理解の環境なくしてその目的を達成することができないことを考慮し、

すべての加盟諸国が、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または独立に対するものも、また国連の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないと規定した国連憲章第2条4項を想起し、

各国の主権と領土保全の尊重および独立した存在としての奪われざる権利について規定したアフリカ統一機構憲章第3条3項を想起し、

武力の不行使に関する付属議定書をめぐる共同体加盟諸国の調印について言及した、1976年11月5日にロメで開催された共同体国家元首政府首脳会議の決議を想起し、

以下について合意する。

第1条

加盟諸国は、相互の関係において、他の加盟諸国の領土保全と政治的独立に対して、武力による威嚇、武力の行使、侵略、または、国連憲章とアフリカ統一機構憲章と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

第2条

各加盟国は、他の加盟諸国の領土保全と政治的独立に対して、破壊、敵対、または、侵略の行為の行使、助長、または、容認を慎まなければならない。

第3条

各加盟国は、その領土に居住する外国人が他の加盟諸国の主権と領土保全に対して前記第2条の行為を行使することを予防するように努めなければならない。

第 4 条

各加盟国は、非居住の外国人が加盟国の主権と領土保全に対して前記第2条の行為を行使するための拠点としてその領土を使用することを予防するように努めなければならない。

第 5 条

1. 加盟諸国は、相互間に生じる紛争の解決におけるすべての平和的手段に対して応じることを誓約する。
2. 加盟諸国間で平和的に解決されないいかなる紛争も最高会議の委員会に付される。前述した委員会による解決が失敗した場合には、同紛争は最終的に最高会議に付される。
3. 前項に記された委員会の構成と任務は、最高会議によって決定される。

第 6 条

- (1) 本議定書は、国家元首政府首脳の署名によって暫定的に効力を生じ、少なくとも7つの署名国が各国の憲法上の手続に従って批准することによって確定的に効力を生じる。
- (2) 本議定書は、すべての批准書と同様、事務局に寄託される。事務局は、本議定書の認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告する。同議定書は、アフリカ統一機構、国連、最高会議が承認した他の機関において登録される。
- (3) いかなる加盟国も本議定書に加盟することができ、加盟書は事務局に寄託される。
- (4) 本議定書は、(共同体)条約に付属するものであり、その不可分の一部を形成する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、本議定書に署名した。

1978年4月22日にラゴスにて、ともに等しく正文である英語と仏語の原本を作成した。

署名

| | |
|-------------|----------------------|
| ベナン共和国 | マチュー・ケレク大統領閣下 |
| カーボ・ヴェルデ共和国 | アリステデス・ペレイラ大統領閣下 |
| ガンビア共和国 | ダウダ・ジャワラ大統領閣下 |
| ガーナ共和国 | ジョージ・ヤウ・ボアイエ国家元首代理閣下 |
| ギニア共和国 | イスマエル・トゥーレ経済財政大臣閣下 |
| ギニア・ビサオ共和国 | ルイズ・カブラル大統領閣下 |
| 象牙海岸共和国 | フェリックス・ウウェニボワニ大統領閣下 |
| リベリア共和国 | ウィリアム・R・トルバート大統領閣下 |
| マリ共和国 | フォウネケ・ケイタ財政商業大臣閣下 |

モーリタニア・イスラーム共和国

ニジェール共和国

ナイジェリア連邦共和国

セネガル共和国

シエラ・レオーネ共和国

トーゴ共和国

オート・ヴォルタ共和国

M・O・ダダ大統領閣下

ムサ・トンディ財政大臣閣下

オルセンゲン・オバサンジョ国家元首閣下

レオポルド・セダール・サンゴール大統領閣下

シアカ・スティーヴンス大統領閣下

ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下

A・サンゴール・ラミザナ大統領閣下

防衛相互援助に関する議定書

Protocol relating to Mutual Assistance on Defence

署名：1981年5月29日(フリータウン)

前文

西アフリカ諸国経済共同体加盟諸国政府は、

すべての加盟諸国が、その国際関係において、国連の目的と両立しないいかなる方法においても、すべての国の領土保全または独立に対する威嚇または武力の行使を用い、または、他国の内政に干渉することを禁じた国連憲章第2条を想起し、

各国の主権と領土保全、および独立した存在たる奪われざる権利についての尊重を求めたアフリカ統一機構憲章第3条を想起し、

西アフリカ諸国経済共同体を創設した条約に留意し、

加盟国が紛争解決のための手段として武力を用いないことを決議した、1978年4月22日にラゴスで署名された不可侵議定書を想起し、

共同体のすべての加盟諸国において必要な安全のための条件が確保されない限り、経済の進歩はえられないということを確信し、

加盟諸国が同じ地理的領域に属していることを考慮し、

総じてみられるアフリカ大陸への、また個別にみられる各国への深刻かつ継続的な侵略の脅威について留意し、

アフリカ大陸における外国の軍事基地の存在が外部からの侵略を支援することになりかねないという深刻な危険性について留意し、

外部からの侵略に対する加盟諸国の独立と主権を守り、かつ強化することを堅く決議し、

国家の外部に対する防衛は各主権国家に全面的に依存するものであるとともに、そうした防衛は、加盟諸国が本議定書の枠組みに基づいて提供する相互援助手段の調整と蓄積によって一層効果的であるという事実について留意し、

加盟国間にすでに存在する友好関係の絆を維持し、かつ平等、相互利益、尊重を基礎としながら協力関係を強化することを期待し、

以下のとおり合意した。

第1章 定義

第1条

本議定書の条文においては、

「条約」とは、西アフリカ諸国経済共同体条約を意味し、

「共同体」とは、西アフリカ諸国経済共同体を意味し、

「最高会議」とは、条約第5条に規定されている国家元首政府首脳最高会議を意味し、

「加盟国」あるいは「加盟諸国」とは、共同体の加盟国あるいは加盟諸国を意味し、

「事務局」とは、条約第8条に規定されている共同体事務局を意味し、

「侵略」とは、いかなる国によるものであれ、または、国連とOAUの憲章と両立しないいかなる方法によるものであれ、他国の主権と領土保全または政治的独立に対する武力の行使を意味し、

「防衛援助」とは、すべての軍事支援(物資、技術、人員)を意味する。

第2章 目的

第2条

加盟諸国は、いかなる武力の脅威または侵略も、いかなる加盟国に向けられたものであれ、共同体全体への脅威または侵略となるということを宣言し、受け入れる。

第3条

加盟諸国は、いかなる武力の脅威または侵略に対しても、防衛のための相互支援と援助を提供することを決議する。

第4条

加盟諸国はまた、以下の状況において、本議定書第17条と第18条で明記されたような適切な方策を講じる。

- (a) 2カ国以上の加盟諸国間における武力紛争において、前文で言及された不可侵議定書第5条に示された平和的手段による解決手続が効果的ではない場合。
- (b) いかなる加盟国内におけるものであれ、共同体全体の安全と平和を危険にさらしかねない、外部によって工作され支持された国内武力紛争の場合。この場合には、最高会議は、当該加盟国または関連国の当局と協力しながら、状況を見極め、決定を行う。

第3章 組織

第5条

本議定書の実施のための組織は以下のとおり。

- 最高会議
- 防衛理事会
- 防衛委員会

セクション1 最高会議

第6条

1. 最高会議は、ECOWAS年次通常会合の際に、共同体の平和と安全に関する諸問題を協議する。
2. 最高会議はまた、状況の必要に応じて、防衛問題に関する特別会期をもつことができる。
3. 最高会議はまた、軍事行動の方策について決定し、その実施を共同体連合軍(AAFC)司令官に委託する。
4. 最高会議による決定は、ただちに加盟国に対して強制力を生じる。

セクション2 防衛理事会

第7条

1. 共同体防衛理事会は、最高会議によって設置される。
2. それは、加盟諸国の国防大臣と外務大臣によって構成される。しかし、危機の状況においては、防衛理事会は、現職の最高会議議長が議長となり、状況に応じて、加盟諸国から他の閣僚を含むように拡大する。事務局長と軍事関係担当次長は、同会議に出席する。

第8条

1. 防衛理事会は、防衛問題に関する最高会議会期議題の項目を準備するために、議長の招集によって会合をもつ。
2. 緊急事態に際して、防衛理事会は、状況、採用されるべき戦略、そして、用いられるべき介入手段を検討する。

第9条

武力介入の場合、防衛理事会は、防衛委員会の補助を受けながら、関係国あるいは諸国の当局とともに、共同体連合軍司令官がとるすべての措置を監督し、同司令官が介入に必要なすべての手段を確保できるようにする。共同体連合軍司令官の行動は、関係国あるいは諸国の合法的な政府当局の統轄下に入る。

第 10 条

活動終了時において、防衛委員会は、最高会議に提出する事実関係報告書を作成する。

セクション 3 防衛委員会

第 11 条

1. 防衛委員会は、最高会議によって設置され、各加盟国の参謀総長から構成される。
2. 防衛委員会は、防衛問題の技術面の検討に責任を負う。
3. 防衛委員会は、特に会合開催、行動、防衛理事会によって託された任務の遂行に関する手続規則を作成する。

第 4 章 運営

第 12 条

1. 防衛理事会は、1 回に限って延長可能な 4 年任期の事務次長(軍事担当)を任命する。
2. 事務次長(軍事担当)は、上級将校でなければならない。
3. 次長は、最高会議による決定の運営とフォローアップを担当し、本議定書と両立し、事務局長の権威のもとに置かれる。
4. 次長は、部隊と後方支援の計画を更新し、後述の第 13 条 3 項に記された合同演習を開始する。
5. 次長は、その任務の遂行にあたって、防衛理事会が定める必要な職員によって補佐される。
6. 次長は、事務局の軍事予算を策定し、管理する。
7. 次長は、その権限の範囲内において、人員と装備に関するすべての事項に関して、事務局に提案を行う。

第 5 章 介入と援助の形態

第 13 条

1. すべての加盟諸国は、武力介入の際には、既存の国軍からあらかじめ定められた部隊を共同体の裁量権下に置くことに合意する。
2. こうした部隊は、共同体連合軍(AAFC)と称する。
3. 本議定書の目的をよりよく理解するために、加盟諸国は、最高会議の承認を受けるなどして、随時 AAFC の取極められた 2 つ以上の部隊の間で合同軍事演習を行う。

第 14 条

共同体連合軍は、最高会議が防衛理事会の推薦に基づいて任命した司令官の指揮下に置かれる。司令官は、最高会議によって付与された権限を委託される。司令官は、被支援国の参謀総長とともに、連合軍の共同参謀総長となり、最高会議が定めた武力介入と援助の履行に対して責任を負う。司令官は、防衛のために必要なすべての手段をもつ。

第 15 条

1. AAFCの介入は、すべての場合において、共同体の諸領土の正当防衛として正当化される。
2. したがって、それは後述の第 16 条、第 17 条、第 18 条に記されたメカニズムと両立するものとして実施される。

第 16 条

外部からの武力的な脅威または侵略が共同体の加盟国に対して向けられるとき、当該国の元首は、ECOWAS最高会議の現職議長に対しては支援を要請する書簡を、また、他の加盟諸国にはその複写を送付しなければならない。同要請は、最高会議が正式に通報を受け、かつAAFCが非常事態下に置かれることを意味する。最高会議は、前述の第6条に定められた緊急手続に従って決定を下さなければならない。

第 17 条

1. 共同体の2つの加盟諸国間に紛争が存在するとき、最高会議は速やかに会合をもち、仲介のための適切な行動をとる。もし必要ならば、最高会議は、紛争に関与している部隊の間にAAFCを展開することのみを決定する。

第 18 条

1. 共同体加盟国における国内紛争が外部から積極的に維持され支援されている場合には、本議定書の第 6 条、第 9 条、第 16 条の規定が適用される。
2. 共同体軍は、紛争が純粋に国内的なものである場合には介入しない。

第 6 章 特別規定

第 19 条

本議定書の履行は、追加の議定書によって補完される。

第 20 条

1. もし、加盟国と第三者の国家または諸国家が結んでいる協定と合意が本防衛援助の精神との

間に齟齬を生じていない限りにおいて、本議定書の規定から帰する取極めは、そうした協定または合意の精神に反するものとして理解されてはならない。

2. しかしながら、加盟国が防衛合意を結んでいる相手国が、最高会議によって加盟国への侵略者として認められた場合には、速やかに同合意は解消されなければならない。
3. 加盟諸国は、共同体が防衛に関する必要を満たす地位を占めるようになった場合には、速やかにその領土内における外国の軍事基地の存在を終結させる義務を負う。

第7章 一般最終規定

第21条

1. 条約に加入するいかなる加盟国も、自動的に本条約と、1978年4月22日にラゴスで署名された不可侵議定書に加入する。
2. 他方、本議定書に署名し、かつ批准し、または加入したいいかなる加盟国も、前述の不可侵議定書の当事国となる。

第22条

1. いかなる加盟国も、本議定書の改正または修正を提案することができる。
2. そうしたいいかなる提案も、まず事務局長に提出され、その後事務局長が提案受理から30日以内に他の加盟諸国に通報する。改正または修正は、加盟諸国が1カ月の事前通告を与えられたのち、最高会議によって検討される。

第23条

1. 本議定書からの脱退を望むいかなる加盟国も、事務局長に対して文書による1年間の事前通告を与えなければならない。1年の期間の経過後、その事前通告が撤回されない場合には、同国は議定書の当事国であることを停止する。
2. 前項で言及された1年間、その加盟国は本議定書の規定を遵守し、本議定書のもとでの義務の履行に対して法的義務を負わなければならない。

第24条

1. 本議定書は、国家元首政府首脳の署名によって暫定的に効力を生じ、少なくとも7つの署名国が各国の憲法上の手続にしたがって批准したのちに確定的に効力を生じる。
2. 本議定書は、すべての批准書と同様、事務局に寄託される。事務局は、本議定書の認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告し、アフリカ統一機構(OAU)、国連(UN)、最高会議が定める他の機関に同議定書を登録する。
3. 本議定書は、条約に付属するものであり、その不可分の一部を形成する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、本議定書に署名した。

1981年5月29日にフリータウンにて、ともに等しく正文である英語と仏語の原本を作成した。

署名

| | |
|-----------------|-------------------------|
| ベナン共和国 | マチュー・ケレク大統領閣下 |
| カーボ・ヴェルデ共和国 | ペドロ・ペレス首相閣下 |
| 象牙海岸共和国 | アブドゥライ・コネ経済財政大臣閣下 |
| ガンビア共和国 | モモドゥ・S・K・マネ経済計画工業開発大臣閣下 |
| ガーナ共和国 | ヒラ・リマン大統領閣下 |
| ギニア人民革命共和国 | アハメド・セク・トゥーレ大統領閣下 |
| ギニア・ビサオ共和国 | ジョアン・ベルナルド・ヴィエイラ大統領閣下 |
| オート・ヴォルタ共和国 | フェリックス・ティエンタルプン外務大臣閣下 |
| リベリア共和国 | サミュエル・ドウ国家元首閣下 |
| マリ共和国 | ドリサ・ケイタ財政商業大臣閣下 |
| モーリタニア・イスラーム共和国 | モハメド・K・ウルド・ハイダラ国家元首閣下 |
| ニジェール共和国 | ハミド・アルガビド商業大臣閣下 |
| ナイジェリア連邦共和国 | シェフ・シャガリ大統領閣下 |
| セネガル共和国 | アブドゥ・ディウフ大統領閣下 |
| シエラ・レオーネ共和国 | シアカ・スティーヴンス大統領閣下 |
| トーゴ共和国 | ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下 |

紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する議定書

Protocol relating to the Mechanism for Conflict Prevention, Management,
Resolution, Peace-keeping and Security

署名：1999年12月10日(ロメ)

私たち、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の国家元首政府首脳は、
1993年7月23日にコトヌで署名された ECOWAS 修正条約、特にその第58条に留意し、
アフリカ統一機構(OAU)憲章の関連する条項に留意し、
国連憲章、特に第6章、第7章、第8章に留意し、
人の自由移動、居住と営業の権利に関する A/P1/5/79、A/SP2/7/85、A/SP1/7/86、A/SP1/6/88、A/
SP2/5/90 の条項に留意し、
1978年4月22日にラゴスで署名された不可侵議定書と1981年5月29日にフリータウンで署名
された防衛相互援助に関する議定書、特に加盟国への武力の脅威または侵略に対して防衛のための
相互支援と援助を提供することを定めた決意を想起し、
1997年6月9日にアビジャンで署名された不可侵防衛援助協定(ANAD)の枠組み合意を考慮し、
1981年12月14日にダカールで署名された、前述の枠組み合意の強化に関する議定書を、その後
の議定書とともに考慮し、
1991年7月6日にアブジャで採択された、自由、国民の権利、民主化に関する ECOWAS 政治原
則宣言への私たちのコミットメントを再確認し、
1992年7月29日にダカールで署名された犯罪問題における相互援助に関する議定書、および1994
年8月6日にアブジャで署名された送還に関する議定書の関連条項を想起し、
OAU 国家元首政府首脳会議第29回会期で採択された、アフリカにおける紛争予防・管理・解決
メカニズム創設に関する1993年6月23日のカイロ宣言を想起し、
アフリカ大陸における平和と安全への脅威となり、かつ人民の生活水準を向上させようとする私
たちの努力を阻害する紛争拡大について憂慮し、
一般市民、特に女性と児童の苦痛を緩和し、紛争または自然災害の後に日常生活を回復する効果
的な政策の必要性を確信し、かつ人道分野においてさらに努力することを熱望し、
グッドガバナンス、法の支配、持続可能な開発は、平和と紛争予防にとって基本的なものである
という事実を意識し、
1998年10月30-31日にアブジャで開催された ECOWAS 国家元首政府首脳最高会議第21回会期
で採択された、小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム宣言を想起し、

1999年3月24日にバマコで開催された、PCASEDの効果的实施に関するECOWAS外相会合の成果を想起し、

国境を超えた犯罪、小火器の拡散、すべての密輸が、危険と不安定の拡大を促し、準地域の経済社会的開発を阻害することを確信し、

こうした現象は、強化され、よく調整された多国間協力の枠組みでしか解決することができない深刻な社会経済的問題をもたらすことを意識し、

関連する条約と議定書をより適切で、より効果的で、より実践的なものにする必要性を認識し、ECOWAS 停戦監視団(ECOMOG)を通じた紛争解決の成果をさらに高めることを期待し、

1998年10月31日にアブジャで採択された、ECOWAS 紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズムに関する A/DEC.11/10/98 決議を想起し、

前述の決議実施のための機構を創設することを期待し、

ここに、以下について合意する。

定義

本議定書においては、

「条約」とは、1993年7月24日にコトヌで署名された西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)修正条約を意味し、

「共同体」とは、条約第2条で言及された西アフリカ諸国経済共同体を意味し、

「最高会議」とは、条約第7条によって設けられた西アフリカ諸国経済共同体国家元首政府首脳最高会議を意味し、

「仲介安全保障理事会」とは、本議定書第8条によって定義された仲介安全保障理事会を意味し、

「防衛安全保障委員会」とは、本議定書第18条によって定義された防衛安全保障委員会を意味し、

「事務局長」とは、条約第18条にしたがって任命されたECOWAS事務局長を意味し、

「顧問会議」とは、本議定書第20条によって定義された顧問会議を意味し、

「大使級会議」とは、本議定書第14条によって定義された大使会議を意味し、

「特別代表」とは、本議定書第32条によって定義された特別代表を意味し、

「事務次長」とは、本議定書第16条によって定義された政務・防衛・安全保障担当事務次長を意味し、

「組織」とは、本議定書第4条のもとで定められたすべての構成体を意味し、

「補助機関」とは、本議定書第17条のもとで定められたすべての構成体を意味し、

「監視モニタリングセンター」とは、条約第58条のもとで定められ、本議定書第23条のなかで言及された地域平和安全保障モニタリングセンターを意味し、

「ECOMOG」とは、本議定書第21条において定義された共同体介入軍を構成するECOWAS停戦監視団を意味し、

「総司令官」とは、本議定書第33条にしたがって任命される総司令官を意味し、

「国境を超えた犯罪」とは、加盟国の国境を超えて活動し、または、犯罪が実際に起きた国と隣接する1つあるいは複数の諸国を拠点とする共犯者との共謀によって活動し、または、いずれかの加

盟国になんらかの関係がある自国および/または外国の犯罪者、組織、ネットワークによって組織または実施されたすべての犯罪を意味し、

「危機にある加盟国」とは、武力紛争を経験している加盟国に加えて、もし、放置されれば、深刻な人道的悲劇をもたらし、または、準地域あるいは民主的に選出された政府の転覆あるいは転覆未遂に直面した加盟国の平和と安全を脅かすことになりかねない極めて緊迫した深刻な問題または状況に直面している加盟国を意味する。

第 1 章 メカニズムの設立、原則、目的

第 1 条 設立

「紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障メカニズム」と称する、集団的な安全保障と平和のためのメカニズムを西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)内に設立する。

第 2 条 原則

加盟諸国は、人および人民の権利に関するアフリカ憲章に加えて、国連(UNO)憲章、アフリカ統一機構(OAU)憲章、世界人権宣言、特に以下の基本原則へのコミットメントを再確認する。

- (a) 経済社会開発と諸国民および諸国家の安全は不可分に結びついていること
- (b) 良い近隣関係を強化することに貢献する、人の自由移動と居住および営業の権利の伸長と強化
- (c) 各加盟国における民主的制度とともに民主的政府の伸長と強化
- (d) 基本的人権と自由の擁護と国際的な人道法の支配
- (e) 主権国家の平等
- (f) 加盟国の領土保全と政治的独立

第 3 条 メカニズムの目的

メカニズムの目的は以下のとおり。

- (a) 1998 年 10 月 31 日の A/DEC.11/10/98 決議にしたがって批准されたメカニズム枠組みの第 46 項で示された条件のもとで、国内および国家間紛争を予防し、管理し、解決すること
- (b) 修正条約第 58 条の関連する規定を履行すること
- (c) 不可侵、防衛相互援助、人の自由移動、居住および営業の権利に関する諸議定書の関連する規定を履行すること
- (d) 紛争予防、早期警戒、平和維持活動、国境を超えた犯罪の規制、国際テロリズム、小火器と対人地雷の拡散の諸分野における協力を強化すること
- (e) 共同体内の平和、安全保障、安定を維持し強化すること
- (f) 人道救援活動の組織化と調整を可能にするような組織を設立し、政策を立案すること

- (g) 予防外交と平和維持の諸分野における加盟諸国間の緊密な協力関係を伸長すること
- (h) 必要が生じた場合に、準地域における平和の維持または回復のために文民および軍事組織を構成し派遣すること
- (i) 国家間紛争をしばしば生ぜしめる原因ともなる、近隣加盟諸国間が共有する天然資源の合理的および平等な管理のための適切な枠組みを設立すること
- (j) 環境を保護し、破壊された環境を自然な状態に回復するための手段を講じること
- (k) 加盟諸国の文化遺産を保護すること
- (l) 反汚職、マネー・ロンダリング、小火器の非合法的な流通に関する政策を立案・実施すること

第 2 章 メカニズムの組織

第 4 条 組織

メカニズムの組織は以下のとおり。

- (a) 最高会議
- (b) 仲介安全保障理事会
- (c) 事務局
- (d) その他、最高会議が設立する組織

第 5 条 最高会議の構成と会議

1. 最高会議は、修正条約第7条1項で定められているとおり、加盟諸国国家元首政府首脳によって構成される。
2. 最高会議は、可能な限り頻繁に会合をもつ。

第 6 条 任務

1. 最高会議は、メカニズムの最高意思決定機関となる。
2. それは、紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障、人道支援、平和構築、国境を超えた犯罪の規制、小火器拡散に関するすべての事項と本メカニズムの規定が定めた他のすべての事項に関して行動する権限を有する。

第 7 条 権限の委任

最高会議は、条約第9条と前述の第6条のもとで定められた広範な権限を毀損することなく、仲介安全保障理事会に対して、本メカニズムの規定を履行するための適切な決定を代行するように委任する。

第 8 条 仲介安全保障理事会の構成

1. 仲介安全保障理事会は、最高会議が選出した7カ国を含む9つの加盟諸国によって構成される。他の2つの構成国は、現職と過去直近の最高会議議長国となる。この2カ国は、仲介安全保障理事会の理事国に自動的に権利を有する。
2. 仲介安全保障理事会の選出構成国は、延長可能な2年の任期で理事会を構成する。

第 9 条 定足数と表決

1. 仲介安全保障理事会の会議は、構成国の3分の2の出席によって成立する。
2. 仲介安全保障理事会の表決は、出席している構成国の3分の2以上の多数決投票による。

第 10 条 任務

1. 仲介安全保障理事会は、最高会議に代わって、準地域の平和と安全に関する事項について決議を行う。また、本議定書のすべての規定を履行する。
2. 本議定書第7条と前述の第1項の規定に応じて、仲介安全保障理事会は、
 - (a) 平和と安全に関するすべての事項について決議し、
 - (b) 紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障のためのすべての政策を決定し履行し、
 - (c) すべての形態の介入に権威を与え、特に政治および軍事ミッションの派遣に関して決定し、
 - (d) そうしたミッションの権限と活動範囲を承認し、
 - (e) 進捗状況に基づいて、定期的に権限と活動範囲を見直し、
 - (f) 事務局長の助言に基づいて、事務局長特別代表と総司令官を任命する。

第 11 条 仲介安全保障理事会の会議

1. 仲介安全保障理事会の審議は、国家元首政府首脳、閣僚、大使という3つのレベルでもたれる。
2. 仲介安全保障理事会のすべての会議は、現職の最高会議議長国として選出された加盟国が議長を務める。

第 12 条 国家元首政府首脳級会議

1. 仲介安全保障理事会の国家元首政府首脳は、通常会期として少なくとも年2回会議をもつ。必要が生じたとき、または理事会構成国の単純過半数の要請があるときには、特別会期が議長国によって開催される。
2. 仲介安全保障理事会の国家元首政府首脳は、作戦ミッションを含む、その権威と権限のもとにあるすべての事項について最終決定をし、そうしたミッションの活動範囲を承認する。

第 13 条 閣僚級会議

1. 仲介安全保障理事会の外務、国防、内務、安全保障担当閣僚は、準地域の政治・安全保障状

況一般を検討するために少なくとも3ヵ月に1回会議をもつ。また、必要に応じて会議をもつことができる。

2. 閣僚級会議の勧告は、仲介安全保障理事会の国家元首政府首脳に提出される。

第14条 大使級会議

1. ECOWAS加盟諸国は、ECOWAS事務局常駐代表として大使を派遣する。こうした大使は、ナイジェリアに対する大使であってもかまわない。
2. 仲介安全保障理事会構成国の大使は、準地域の平和と安全に関する事項を検討するために月1回会議をもつ。また、必要に応じて会議をもつことができる。
3. 大使級会議のすべての報告書と勧告は、事務局長を通して、仲介安全保障理事会構成国と関係加盟諸国に送付される。また、報告書は、仲介安全保障理事会の閣僚級会議に提出され、検討される。

第15条 事務局長の機能と任務

1. 事務局長は、準地域における紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障のための行動を起こす権限を有する。そうした行動のなかには、紛争当事者の事実調査、仲介、助長、交渉、調停が含まれる。
2. 事務局長の機能は以下の事項を含む。
 - (a) 仲介安全保障理事会に対して特別代表と総司令官の任命に関する推薦を行うこと
 - (b) 顧問会議の構成員を任命すること
 - (c) 政治、運営、展開活動に責任を負い、ミッションのための後方支援を提供すること
 - (d) 仲介安全保障理事会と加盟諸国に対して提出するメカニズム活動報告書を定期的に作成すること
 - (e) 状況に鑑みた判断に基づいて事実調査と仲介のミッションを派遣すること
 - (f) 最高会議議長と協議の上で、仲介安全保障理事会、顧問会議、防衛安全保障委員会のすべての会議を開催すること
 - (g) 仲介安全保障理事会のすべての決定を履行すること
3. ECOWAS事務局は、仲介安全保障理事会と防衛安全保障委員会に仕える。
4. 本メカニズムの規定の履行において、事務局長は、政務・防衛・安全保障担当の事務次長の補助を受ける。

第16条 事務次長

1. 政務・防衛・安全保障担当事務次長は、事務局長の監督のもと、本メカニズムの履行に関するすべての活動を実施する。
2. 政務・防衛・安全保障担当事務次長の部署は、条約第18条4項(a)にしたがって任命された法定幹部公務員が統括する。次長は、必要に応じて、その統轄下に以下を含む適切な部局をもつ。

- (a) 政務局
- (b) 人道問題局
- (c) 防衛安全保障局
- (d) 監視モニタリングセンター
- (e) その他、仲介安全保障理事会の推薦に基づいて閣僚理事会が設けることのできる部局

第3章 メカニズムの組織の補助機関

第4条で定められた組織は、その任務を遂行するにあたって、本議定書第17条に列挙される補助機関の支援を受ける。

第17条 設立

以下の補助機関が、仲介安全保障理事会を支援するために設立される。

- (a) 防衛安全保障委員会
- (b) 顧問会議
- (c) ECOWAS 停戦監視団(ECOMOG)

第18条 防衛安全保障委員会の構成

1. 加盟諸国の以下の代表が、防衛安全保障委員会を構成する。
 - (a) 参謀総長または同職に相当する者
 - (b) 国内問題と安全保障に責任を負う官僚
 - (c) 外務大臣の専門家
 - (d) 議題に応じて、以下のいずれかの行政分野の長が招請される。
 - (i) 入国管理
 - (ii) 税関
 - (iii) 麻薬対策機関
 - (iv) 国境警備隊
 - (v) 治安部隊

第19条 任務

1. 防衛安全保障委員会は、平和維持活動に関する技術面および運営面での問題を検討し、必要な後方支援を判断する。委員会は、以下の分野において仲介安全保障理事会を支援する。
 - (a) 平和維持軍の任務の策定
 - (b) 同軍の活動範囲の確定
 - (c) 総司令官の任命

(d) 部隊構成の決定

2. 防衛安全保障委員会は、四半期に1回および必要なときに会議をもつ。委員会は、監視モニタリングセンターからの報告書を検討し、仲介安全保障理事会に勧告を行う。

第20条 顧問会議の構成と任務

1. 事務局長は、ECOWASに代わって、その立場と経験を仲介者、調停者、助長者として用いることができる卓越した人材のリストを毎年作成する。同リストには、女性、政治・伝統・宗教指導者を含む多様な分野からの卓越した人材が含まれなければならない。同リストは、国家元首政府首脳レベルの仲介安全保障理事会の承認を受ける。
2. こうした人材は、必要に応じて、事務局長または仲介安全保障理事会からある特定の紛争に対応してくれるように要請を受ける。
3. 状況が必要とする場合には、事務局長は、承認されたリストに記載されている卓越した人材を招集し、それが顧問会議を構成する。
4. 顧問会議の構成と任務は、事務局長が、遂行されるべきミッションに基づいて定める。
5. ある特定の状況に対応するために選出された顧問会議構成員は、事務局長に報告を行う。
6. 事務局長は、本条2項と3項の規定にしたがってとられるイニシアティブに関して、仲介安全保障理事会に報告を行う。
7. 顧問会議の構成員は、そのミッションを遂行するにあたって、中立、不偏、客観的でなければならない。

第21条 ECOMOGの構成

ECOWAS停戦監視団(ECOMOG)は、各国内にあって直ちに出動できるように準備されたいくつかの待機多目的部隊(文民と軍人)から構成される。

第22条 ECOMOGの機能

ECOMOG は、以下の任務に責任を負う。

- (a) 監視とモニタリング
- (b) 平和維持と平和回復
- (c) 人道的災害における人道的介入
- (d) 経済封鎖を含む制裁の強制
- (e) 予防外交
- (f) 平和構築、武装解除、動員解除
- (g) 不正と組織犯罪の管理を含む警察活動
- (h) その他、仲介安全保障理事会が委託するあらゆる活動

第 4 章 準地域的な平和・安全保障監視システム(早期警戒)

早期警戒システムまたは「システム」として知られる準地域的な平和安全保障監視システムが、紛争予防の目的のために修正条約第58条にしたがって設けられる。システムは、以下によって構成される。

- a. 事務局に置かれる監視モニタリングセンター
- b. 準地域における監視モニタリング圏域

第 23 条 監視モニタリングセンター

1. 監視モニタリングセンターは、事務局の用に供するデータ収集、分析、報告書の作成に責任を負う。
2. センターは、国連機関、アフリカ統一機構、研究所、その他、国際的、地域的、準地域的な関連機関と協力する。

第 24 条 監視モニタリング圏域

1. 加盟諸国は、隣接性、意思伝達の容易さ、効率性に基づいて圏域に分けられる。各圏域は、番号によって識別され、それぞれ圏域本部をもつ。以下の4つの圏域が設けられる。

| 圏域番号 | 国 名 | 圏域本部所在地 |
|--------|----------|---------|
| 第 1 圏域 | カーボ・ヴェルデ | バンジュール |
| | ガンビア | |
| | ギニア・ビサオ | |
| | モーリタニア | |
| | セネガル | |
| 第 2 圏域 | ブルキナ・ファソ | ワガドゥグ |
| | 象牙海岸共和国 | |
| | マリ | |
| 第 3 圏域 | ニジェール | モンロヴィア |
| | ガーナ | |
| | ギニア | |
| | リベリア | |
| 第 4 圏域 | シエラ・レオーネ | コトヌ |
| | ベナン | |
| | ナイジェリア | |
| | トーゴ | |

2. 前述1項に定められた圏域分けは、必要に応じて、国家元首政府首脳最高会議によって変更される。
3. 各圏域本部は、事務次長の部署を通じて、事務所を提供され、事務局長の権威下に置かれる。
4. 加盟諸国は、特権と免除に関するECOWAS一般議定書と本部合意によって定められた、事務所の不動産・動産・人員の特権・免除・安全に準じて、圏域本部の活動の自由を保障する。
5. 圏域事務所は、受入国、地元または国際的な機関と業務関係を維持する。
6. 圏域事務所は、毎日国別に、圏域と準地域の平和と安全に影響を与える指標についてのデータを収集する。
7. 圏域本部は、収集されたデータを分析し、監視モニタリングセンターに送付する報告書を作成する。したがって、各圏域本部は、監視モニタリングセンターと適切なコミュニケーション手段によって直接結びつけられなければならない。

第5章 メカニズムの適用

第25条 適用条件

メカニズムは、以下のいずれかの状況において適用される。

- (a) いずれかの加盟国に侵略または紛争、あるいはそうした脅威がみられる場合
- (b) 2つ以上の加盟諸国の間に紛争がみられる場合
- (c) 国内紛争の場合
 - (i) 人道的災禍を誘発する恐れがあるか、
 - (ii) 準地域における平和と安全への深刻な脅威となる場合
- (d) 人権と法の支配の深刻かつ大規模な侵害がみられる場合
- (e) 民主的に選出された政府の転覆あるいは転覆未遂がみられる場合
- (f) その他、仲介安全保障理事会が定める状況

第26条 開始の権限

メカニズムは、以下のいずれかによって開始される。

- (a) 最高会議の決定
- (b) 仲介安全保障理事会の決定
- (c) 加盟国の要請
- (d) 事務局長のイニシアティブ
- (e) アフリカ統一機構と国連の要請

第27条 手続

メカニズムは、以下のいずれかの手続にしたがって適用される。

- (a) 事務局長が、仲介安全保障理事会加盟諸国に通報し、議長との協議のもとで、すべての必要かつ緊急の措置を講じる。
- (b) 仲介安全保障理事会が、複数の選択肢を協議し、介入に関する最適の行動について決定する。そうした選択肢には、顧問会議への依頼、事実調査・政治・調停ミッションの派遣、または ECOMOG の介入が含まれる。
- (c) 仲介安全保障理事会が、ミッションを設け、その活動範囲を決める権限を事務局長に付与する委任状を発する。
- (d) 必要な場合には、仲介安全保障理事会は、事務局長特別代表や ECOMOG 総司令官等の主要な幹部を任命する。
- (e) 仲介安全保障理事会は、状況に関する報告書をアフリカ統一機構と国連に提出する。
- (f) 事務局は、活動に必要なすべての資源を動員する。

第 6 章 紛争管理

第 28 条 複合待機部隊

1. ここに加盟諸国は、ミッションの達成のために必要な陸軍、空軍、海軍、憲兵隊、警察、その他の軍事、準軍事または文民組織のための適切な資源を ECOMOG 部隊に使用させることに合意する。
2. 各加盟国は、各加盟国との協議の後に決定される規模の部隊を ECOMOG に提供する。
3. こうした部隊の規模は、現場の状況に鑑みて見直される。

第 29 条 軍の任務と派遣部隊のミッション

軍が派遣された際には、部隊の規模、任務、ミッションは、現場の進捗状況によって変更される。

第 30 条 複合待機部隊の訓練と準備

1. 事務局長は、関係部局を通して、および加盟諸国と協議の上で、多様な分野、特に国際人道法と人権の分野での待機部隊の一部を構成する文民と軍人の人材訓練に貢献する。
2. この点に関して、事務局長は、
 - (a) 国内の学校と訓練所における共通の訓練プログラムと指揮マニュアルの開発を支援し、
 - (b) 象牙海岸共和国とガーナの地域センターにおいて部隊人員向けの基礎訓練・上級訓練コースを実施し、
 - (c) 本メカニズムの履行のために、こうした諸センターを地域センターへと統合するために努力し、
 - (d) 幕僚・司令官のための定期的訓練と合同演習の開催のために必要な措置を講じる。

第31条 監視ミッション

1. 加盟諸国が提供した非武装の文民と軍人の人員が、単独、または武装した人員と共同で派遣されることもある。こうした人員は、とりわけ、停戦、武装解除、動員解除、選挙、人権の尊重、人道活動を監視しモニタリングし、通報されたいかなる不正または苦情も調査する。こうした人員は、仲介安全保障理事会が定めた活動範囲のなかでそうした他の活動を展開する。
2. 監視ミッションは、活動と見出された事実について事務局長に報告する。

第32条 特別代表の任命と任務

1. 仲介安全保障理事会は、事務局長の勧告に基づいて、ECOMOGが展開する各活動に対して特別代表を任命する。
2. 特別代表の主張な機能と任務は、以下の諸点を含む。
 - (a) ミッションの長を務め、ミッションの政治面での責任を負うこと
 - (b) 平和維持活動を指揮し、当事者、近隣諸国、紛争解決に関わる他の政府との政治外交交渉を開始すること
 - (c) 必要に応じて、ミッションの状況と活動を部隊提供諸国と他の諸国に説明すること
 - (d) ミッションが展開する地域で人道支援と平和構築の活動に携わるNGOを含む準地域的および国際的組織の活動を調整すること
 - (e) 事務局長と頻繁に連絡をとり、定期報告書を提出すること

第33条 ECOMOG 総司令官の任命と任務

1. ECOMOG総司令官は、事務局長の勧告に基づき、また防衛安全保障委員会との協議の上で仲介安全保障理事会によって活動毎に任命される。
2. ECOMOG 総司令官の機能と任務は、以下の諸点を含む。
 - (a) 総司令官は、ミッションの作戦、運営、後方支援面での計画の効率性に責任を負うこと
 - (b) 総司令官は、すべての作戦行動に関して部隊司令官に命令を発すること
 - (c) ミッション地域における人道組織の人員と物資の安全を確保すること
 - (d) ECOMOG 総司令官は、特別代表を通じて、事務局長に対して説明責任を負うこと

第34条 指揮系統

1. 特別代表は、事務局長に直接報告する。
2. 総司令官は、特別代表を通じて事務局長に報告する。
3. すべての部隊司令官は、総司令官に直接報告する。
4. すべての文民班は、特別代表に直接報告する。

第35条 加盟諸国の機能

条約と本議定書によって定められた責務に加えて、

- (a) 各加盟国は、要請のある場合には、必要な装備と物資を備えた待機部隊を直ちに提供し、
- (b) ここに加盟諸国は、特に領内におけるECOMOGの自由移動等の、メカニズムのために必要とされるすべての形態の援助と支援を含む本議定書の任務を遂行するためにECOWASと全面的に協力することを約束する。

第7章 メカニズムの財政

第36条 資金

1. 事務局長は、メカニズムの活動を財政的に可能にするための資金に関する規定を年度予算に盛り込む。共同体税の適用条件を規定する議定書が発効し次第、前述した税の一定の割合がこうした活動のために割り当てられる。
2. 資金確保のための特別の要請が国連と他の国際機関に対してなされる。
3. 活動資金は、OAU、自主的な拠出、二国間と多国間の出所からの無償資金協力からも確保される。

第37条 一時財政立替

1. 部隊提供諸国は、当初3ヵ月間については、活動費用を負担することが望まれる。
2. ECOWASは、そうした諸国が一時負担した費用を最長6ヵ月以内に返金し、それ以後は、活動費用を負担する。

第38条 後方支援

部隊輸送を含む後方支援の構成については、事務局が、受入国と部隊提供諸国と協議の上で決定する。

第38条 報酬と勤務条件

人員の報酬と勤務条件は、閣僚理事会が、仲介安全保障理事会の勧告を受けて決定する。

第8章 人道支援

ECOWASは、人道支援の調整と実施において積極的機能を果たす。

第40条 ECOWASの責務

1. ECOWASは、危機、紛争、災害の際に、人々の苦労を緩和し、日常生活を回復するために

介入する。

2. この点に関連して、ECOWASは、紛争予防・管理の目的のために人道的行動を効率的に実施する独自の能力を開発する。
3. 加盟国の環境が深刻に破壊された地域では、修復のための適切な方策が講じられる。
4. ECOWASは、紛争予防、管理、解決、平和維持、安全保障のためのイニシアティブにおける女性の役割を認識し、奨励し、支援する。

第41条 他の機関との協力

1. ECOWASは、以下の組織と機関と協力する。
 - (a) 国別、地域 NGO と宗教団体
 - (b) アフリカ統一機構、国連とその他の機関
 - (c) 人道分野に関与するその他の国際組織
2. ECOMOG部隊は、事務局長特別代表の指揮のもとでミッション地域において人道活動を展開するのに十分な装備をもつ。
3. ECOMOGは、すべての国別、地域、国際機関に特に安全面で支援を提供する。
4. 必要が生じた際には、ECOMOGは、現場における人道機関の活動の調整を行う。

第9章 平和構築

ここに共同体は、継続して実施されるべき、平和を構築するための段階的戦略を採用する。

第42条 ECOWAS 平和構築組織能力

1. ECOWASは、社会政治的混乱を抑制するために、加盟諸国における選挙の準備、実施、監督に関与する。ECOWASはまた、加盟諸国の民主的制度の発展をモニタリングし、積極的に支援する。
2. ECOWASは、紛争から回復しつつある加盟諸国が国家的、社会的、経済的、文化的再建を行う能力を向上することができるように支援する。
3. この点に関連して、すべてのECOWAS金融機関は、社会復帰再建プログラムへの資金提供を促進する政策を発展させる。

第43条 敵対時の平和構築

相対的平和がある圏域においては、優先順位は、紛争から生じる社会経済的状況の悪化を削減するための政策の履行と合致するものでなければならない。

第 44 条 敵対終了時の平和構築

ECOWASは、暴力的な紛争によって不本意にも影響を受けてきた加盟諸国に対して、以下の活動を実施する。

- (a) 交渉によってもたらされる平和の強化
- (b) 社会と政府組織の政治的、社会的、経済的再建のための条件整備
- (c) 児童向けのものを含む武装解除、動員解除、社会復帰プログラムの実施
- (d) 難民と国内避難民の再定住と社会復帰
- (e) 児童、老人、女性、その他の精神的外傷を受けた社会グループを含む個人への支援

第 45 条 政治権威の回復

ECOWASは、政府の権威が不在であり、または深刻なまでに侵蝕されてきた状況において、政治権威回復のためのプロセスを支援する。そうした支援には、関連する地域的または国際的機関との協力のもとでの選挙プロセスの準備、実施、モニタリング、管理が含まれる。政治権威の回復は、人権の尊重、法の支配の拡大、司法をめぐる発展と同時に実施される。

第 10 章 準地域安全保障

第 46 条 国境を超えた犯罪の規制

(省略)

第 47 条 政策調整

(省略)

第 48 条 反汚職措置

(省略)

第 49 条 マネー・ロンダリングに対する措置

(省略)

第 50 条 小火器拡散規制

ECOWASは、正当な国家の防衛と治安のニーズおよび国際的な平和維持活動を考慮し、以下の諸点のための効果的な措置を講じる。

- (a) 小火器の輸入・輸出・製造を規制し、小火器の流通を根絶する。
- (b) 合法的な所有武器の移動と使用を登録し、規制する。

- (c) すべての非合法的な武器を捜索し、回収し、廃棄する。
- (d) すべての余剰武器を回収し廃棄するように加盟諸国に促す。

第 51 条 小火器の非合法流通に対する予防措置

1. ECOWASは、小火器の密輸と流通に対抗するためにすべての必要な措置を講じる。こうした措置には、以下の諸点を含む。
 - (a) 平和の文化の醸成
 - (b) 軍事、治安、警察の部隊の訓練
 - (c) 国境監視所における武器規制の強化
 - (d) データベースと地域的な武器登録制度の設立
 - (e) 余剰非合法武器の回収と廃棄
 - (f) 製造国・供給国との対話の促進
 - (g) 国内法制と行政手続の見直しと調整
 - (h) 資源の動員
2. ECOWASは、前述1項で示された措置の効果的な履行のために、組織的および活動上の能力と加盟諸国の能力を強化する。
3. 事務局の政務・防衛・安全保障局は、すべてのプログラムと活動の履行を調整しモニタリングし、圏域本部からの情報を分析する。
4. 加盟諸国は、国家レベルでの具体的措置の調整を促進し確保するために、ECOWASによって採択されたガイドラインにしたがって、関連当局と市民社会の代表者から成る国家委員会を設ける。
5. ECOMOG平和維持活動の最初の時点において、すべての提供された小型武器と弾薬は、活動終了時点での除去とその効果的な規制を確実なものとするために、事務局に申告される。
6. 武装解除活動によって回収されたすべての武器は廃棄される。

第 11 章

アフリカ統一機構、国連、他の国際機関との協力

第 52 条 協力

1. ECOWASは、その目的を追求するために、アフリカ統一機構(OAU)、国連(UNO)その他の関連する国際機関と協力する。
2. ECOWASは、メカニズムの履行のために、OAU紛争予防・管理・解決メカニズムと全面的に協力する。
3. ECOWASは、国連憲章第7章と第8章にしたがって、本メカニズムの目的を追求するためにとられるいかなる軍事介入についても国連に通告する。

第12章 特別規定

第53条 廃止

1. 本議定書の規定は、本議定書の精神と反する、1981年5月29日に署名された防衛相互援助に関する議定書のすべての規定に取って代わる。
2. 本議定書の規定と両立しない、1978年4月22日に署名された不可侵議定書の規定は、ここに無効とする。
3. 本議定書の規定から生じる見解は、ある加盟国と第三国との間の条約あるいは合意の精神に反するものとして解釈されない。そうした条約あるいは合意が本議定書の精神に矛盾していない場合に限って、規定を無効とする。

第54条 準地域機関の整理統合

1. ECOWASIは、本メカニズムと類似した目標と目的をもつ、準地域のすべてのメカニズム、組織、機関を整理統合するために必要な措置を講じる。
2. この目的のために、ANADはECOWASの一専門機関に改組されるかもしれない。

第13章 一般最終規定

第55条 改正

1. いずれの加盟国も、本議定書の改正および見直しのための提案を提出することができる。
2. そうしたいずれの提案も、事務局長に提出され、事務局長が提案の受理から30日間以内に加盟諸国に通知する。改正および見直しは、少なくとも1カ月の事前猶予期間が加盟諸国に与えられなければ、最高会議において協議されてはならない。
3. 改正と見直しは、最高会議によって採択される。

第56条 脱退

1. 本議定書からの脱退を望むいかなる加盟国も、事務局長に対して文書による1年間の事前通告を与えなければならない。1年の期間の経過後、その事前通告が撤回されない場合には、同国は議定書の当事国であることを停止する。
2. 前項で言及された1年間、その加盟国は本議定書の規定を遵守し、本議定書のもとでの義務の履行に対して法的義務を負わなければならない。

第57条 効力発生

1. 本議定書は、国家元首政府首脳の名によって暫定的に効力を生じる。したがって、署名諸

国と事務局は、本メカニズムの規定の履行を署名とともに開始する。

2. 本議定書は、少なくとも9つの署名国が各国の憲法上の手続にしたがって批准したのちに確定的に効力を生じる。

第58条 寄託

1. 本議定書とすべての批准書は事務局に寄託され、事務局は認証謄本をすべての加盟国に送付するとともに、批准書が寄託された日付を通告し、アフリカ統一機構(OAU)、国連(UN)、最高会議が定める他の機関に同議定書を登録する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、本議定書に署名した。

1999年12月10日にロメにて。

ともに等しく正文である英語、仏語、ポルトガル語の原本を作成した。

署名

| | |
|-----------------|-------------------------|
| ベナン共和国 | マチュー・ケレク大統領閣下 |
| ブルキナ・ファソ | ブレイズ・コンパオレ大統領閣下 |
| カーボ・ヴェルデ共和国 | A・D・モテイロ商業産業エネルギー大臣閣下 |
| 象牙海岸共和国 | アンリ・コナン・ベディエ大統領閣下 |
| ガンビア共和国 | I・ンジエ＝サイディ・ローリングス副大統領閣下 |
| ガーナ共和国 | ジェリー・ジョン・ローリングス大統領閣下 |
| ギニア共和国 | Z・アビディン・サヌーシ外務大臣閣下 |
| ギニア・ビサオ共和国 | ホセ・ペレイラ・バティスタ外務国際協力大臣閣下 |
| リベリア共和国 | エノク・ドゴレア副大統領閣下 |
| マリ共和国 | アルファ・ウマール・コナレ大統領閣下 |
| モーリタニア・イスラーム共和国 | S・M・O・ブバカール大使閣下 |
| ニジェール共和国 | ダウダ・マラム・ワンケ大統領閣下 |
| ナイジェリア連邦共和国 | オルセグン・オバサンジョ大統領閣下 |
| セネガル共和国 | アブドゥ・ディウフ大統領閣下 |
| シエラ・レオーネ共和国 | アハメド・テジャン・カバー大統領閣下 |
| トーゴ共和国 | ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下 |

西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関する モラトリアム宣言

Declaration of a Moratorium on the Importation, Exportation and Manufacture of Light Weapons in West Africa

署名：1998年10月31日(アブジャ)

私たち、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の国家元首政府首脳は、
修正 ECOWAS 条約、アフリカ統一機構憲章、国連憲章に宿る原則と目的を考慮し、
小型武器(light weapons)の拡散が、ECOWAS 加盟諸国の不安定化要因および私たちの人民の平和と安全に対する脅威となっている事実を考慮し、

紛争予防・管理・解決・平和維持・安全保障のための準地域的なメカニズムの創設に関する、1997年12月17日にロメで開催された ECOWAS 国家元首政府首脳最高会議第4回特別会期の指針を考慮し、

1998年3月11-12日にヤムスクロで開催された ECOWAS 外相・国防相・内相会議の提案を考慮し、

1998年4月2日に開催されたオスロ会議における ECOWAS 加盟諸国の再確認とコミットメント、そして、西アフリカにおける小型武器に対してモラトリアムを設定するという提案への国際社会の支援を考慮し、

第50・51・52回国連総会の関連決議に明記されたような、西アフリカの軍縮に対する国連の再三の励ましを考慮し、

私たちが1998年10月31日に承認した、1998年7月23-24日にバンジュルで開催された国防相・内相・安全保障担当相会議ならびに1998年10月26-29日にアブジャで開催された外相会議の決定を考慮し、

ワッセナー・アレンジメント加盟諸国や他の武器製造国が西アフリカにおける小型武器モラトリアムに対して示した無条件の承認を考慮し、

ここに、1998年11月1日より延長可能な3年の期間にわたって、ECOWAS 加盟国における小型武器の輸入・輸出・製造に対するモラトリアムを厳粛に宣言する。

ECOWAS 事務局長に対して、安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)のもとでモラトリアムに関連する諸策の実施枠組みを発足させるための外相・専門家会合を国連システムとの協力において開催するように命じる。

モラトリアムの成功を確かなものとするために、

ここに、安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)を実施する上での、アフリカ統一機構、国連、国際社会の支援を請願する。

ECOWAS 事務局長に対して、最初の3年間の終了時にモラトリアムを評価するための外相会合を PCASED との協力のもとで開催するように命じる。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、本宣言に署名した。

1998年10月31日にアブジャにて、ともに等しく正文である英語と仏語の原本を作成した。

署名

| | |
|-----------------|---------------------------|
| ベナン共和国 | マチュー・ケレク大統領閣下 |
| ブルキナ・ファソ | アブラス・ウエドラオゴ外務大臣閣下 |
| カーボ・ヴェルデ共和国 | C・A・ワハノン・デ・カルヴァロ・ヴェイガ首相閣下 |
| 象牙海岸共和国 | アンリ・コナン・ベディエ大統領閣下 |
| ガンビア共和国 | ヤーヤ・A・J・J・ジャメ大統領閣下 |
| ガーナ共和国 | ジェリー・ジョン・ローリングス大統領閣下 |
| ギニア共和国 | ランサナ・コンテ大統領閣下 |
| ギニア・ビサオ共和国 | ジョアン・ベルナルド・ヴィエイラ大統領閣下 |
| リベリア共和国 | チャールズ・テイラー大統領閣下 |
| マリ共和国 | アルファ・ウマル・コナレ大統領閣下 |
| モーリタニア・イスラーム共和国 | モハメド・A・ウルド・モイネ大使閣下 |
| ニジェール共和国 | イブラヒム・マイナサーラ・バレ大統領閣下 |
| ナイジェリア連邦共和国 | A・アブバカール国家元首閣下 |
| セネガル共和国 | アブドゥ・ディウフ大統領閣下 |
| シエラ・レオーネ共和国 | アハメド・テジャン・カバー大統領閣下 |
| トーゴ共和国 | ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下 |

西アフリカにおける小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアム 宣言の履行のための行動規範

Code of Conduct for the Implementation of the Moratorium on the Importation,
Exportation and Manufacture of Light Weapons in West Africa

署名：1999年12月10日(ロメ)

私たち、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)の国家元首政府首脳は、
1998年11月1日より有効な、延長可能な3年間にわたる、小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアムの私たちの1998年10月31日付宣言を再確認し、
1999年7月にアルジェリアのアルジェで開催されたOAU国家元首政府首脳会議第35回通常会期で採択された、小型武器の拡散・非合法流通・密輸に関するAHG/DEC.137(XXXV)を想起し、
モラトリアムの効果的適用を支援するための行動を奨励し促進する強い必要性を意識し、
モラトリアムの遵守は、透明性と協調された努力を通じて最も達成されやすいということと、その目的のためには行動規範が必要とされているということを確認し、
ここに以下の諸点について合意した。

第1条 行動規範の拘束性

ECOWAS加盟諸国は、1998年10月31日にナイジェリアのアブジャで署名されたモラトリアムを履行するために本行動規範を遵守する。

第2条 モラトリアムの範囲

モラトリアムは、本行動規範付属文書(本報告書では省略)に定義された小型武器の輸入、輸出、製造に対して適用される。

第3条 弾薬と部品

付属文書Iに定義された小型武器の部品と弾薬の輸入、輸出、製造は、モラトリアムの精神にしたがって厳格な規制の対象となる。本行動規範における武器または火器についての言及は、弾薬と部品を含む。

組織取極め

第4条 加盟諸国

加盟諸国は、国レベルでモラトリアムを効果的に履行するための具体的措置の調整を促進し、確実なものとするために、関連当局と市民社会の代表から成る国家委員会を設ける。ECOWAS事務局は、調整支援プログラム(PCASED)と協力しながら、国家委員会の設立について加盟諸国を支援するためのガイドラインを作成する。

第5条 ECOWAS 事務局長

1. 以下の目的のために、ECOWAS 事務局内に、機構、職員、手続が設けられる。
 - a) 加盟諸国によるモラトリアムの履行を支援すること
 - b) 承諾事項に関する履行状況のモニタリングを行うこと
 - c) 進捗状況を定期的に ECOWAS 国家元首政府首脳に報告すること
2. そうした機構と手続には、以下が含まれる
 - i) 4つの圏域監視事務所の開設
 - ii) モラトリアムの精神にしたがって、現在の各国の火器製造の停止を確実にするための、加盟諸国へのミッション派遣
 - iii) モラトリアムに関する活動を支援するための外部資金と技術協力の獲得

運営メカニズム

第6条 情報交換

加盟諸国は、透明性を向上させるために、モラトリアムが対象とする武器、弾薬、部品の国内と国外からの発注または調達についての年次報告書をECOWAS事務局に提出する。ECOWAS事務局は、PCASEDの支援のもとで、モラトリアムが対象とする武器、弾薬、部品のすべての合法的な蓄積の電子データベースを開発することを意図しつつ、信頼醸成措置として火器登録制度を開発する。加盟諸国は、火器登録制度とデータベースに必要なすべての情報を提供する。事務局長は、国家元首政府首脳への年次報告書のなかにこうしたすべての情報を盛り込む。

第7条 法制化と行政措置の調整

加盟諸国は、小型武器と関連する部品と弾薬の国境を超えた移動を規制するのに必要な法制面と行政面の措置を調整し、採用する。加盟諸国は、そうした法制面と行政面措置を実効あるものとするために、法と秩序、入国管理、許可制度、税関、水資源開発、森林資源などの職員を訓練する。ECOWAS事務局は、加盟国がこの目的のために必要とする支援を提供する。この点に関して、ECOWAS事務局は、PCASEDの適切な支援を要請する。

第8条 平和活動の武器登録

ECOWAS域内外における国際的な平和活動の開始にあたって、すべての小型武器と弾薬は、それらへの規制とともに、活動完了時の撤去を可能にするために、ECOWAS事務局に申告される。

第9条 免除

1. 加盟諸国は、正当な国家安全保障の必要性または国際的な平和活動の要請を満たすために、モラトリウムからの免除を受けることができる。そうした免除要請は、ECOWAS事務局に付され、PCASEDの技術支援のもとで作成される規準に反するかどうか検討される。
2. 事務局は、そうした要請を加盟諸国に回覧する。反対がみられない場合に限って、事務局は、加盟諸国の同意を証する許可書を発行する。同文書は、武器輸出諸国によって求められる他の最終用途関連文書とともに、輸出申請書に添付される。加盟国が免除要請に異議を唱えた場合には、ECOWAS仲介安全保障理事会に付される。
3. 免除は、付属文書のカテゴリー1、2、3Aを狩猟または競技目的のために個人が単一に所有する場合にも認められる。そうした免除の申請は、国家委員会が審査し、ECOWAS事務局に対して承認勧告を行う。事務局は、PCASEDの技術支援を受けて、国家委員会における免除手続に関するガイドラインを作成し発行する。

第10条 訪問者証明書

加盟諸国は、訪問者がモラトリウムの対象となる火器の携帯をECOWAS領内に持ち込み、そうした火器の入国申請を希望する場合のために、訪問者に事前申請を求める取極めを導入する。もし、その持ち込みが認められた場合には、適格な当局が、到着時に持ち込み証明書、出発時に持ち出し証明書を訪問者に発行する。登録者は、そうしたすべての証明書を保持しなければならない。

活動側面

第11条 国内と国家間の協力

ECOWAS事務局とPCASEDは、国家委員会とのパートナーシップのもとで、モラトリウムのモニタリングと履行に関わる税関、法と秩序、他の関連する分野の職員に対する国家間協力の手続を作成し、それらを加盟諸国の承認をえるために提出する。事務局はまた、PCASEDの支援と加盟諸国の協力のもとで、そうした職員間の国内協力のためのガイドラインを作成する。事務局は、国内および国家間の協力による職員訓練のための支援を促進し、獲得する。

第12条 国境警備の拡充

事務局は、PCASEDの支援のもとで加盟諸国とともに、装備の向上と税関や他の職員の訓練・協力を含み、より効果的な国境警備メカニズムを開発する。

第 13 条 余剰武器の回収と廃棄

加盟諸国は、事務局、PCASED、その他の関連する国際機関と協力しながら、モラトリウムが対象とするもののうち、国家安全保障にとって必要以上であって、かつて非合法的な所有のもとにあり、または、和平協定や国際的な平和活動の完了によって回収されたすべての武器、弾薬、部品の体系的な回収、登録、廃棄を行う。

伸長と拡大

第 14 条 広報活動とアウトリーチ

事務局は、加盟諸国と PCASED の協力に基づいて、すでにみられる活動を取り込み、構築しながら、モラトリウムを支援するための情報戦略を開発し履行する。同戦略は、ECOWAS 地域内、アフリカ全体、国際機関と潜在的な外部資金提供パートナーの間に、モラトリウムへの理解と支援を拡大させることになる。

第 15 条 資源の動員

事務局は、PCASED とのパートナーシップのもとで、モラトリウムに対する長期の財政支援を確保し、透明性と資源の良い財政管理を拡大するために、資源動員戦略を作成し履行する。

第 16 条 取引業者・製造業者との対話

事務局と個々の加盟国は、モラトリウムの精神と文言に対する支援と支持を確保するために、国内・国際的な武器製造業者・取引業者および関連国際機関との対話を行う。

第 17 条 モラトリウムの拡大

モラトリウム・レジームへの参加は、他の関心のあるアフリカ諸国へと拡大させることができる。ECOWAS 事務局は、他の OAU 加盟諸国がモラトリウムを採択するよう奨励するのに必要なすべての措置を講じ、国連アフリカ平和軍縮地域センターとともにそれを促進する。

以上の証拠として、私たち、西アフリカ諸国経済共同体の国家元首政府首脳は、ともに等しく正文である英語と仏語の 2 つの原本からなる本行動規範に署名した。

1999 年 12 月 10 日にロメにて。

署名

| | |
|-----------------|-------------------------|
| ベナン共和国 | マチュー・ケレク大統領閣下 |
| ブルキナ・ファソ | ブレイズ・コンパオレ大統領閣下 |
| カーボ・ヴェルデ共和国 | A・D・モテイロ商業産業エネルギー大臣閣下 |
| 象牙海岸共和国 | アンリ・コナン・ベディエ大統領閣下 |
| ガンビア共和国 | I・ンジエ＝サイディ副大統領閣下 |
| ガーナ共和国 | ジェリー・ジョン・ローリングス大統領閣下 |
| ギニア共和国 | Z・アビディン・サヌーシ外務大臣閣下 |
| ギニア・ビサオ共和国 | ホセ・ペレイラ・バティスタ外務国際協力大臣閣下 |
| リベリア共和国 | エノク・ドゴレア副大統領閣下 |
| マリ共和国 | アルファ・ウマール・コナレ大統領閣下 |
| モーリタニア・イスラーム共和国 | S・M・O・ブバカル大使閣下 |
| ニジェール共和国 | ダウダ・マラム・ワンケ大統領閣下 |
| ナイジェリア連邦共和国 | オルセグン・オバサンジョ大統領閣下 |
| セネガル共和国 | アブドゥ・ディウフ大統領閣下 |
| シエラ・レオーネ共和国 | アハメド・テジャン・カバー大統領閣下 |
| トーゴ共和国 | ニヤシンベ・エヤデマ大統領閣下 |

安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)の履行のための行動計画

Plan of Action for the Implementation of the Programme for Coordination and Assistance for Security and Development (PCASED)

採択：1999年3月25日(バマコ)

序文

小火器(small arms)の無統制な蓄積と拡散は、準地域の安全保障における重大な脅威である。この現象は、単に生命への危害と深刻な人権侵害を生ぜしめるほかにも、開発努力を阻害することになる。軽武器(light weapons)の拡散もまた、犯罪行為と強盗の増大と児童兵の出現を生み出すことによって、アフリカにおける紛争を激化させる。

小型武器を抑制するため、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)加盟諸国は、1998年11月1日、地域における小型武器の輸入・輸出・製造に関するモラトリアムを宣言した。そして、モラトリアムの支援策として、安全保障開発調整支援プログラム(PCASED)が開始された。

PCASEDの目的と重点分野

PCASEDは、社会経済開発のための安全かつ安定した環境を創出する活動を支持しながら平和の構築を目指そうとするプログラムである。

その諸活動を実施するにあたって、PCASEDは、政府間組織、市民社会組織、特に女性組織の積極的な協力を要請する。

その機能を果たすにあたって、PCASEDは、個人の資格で参加する、地域および国際的な専門家から成るアドバイザー・グループの指導と技術支援を受ける。

5年の期間にわたって、PCASEDは、以下のような重点分野における一連の活動を支援する。

重点分野

- ・ 平和の文化の確立
- ・ 軍事・治安・警察の部隊のための訓練プログラム
- ・ 国境監視所における武器規制の強化
- ・ データベースと地域的な武器登録制度の設立
- ・ 余剰非合法武器の回収と廃棄
- ・ 製造国・供給国との対話の促進

- ・ 国内法制と行政手続の見直しと調整
- ・ PCASED の目的と活動のための資源の動員
- ・ モラトリアム参加国の拡大

I. 平和の文化の確立

持続可能な平和が準地域に達成されるためには、小型武器の拡散によって支えられた暴力文化の台頭に対処するためのプログラムが着手されなければならない。こうした点に鑑み、加盟諸国、ECOWAS事務局、PCASED、国連アフリカ平和軍縮地域センターは、その多国間および二国間のパートナーからの支援を受けながら、以下の点に努力を傾注する。

- ・ 地域住民が知識を獲得できるようなコミュニティ教育プログラムと権利擁護キャンペーンを通して平和の文化を創出するとともに、こうした種類の武器の所持と蓄積に反対するのに必要な規範を育成する。
- ・ 学生、法と秩序に関連する部隊、一般市民といった適切な社会構成単位に適した平和教育教材の開発を支援することで、小型武器の蓄積・拡散・使用に関する直接的および間接的な影響について、公共意識を有した批判的大衆を育成する。
- ・ 関連する課題についての政策立案と公共意識を強化するために、小型武器と持続可能な開発の問題に焦点をあてたセミナーとワークショップを開催することで、平和のための能力構築を支援する。
- ・ 小型武器問題と児童兵の潜在的な危険性に関する青年のイニシアティブを育成する。
- ・ 出現しつつある民主的な政治文化における軍部の役割に焦点を当てた軍民関係セミナーを開催する。

こうした活動のためにフォーマルおよびインフォーマルな教育プログラムを開発することが必要であろう。

フォーマルなアプローチには、中等・高等教育機関において適切な平和教育カリキュラムを策定・指導すること、学生、政策立案者、市民のためのワークショップ、座談会形式の話し合い、訓練教育プログラムを実施することが含まれる。

非フォーマルなアプローチには、共同体内関係を促進しながら、メディアと電子媒体を用いて行う啓蒙キャンペーンが含まれる。

こうした活動を成功裏に実施するために、加盟諸国、ECOWAS事務局、PCASED、国連アフリカ平和軍縮地域センターは、政府間組織、UNESCO、市民社会組織、女性組織の積極的な協力を要請する。

真なる平和の文化が定着するまでに要する時間の長さを考えれば、本プログラムは可能な限り速やかに開始されるべきである。

II. 軍事・治安・警察の部隊のための訓練プログラム

効果的な小型武器規制は、訓練と最新の武器規制手法への一層のアクセス向上を通じた、既存機構の強化と軍事・治安・警察の部隊の能力向上を必要とする。

PCASEDは、ECOWAS事務局とのパートナーシップと関連パートナーからの援助のもとで、以下の諸事項を支援する。

- ・適切な法の強化に加えて、武器と弾薬の効果的な規制についての最新技術に関して、軍事・治安・警察の部隊を訓練する。
- ・国境警備隊に加えて軍事・治安・警察の部隊のための合同訓練を促進する。
- ・小型武器拡散問題に関する国家レベルの指導者を訓練する。

この目的のために、事務局、PCASED、国連アフリカ平和軍縮地域センターは、以下を含むカリキュラムを策定する。

- i) 法と人権問題を含む拡散問題についての一般的情報
- ii) 法と秩序の維持の最新技術、小型武器の回収と麻薬密輸・国境横断犯罪への対応のための方法、国家の武器備蓄の効果的な維持管理方法、戦闘員の武装解除・動員解除・市民社会復帰など

また、パートナーからの資金面および技術面の支援を求める。

軍事・治安・警察の部隊の訓練は継続的な活動であり、可能な限り短期間のうちに開始されるべきである。

III. 国境監視所における武器規制の強化

小型武器は隠すことが容易であり、この事実は、抜け道のある国境と不適切な政府の管理の拡大とともに、武器規制の努力を挫折させかねないものとして機能している。

PCASEDは、ECOWAS事務局との協力と二国間および多国間パートナーの支援のもとで、以下の諸事項に関して加盟諸国を支援する。

- ・拡散問題、特に不正流通(密輸)を防ぐための国境管理
- ・武器の移転と流通を取り締まる効果的能力の拡大および/または開発
- ・国境を超える不正な流通を捜査し捕捉するシステムの開発
- ・小型武器の入国または出国の特定可能な地点における効果的な法規制レジームの開始
- ・拡散問題の特質と脅威を理解するための、国境および関連政治安全保障問題(特に小型武器)と、適切な政策策定を可能とするような武器流通ルートに関する調査研究の実施
- ・最終使用者証明書モニタリング、武器禁輸の遵守と情報の共有、多様な国境管理方法の使用といった諸問題に関する国境警備・税関職員向け訓練の実施
- ・国境管理努力を支援する最新技術の提供に関するドナー国支援の要請

PCASEDは、武器と弾薬の不正取引に関与してきたグループと個人の特定において従来から協力してきた、確かな専門知識を有する政府間組織と非政府組織の支援を要請する。

国境における武器規制の強化を目指す活動は、可能な限り速やかに開始され、本プロジェクトの全期間を通じて実施される。

IV. 地域的な小型武器データベースと登録制度の設立

拡散問題は、機能していない登録・許可制度と国家ファイリング制度によってもまた状況が悪化させられている。

こうした不備を是正するために、PCASEDと国連アフリカ平和軍縮地域センターは、ECOWAS事務局との協力のもと、以下の諸点において加盟諸国を支援する。

- ・ 時間を要さない特定作業と過剰かつ不安定をもたらす蓄積の予防に貢献するとともに、調査研究と政策の進展を促進するための、国家ファイリング制度または登録制度の強化および/または設立
- ・ 小型武器情報管理(LWIM)制度の創設(LWIMは、調査研究を促進するばかりか、透明性を高めるとともに、特に武器貯蔵施設における盗難または汚職を通じた武器紛失を防ぐ、国家ファイリング制度編纂に基づくデータベース)
- ・ 地域協力安全保障システムにおける加盟諸国の権利と義務を尊重しつつ情報交換と信頼醸成を促す、小型武器調達に関する透明性確保のためのレジームの創出、記録保存と情報収集の向上

PCASEDは、国家レベルにおいて、

- ・ 特に流過程から回収され、最終的に廃棄された非合法的な武器の国家ファイリング制度の創設および/または強化において各国政府を支援する。
- ・ よりよい国家貯蔵施設の運営を目指す政府を支援する。
- ・ 小型武器の移動情報に対する市民社会と国家委員会のアクセスを促進する。
- ・ 小型武器拡散問題と同問題に対応するための実施可能な政策と解決策に関する情報の編纂
- ・ 国連アフリカ平和軍縮地域センターと協力しながら、データベースと武器登録制度の実施形態を定めるワークショップを開催する。

関連する政府間組織と非政府組織の協力を要請する。

データベースと地域的な小型武器登録制度に関連する活動は直ちに開始され、PCASEDの期間終了後も継続される。

V. 余剰非合法武器の回収と廃棄

準地域に持続的な平和と安定がもたらされるためには、すべての余剰武器が回収され、廃棄されなければならない。一般に、そうした余剰武器は、国家装備の過剰、平和維持から、または和平合意の結果として回収された武器から成る。したがって、それらは国家の安全保障または法と秩序にとって必要なものではない。

結果として、この分野におけるPCASEDとECOWASの努力は、以下のような加盟諸国に対する支援行動となる。

- ・ 包括的な自主武器回収プログラム(VWCP)を通じて加盟諸国の過剰武器を一掃することによって紛争後の再建を促進する、より安全な環境を創出する。
- ・ 余剰武器の廃棄を促進することで流通量削減を確実なものとする。

PCASED は、以下の諸点において加盟諸国を支援する。

- ・ 特赦や現物支給インセンティブ VWCP を立案し、実施する。
- ・ 地域メディア(ラジオ、テレビ、新聞)において感化・説得のためのプログラムを開発し、実施する。
- ・ 武器廃棄のための安価な方法を開発し、促進する。
- ・ 国内または国家間紛争の後の和平プロセスにおける武器管理にとって効果的な戦略を策定するために平和維持活動と協力する。
- ・ 武器回収に市民社会を参画させる。

余剰非合法な小型武器を回収・廃棄する活動は直ちに開始され、モラトリアムの最初の3年間に顕著な成果を生み出すべきである。

VI. 製造国・供給国(ワッセナー・アレンジメントとそのほか)との対話の促進

武器製造国・供給国からの緊密な協力は、小型武器拡散を規制するための努力が成功するか否かの重要な決定要因である。

ECOWASと製造国がモラトリアムの規定を遵守することを確実にするために、PCASEDと事務局は、

- ・ 小型武器と弾薬の製造国と供給国を感化し、共通規制戦略を発展させる(特に、取引業者が武器取引をめぐる資金・輸送方法に関連する重要な情報を提供するように、供給国に対して取引業者の活動を監視するように促す)。
- ・ 武器貿易と流通における透明性を確保するための行動規範を共同で策定する。
- ・ 製造国と供給国に対して、武器移転に関するデータベースを設立し、追跡の簡便さを図るために製造時に小型武器に刻印を付すことを促す。

これらは、PCASED、ECOWAS事務局、市民社会組織が以下の活動を行うことで獲得可能な目標である。

- ・ 製造国と供給国、およびそれらと購入国の間の対話を促進する。
- ・ ワッセナー・アレンジメントと供給国の抑制についての協議に関わっているその他の組織との連携を図る。

さらに、PCASED、ECOWAS事務局、市民社会は、国際的な武器取引、最終用途、モニタリング、許可生産について記した、武器貿易に関する行動規範が、製造国・供給国によって確実に採択されるように努力する。

したがって、PCASED、ECOWAS事務局、市民社会組織は、

- ・ ワッセナー・アレンジメントと他の武器供給国との対話を継続する。
- ・ 政治的拘束力をもった共通の武器輸出規制を設立しようとする欧州連合と他の地域機関の努力に参加する。

こうした活動は直ちに開始され、PCASEDの全期間を通じて実施されるべきである。

VII. 国内法制と行政手続の見直しと調整

モラトリアムの効果的な適用は、小型武器の輸入・輸出・製造の効果的な規制を可能とする適切な国内法・規則・行政手続の制度の存在を条件としている。

加盟諸国は、PCASED、事務局、多国間および二国間パートナーの支援のもとで、

- ・ 民間の所持、使用、移転を抑制する、小型武器に関する国内法制と規則を見直し、更新し、調整する。
- ・ 輸出および輸入証明書や最終使用者証明書といった法的文書を導入する。
- ・ 武器規制と削減に加えて人道法問題にも関わる小型武器地域条約の策定を視野に入れつつ、異なる国内法制を調整する。
- ・ 小型武器拡散に関する戦略と政策を発展させる国家委員会を設置または強化し、関連技術サービスを調整する。加盟諸国は、設置された国家委員会のメンバーの氏名と住所をECOWAS事務局とPCASEDに送付する。

上記の目的を達成するため、PCASEDは、

- ・ 準地域の小型武器に関する法制上および規則上の文書に関する総合的な調査研究を開始する。
- ・ ECOWAS事務局と二国間および多国間パートナーとともに、法制の策定と調整に関するワークショップと訓練セッションを実施する。
- ・ ECOWAS内の武器流通を規制する地域条約の採択のためにECOWAS事務局とともに努める。

加盟諸国は、以下のような類似したイニシアティブから発想をえることができる。

- ・ 銃器規制と国境横断組織犯罪に関する原則宣言(ECOSOC)
- ・ 通常兵器不正取引の予防と対策に関する欧州連合プログラム(1997 年)
- ・ 銃器、弾薬、爆発物、他の関連物資の不正製造および取引取り締まりに関するOASアメリカ諸国間条約(1997 年)
- ・ 対人地雷の使用、貯蔵、生産および以上の禁止ならびに廃棄に関するオタワ条約(1997 年)

国内法と行政手続の見直しと調整に関する活動は遅滞なく開始され、本プロジェクトの全期間を通じて継続的に実施されるべきである。

VIII. PCASEDの目的と活動のための資源の動員

PCASEDの成功のためには、適切かつ継続的な資金的、道義的、政治的支援が確保されなければならない。

加盟諸国と二国間および多国間パートナーは、ECOWAS事務局、PCASED、国連アフリカ平和軍縮地域センターとともに、以下の活動のために必要な資源を動員するように努力する。

- ・ 現在定められているとおりにPCASEDの活動を維持する。

- ・当初設定された PCASED の期間を超えて小型武器規制イニシアティブが維持される基礎を提供する。

資源動員は、PCASEDの成果とニーズを周知するための積極的な啓発広報キャンペーンを通して継続的に実施される。

この重要な側面への取り組みを遅滞なく開始するために、二国間および多国間の支援が要請される。

IX. モラトリアム参加国の拡大

モラトリアム・レジームは、アフリカ諸国の参加拡大によってより一層大きな成功を享受することになる。

したがって、他のアフリカ諸国は、モラトリアムを忠実に支持し、または、同じようなイニシアティブに着手するように促される。

国連アフリカ平和開発地域センターは、非ECOWAS諸国に対してモラトリアムの進捗状況に関する情報を定期的に提供するとともに、その活動にそうした諸国を参画させることで、OAUとECOWASを支援する。

同センターは、他のアフリカの準地域機構との協力関係を構築し、この方面に関する行動に即座に着手する。